CIAS Discussion Paper No.17 リージョナリズムの歴史制度論的比較

小森宏美 編





CIAS Discussion Paper No.17

リージョナリズムの歴史制度論的比較

小森 宏美 編

鎌CIAS

京都大学地域研究統合情報センター

CIAS Discussion Paper No.17 KOMORI Hiromi (ed.)

Rethinking Regionalism: Europe and South East Asia in Historical Institutionalist Perspective

© Center for Integrated Area Studies, Kyoto University 46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto-shi, Kyoto, 606-8501, Japan TEL: +81-75-753-9603 FAX: +81-75-753-9602 E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp http://www.cias.kyoto-u.ac.jp

September, 2010

目次

はじめに 小森宏美 (京都大学地域研究統合情報センター) 5
社会主義国家による民族確定政策の限界 — ベトナムの事例から 伊藤正子 (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科) 6
民族性原理はなぜ採用されるのか ——エストニアの少数民族文化自治法 小森宏美(京都大学地域研究統合情報センター)
二つの「地域」の間で
美術館誘致による地域再生という投機 ——ビルバオ・グッゲンハイム美術館と新たなバスク・イメージの演出 萩尾生(名古屋工業大学国際交流センター)

はじめに

小森 宏美 京都大学地域研究統合情報センター

本論集は、京都大学地域研究統合情報センターの全国共同利用プロジェクト複合共同研究「リージョナリズムの歴史制度論的比較」(平成 18 - 21 年度)の研究成果の一部である。

すでに当センターのニューズレターに書いたことであるが¹、本共同研究は、連邦制や国内の地域主義などを研究対象とし、その制度と実態、歴史的背景等について、地域間比較や地域横断型の議論を行うことを目的として出発した。その背景には、ひとつには、1960年代末に活発化したヨーロッパの国家内地域を母体とするリージョナリズムのその後の経過に、冷戦の終焉やEUの拡大および統合の深化が与えた影響、いまひとつには、1990年代以降の東南アジア諸国で民主化に伴う形で進んだ分権化に対する関心があった。

「リージョナリズム」には、EU や ASEAN などに代表される国家上位のリージョナリズムと、国家下位のリージョナリズムの2つのベクトルがあり、また、リージョナリズムが採用される要因も、国家の機能不全が指摘される一方で、国家に対する資源・権益要求という側面もあるなど、それは多義的である。そうした多義的なリージョナリズムの性格をやや強引にひとことでまとめれば、国民国家という枠組みに対するオルタナティブ、あるいはそれを次善の策として保持していくための仕組みであるととらえることができる。「リージョナリズム」をこのようにとらえることで発見されたのは、国家に抵抗・対抗する「地域」という構造よりも、むしろ「地域」と国家の「共生」²状態であった。

本論集に所収したのは、2009 年 10 月 30 日と 11 月 1 日の両日にわたって東京大学駒場キャンパスで開催されたシンポジウム「東南アジアとヨーロッパのリージョナリズム――相関地域研究の試み」での報告の一部である。シンポジウムでの議論は多岐にわたったが、とくに興味深い点をひとつ挙げるならば、「民族」を資格や単位としてとらえる視点であった。「民族」をめぐる議論は、原初主義と構築主義、その折衷論などとして展開されているが、むしろ「民族」が使われる社会的・政治的文脈に目を向けることでその差異の地域横断的議論の方法の可能性が現れた。本共同研究の目的のひとつが相関地域研究の方法論の構築への貢献であったことを考えれば、この点については議論をさらに深化させる必要があると思われる。本共同研究会は 21 年度をもって終了したが、こうした方法論をめぐる議論は、形を変えて継続する予定である。

編者

^{1 「}ニューズレター」2010年3月、No. 6。

^{2 「}共生」の概念については、湯本貴和「現代社会のキーワードとしての『共生』」『こころの未来』 2009 年、vol. 2 を参照。

社会主義国家による民族確定政策の限界

―ベトナムの事例から

伊藤 正子

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

1. はじめに

投資を独自に呼び込むなど経済活動を中心に、ベトナムでも地方行政単位の力は実際上強まっている。しかしながら、現代のベトナム国家には、地方分権や地方自治といった概念はまだない。また、国民国家の枠組を絶対視しているため、国民国家の上位、あるいは下位の枠組に対しても、「リージョナリズム」といった概念は設定しにくい。ベトナムは国民国家よりも上位の枠組に対しては、経済的利益を得る以外のことを期待しておらず、下位の枠組に対しては、それが国家の意志に反する自立的な動きをすることを極度に警戒する。現代のベトナム国家がこのように「リージョナリズム」の概念を認めるつもりがないのは、国民国家としての統一をめざして、長期の戦争を戦い多大な犠牲を払ってきたことが密接に関連していると思われる¹。

冷戦時代までは、ベトナムにとっての上位の枠組として「社会主義圏」があった。社会主義圏崩壊後は、ASEANやメコン・サブ地域の開発を目指した様々な地域協力の枠組などを上位の枠組みとして指摘できる。ベトナムはこれらを経済発展のための足がかりにすることには大いに積極的であり、投資を呼び込んだり、交通網を利用して流通を促進し、国外への輸出を増加させたりするには、これらの枠組は不可欠だと考えている。しかしミャンマー問題への対応を見ればわかるが、内政不干渉原則を見直そうという ASEAN 内の動きに対しては、反対の先頭にたっている。またベトナムは対中国の視点で ASEAN が

1 1990 年代から 21 世紀初めにかけて、ベトナムでは、カンボジアの東に位置する中部高原(Tây Nguyên)で、土地問題を背景にした先住少数民族たちによる暴動が起こり、国家はこれを鎮圧した。この問題をリージョナリズムという視点から捉えることは可能かもしれないが、実際にはこの地域で外国人が学術的な調査をすることは今のところ無理であり、また筆者の能力を超えている。この問題の概要は、新江 [2007]。

役立つと考えられる場合を除いては、ASEANの政治的側面の統合には関心がない。内政に干渉されたり、国民国家の権限を制限されたりすることは、成し遂げた革命の後退であり、せっかく統一した国家を弱体化させ、共産党の統治を揺るがすことにつながると考えているからである。

また国家の下位の枠組としては、かつて 1955 年から 75 年までベトナム北部には、現在の社会主義政権の下で、二つの民族自治区が存在していた。しかしベトナム戦争が終結すると、1975 年 12 月に「民族自治区は一定の役割を果たした」として廃止されてしまった。それ以降、「民族自治区」についての記述は書物から削除され、「自治」ということば自体がタブーとなっている。現在、「民族自治区」は、「全民族団結」が声高に叫ばれるなかで、国家の分裂を招きかねない危険なものと見なされるようになっている。

このように、現代のベトナムにおいては、「リージョナリズム」として捉えられる現象を「地域」を基盤に考えることが難しいため、本稿ではそれに替わるものとして、ベトナム国家が国民を上から分類する単位である「民族」を対象にしたい。すなわち、国民を区分する手段である「民族分類」(ベトナム語の直訳では「民族確定」)政策をめぐる、国家と分類される側の少数派との駆け引きの過程を論じる。ベトナムでは、「国民」の下位概念である ethnic groupとしての「民族」が国家に自己主張をしたり、中間権力主体である県²が、「民族」枠組を利用して様々に利益を得ようとしたりする状況が、20世紀末から顕著になってきているからである。

1999年4月の国勢調査時には、総人口の概数が速報されたのに比べ、本来なら総人口と一緒に発表されてもよい民族別人口統計はなかなか公表されず、

² 日本の県はベトナムでは省にあたる。ここで言う県は、日本では郡の規模に相当し、複数の行政村(社)から構成される。

その発表は年末にずれこんだ。公表が遅れたのは、 民族確定の枠組みをめぐる激しいかけひきが起こっ たためだった。54の国定民族としては認められてい ないサブグループや地方グループに位置づけられて いる人々が、いたるところで、「自意識の再生」や「独 自の文化」と言った1960-70年代に国家が民族確定 の基準としてきた指標を掲げて、自らを新たな「一 民族」として認めるよう、国家に要求する声を上げ たのだった。これに押されて、国家は民族数を増や すことを含めて、民族分類枠組みの再検討を開始し た。しかしまもなく、この作業は当初国家が予想し ていたような「民族学的」「文化人類学的」な調査を 経て解決できる問題ではなく、政治問題であること が明らかになっていった³。

これらサブグループの訴えは、いずれも国民国家の枠組内での解決をはかろうとするものであり、訴える相手は国家そのもので、それを超えようなどとはしておらず、国家から公定の1民族として認められたいという思いからの異議申し立てであって、国民統合のベクトルに反するものではない。しかし、国家が国民を分類するためにつくった「国定」民族枠組に変更を迫ろうとしている、という意味で、自分たちの独自性を発揮しそれを周囲に認めさせようとする「リージョナリズム」と共通するところがあるとも言えるかもしれない。

以上から、ベトナムの民族確定政策とそれへの反応をとりあげることで、共産党の統治が絶対であるベトナムにおいて、少数民族による平和的な異議申し立てがどのように行われ、国家もまた少数派のナショナリズムに裏打ちされた申し立てを、どうかわしていくか苦心しているせめぎあいの状況を検討して、国民統合のために、「国定」民族の枠組を設けることの限界について考えてみたい。

2. ベトナムの 1960-70 年代の民族確定政策

2.1 民族確定の目的

ベトナムの民族政策の特徴の一つは、国家が国定

の民族分類を決定し、その分類枠組みに沿って政策 を実施する点にある。つまり、ベトナムは国民を明 確に民族ごとに分類してふさわしい名称を決定し、 それぞれに適切な政策を施すことで、諸民族の平等 が達成でき国民統合につながると考えている。その ため、国家内の国民を民族別に分類することについ ては、民族蔑視を助長するとして忌避する国も多い が、ベトナムでは民族を分類することを肯定的に捉 えてきた。

具体的には、南北に分断されていた1960年代から、 各少数民族を詳細に調査し国定民族を決定していく 「民族成分確定(xác định thành phần dân tộc)」作業を 始める。この民族確定作業は、もともと、ソ連や中 国という社会主義兄弟国をお手本に始めたものだっ た (Lã Văn Lô 1962:37-38)。民族確定作業の過程で は、社会主義に基づいた国家建設が行われる時代と なったおかげで、圧迫・搾取されていた少数民族た ちが解放されて諸民族間の平等が達成され、自民族 に対する誇りを取り戻して行くことが高く評価され た (Luc Văn Pảo 1973:121) (古田 1991:572)。評価さ れた理由は以下のとおりであった。一つは、1950年 代半ばに北半分の統治をようやく国際的に認められ たばかりのベトナムにとって、資本主義国家におけ るような人々の間にとてつもない格差が存在する社 会ではなく、全ての国民の間に平等が確立された社 会を建設することが不可欠の課題であったためであ る。また二つ目は、自分たちが植民地主義に対する 過酷な戦いを経てようやく手に入れた国家の存在を 正当化するためにも、社会主義的政策が勝っている ことを証明することは至上命題だったからである。

2.2 民族確定の指標

作業の理論と手順については、作業開始当時にはまだ社会主義の「兄」と呼ぶ親密な関係を保っていた中国の民族識別作業の方針を取り入れた。そして、分類の具体的指標として①言語、②領土、③経済生活、④文化の共通性にあらわれた心理状態というスターリンの民族の定義を基礎にしながらも、①と④、特に④を民族の自意識と言い換えて重視した(Bé Viét Đảng 1972:12-16)。スターリンの定義に必ずしもよらなかった理由の一つは、ベトナム北部が、中国西南部の少数民族とよく似た雑居性の高い居住状況にあり、②が適用できなかったことがある。ベトナム

³ 本稿では、国定民族名は○○族、サブグループ名は、個人の発言の場合を除いて基本的に○○人と表すこととする。 国定民族名は○○民族と訳すのが正確であるが、煩瑣であり、また日本のベトナム研究者のあいだでは○○族という訳が定着しているので、それに従った。また○○民族という呼び方には、ベトナムでは否定的なニュアンスはない。

西北地方では、中国の雲南、貴州などから異なる時代に移住してきた様々な少数民族が、山間部に混住している。山と山のあいだのわずかな平地に非常に小規模の集落を形成したり、山の斜面にわずか数軒の家がへばりつくように建っていたりして、谷一つ隔てたり、山を少し上がり下がりすると他民族がごく近隣に居住しているのが普通である。二つ目には、多くの民族が社会主義的な発展段階論からいうと資本主義段階に達しておらず、経済生活は指標にはならないと考えられた(Bé Viết Đẳng 1975:76-77)。諸民族の交流の場である定期市のように、複数の民族が経済生活の場を共有しており、一つの民族のみの経済生活圏といったものを区分することはできなかった。

しかし、民族確定作業は数々の困難に直面した。特に高地に分散居住している少数のグループには地方グループが多くあり、分化した地方グループが元の民族ではなく、近隣に住む別の民族の影響をより受けるようになったりして、グループ間のつながりがはっきりしない例や、他民族にほとんど自然同化しているが、自意識では別の民族だと考えており自身の民族名を維持している例など、一つの民族であるのか、或いは民族の一部であるサブグループであるのかという見極めが著しく困難であったからだ。以上の理由から、分類指標として自意識が最も重視されることになった。

2.3 自意識の「再生」の評価

民族確定作業が続けられた 1960-70 年代にかけて、 民族の自意識が「再生」することは、一部に細分化 を危惧する声もあったものの、基本的には望ましい ものとして捉えられていた。民族差別が存在してい た旧社会では、社会的に低い地位にあった者は自己 の民族意識を放棄して、自分をその居住地域で支配 的な地位にある民族と同一視する傾向があったが、 社会主義になってからはこうした必要がなくなった ために、独自民族としての自意識の再生がおきてい るのだから、自意識の「再生」は「積極的」な現象 であると理解されたのである(古田 1991:572)。

例として、西北山間部に居住し、同地域の多数派で有力民族であるターイ族から「サー」(奴隷の意味)という蔑称で呼ばれ、ターイ族の周辺に住んで、小作や下働きなどをしていたモン・クメール系を中心

にした幾つかのエスニックグループ(コム、シンムン、 カーン、マーン、オドゥ、ラハなど)が挙げられる(Bê Viết Đẳng 1975:92)。かれらは、ターイ族の生活スタ イルなどを模倣して自身をターイ族らしく見せよう としていたが、社会主義になってから民族の自意識 を「再生」して、自称を取り戻し、対等・平等な立 場にたてるようになっていったとされ、このような 状況が「積極的」な現象であるとして、高い評価を 受けた。そのような過程を促すためには、それら小 さな諸エスニックグループに対して、自称を民族名 称として示したり、独自の「誇り高い」名称を与え て一つの独自の少数民族として認定していくことが 欠かせないと考えられたのである。それこそが、ベ トナム共産党(当時の名称は労働党)の少数民族政 策のスローガンである「諸民族の平等」が実現され る証であった。

2.4 民族確定作業の結果

民族学者たちは総動員され1973年まで調査を続け、少数民族の名称リストを作成した。南部解放後1976年に今度は南部全域で調査が行われ、民族数は減らされて、最終的に1979年3月2日に「ベトナム民族成分リスト」が公布され、全国で54の国定民族が最終的に認定されることになった(Phan Ngọc Chiến chủ biên 2005:20 末尾の表参照)。それまでも仮の分類表にそって人口調査が北部のみで行われたことはあったが、この54民族の分類に従って1979年に初めて全国国勢調査が行われ、以来1989年、1999年、2009年の計4回は、この54の民族分類にそって、10年ごとに実施されてきている(末尾の表参照)4。

リストによれば、ベトナムには多数派のキン族(ベト族とも呼ばれ、人口の約86%程度を占める)と53の少数民族の計54民族がいる。ベトナム人にとっては、自分がどの民族に属するかは、日常生活において、姓名、生年月日、性別などと並んで常に意識せざるを得ない個人のアイデンティティの重要な指標である。例えば、身分証明書にも、何民族かが必ず書かれている。また各種申請書にも何民族かを記載する欄があり、54民族のうち一つが記載されることになっている。

^{4 2009}年の4月の国勢調査の結果、民族別人口は本稿校正中の2010年7月に公表されたが、その前後に各サブグループからどのような反応がおこっているかについては、まだ把握できていない。

ベトナムは1960年から何度か示された仮の分類 表、そして 1979 年に公布された 54 の民族成分リス トを参照しながら、様々な民族政策を立案・遂行し て来た。例えば、進学や就職に際し実施する少数民 族への特別の優遇措置、少数民族語の正書法制定や その教育、民族別割り当てを考慮した幹部養成や議 員の選出、少数民族の文化や伝統の保護、特別の投 資や税の減免などである。1970年代後半には中国と の関係悪化が影響して、少数民族のベトナム国家に 対する「忠誠心」が問題化した時期もあったが、大 きな流れから言えば、北部・中部の山岳地帯におい ては、諸民族の平等の理念は、これらの政策を通じ て形式的には着実に進展を見せて来たと言える。ま た同時に、教育の機会が拡大してベトナム語の普及 が進み、国家と接点を全く持たなかった少数民族の 中からも地方幹部が誕生するようになり、ベトナム 人意識をもつ人々も増加して、国家の狙いどおり、 ベトナムにおける国民統合の課題は紆余曲折を経な がらも進展を見せてきた。

3. ドイモイ下の少数民族援助・優遇政策

ベトナムは1986年末の共産党第6回党大会で、ド イモイ (Đổi Mới) 政策 (通常、刷新政策と訳される) を採用した。一連のドイモイ改革により、経済は次 第に軌道に乗っていくことになる。一方、ベトナム の最も重要な連携相手であったソ連では、ゴルバチョ フ書記長のペレストロイカにより、ベトナムに先駆 けて改革が図られていたが、民族問題を契機に安定 を失って行った。ベトナムは、民族政策の理念にお いても、ソ連のそれを全面的に信頼していたため、 ソ連が民族問題を原因として動揺し急激に崩壊へ向 かっていく過程には衝撃を受けた。「われわれは長い 間、人が人を搾取する制度がなくなれば、民族の圧 迫はなくなるだろうと考えていた。ソ連は70年前に 階級と搾取をなくしたが、民族の矛盾は残った。(中 略) 民族関係に何か問題があったのだろうが、(その 問題を-引用者) われわれはまだ完全につかんでい ない (Bùi Xuân Trường 1993:15)」と、党幹部学校の 少数民族科主任が述べているように、民族政策に対 する不安が拡がった。

そこで、ソ連のようにならないうちにと、先手を うって打ち出したのが、1989 年 11 月の政治局 22 号 決議「山間部の経済・社会の発展についての主要な 政策方針 (Hội đồng dân tộc của …2000:177-190)」で ある。ドイモイ政策は平野部のキン族地域では、経 済発展の足がかりをつくったが、山間部少数民族に とっては、最低生活を支える援助や優遇が市場経済 化の中で打ち切られ、ドイモイ政策開始後にかえっ て生活レベルを悪化させるという事態に陥っていた ところが多かった。そのため22号決議は、キン族が 山間部の開発と発展を進める原動力になるべきだと いうドイモイ以前の発想を転換し、少数民族の自主 性や力量を重視し、かれらの伝統を尊重しようとい う理念をうたっただけでなく、ドイモイの弊害を取 り除くべく、少数民族の不利な条件を考慮して援助 措置を復活させることも盛り込んだ。22号決議は、 少数民族政策におけるドイモイと位置づけられる(伊 藤 1997:44)。ソ連の民族政策の失敗の原因は、不平 等感が諸民族間に蔓延したからだと考えられた。そ れを解消するには、少数民族の生活レベルをかさ上 げすることこそ必要であるという結論に、国家は至 る。そのため、22号決議を具体的に実践していくに あたっては、特別の援助や優遇を少数民族に対して 上から与えて貧困状態を改善することと、平野部に 近づけるために生活基盤を整えること、つまりイン フラの整備が、政策の中心となっていく。

その後1990年代には、少数民族の生活改善をはか るための多くの施策が示された。中でも1998年7月 に出された政府首相決定135号「山間部と僻地の特 別に生活の困難な社の経済・社会発展プログラム」 は典型例で、内容は、特に貧しい社52省の2374社 (社というのは行政村の意味)を対象に、道路の整備、 水の確保、電気網の整備などを行うものである(Hôi đồng dân tộc của...2000:667-673)。戦争中やドイモイ以 前の時代には、「少数民族重視」というかけ声があっ ても、直接的には資金を伴わないものだったが、ド イモイ政策の進展で経済が軌道に乗った 1990 年代に なってから、このように大きな金額の資金が投ぜら れるようになっていく。そしてこの投資は具体的な 「民族名」を想定した上で行われている。つまり国定 民族であることが、より具体的な利益を生むように なったと言える。特に中間搾取の可能な県レベルに 幹部をかかえる有力なサブグループは、一つの国定 民族であることのうまみに気づくようになった。

そして1999年4月の国勢調査後、事態は新たな展

開を見せた。54の国定民族としては認められていないサブグループや地方グループに位置づけられている人々が、至るところで、「自意識の再生」や「独自の文化」と言った60-70年代に国家が民族確定の基準としてきた指標を掲げて、自らを新たな「一民族」として認めるよう、国家に要求する声を上げたのである。これに押されて、国家は民族数を増やすことを含めて、民族分類枠組みの再検討を開始したが、まもなく、この作業は当初国家が予想していたような「文化人類学的」な調査を経て解決できる問題ではなく、政治的問題であることが明らかになっていった。この声をあげた少数派の中から、以下カオラン人・サンチー人、とグオン人の二つの例を取り上げる。

4. 21 世紀の民族確定の見直し

4.1 1999 年の国勢調査とサブグループからの 不満の噴出

1999 年春の国勢調査後、独自民族認定要求が各サブグループから噴出した事態を受けて、1960-70 年代の民族確定作業の中心を担っていた民族学院では、国家の資金により「ベトナムにおける民族成分確定調査」を2002 年より開始することになった。真偽のほどは確かめられないが、少数民族のサブグループから独自民族としての認定の声が全国であがっていると聞いたベトナム共産党書記長ノン・ドゥック・マインが、「それなら調査をやって民族成分について再検討したらどうか」と言ったことが、ゴーサインとなったと言われている。バッカン省出身のタイー族で自らが少数民族でもあるマイン書記長(2001 年4月就任~)は、国定民族の枠組みを変更すること

の政治性にまでは、この時点では恐らく考えが及んでおらず、出身のせいもあって少数民族側にたつ意識があり、国家に不満の声があがっているならそれに答えるべきではないかという軽い気持ちで返答したと思われる。しかし、ことは学術的な調査だけでは終わらない複雑な側面を抱えていたのである。

4.2 声をあげたサブグループ・カオラン人とサンチー人

①カオラン人とサンチー人の概要と民族確定の過程 カオラン (Cao Lan) 人とサンチー (Sán Chỉ) 人は 現在の54の国定民族では、二つ合わせてサンチャ イ (Sán Chay) 族とされ、両者はサンチャイ族のサブ グループと位置づけられている。この二グループが、 別々の異なる民族なのか、一つの民族のサブグループ なのかをめぐっては、1960-70年代の民族確定作業時 に大きな論争となっていた。理由は、文化的には似て いるものの、民族確定の三つの重要な基準の一つであ る「言語」が、二グループの間で全く異なっているこ とだった。カオラン人がタイ系言語を話すのに対し、 サンチー人は広東語系の言語を話した (Nguyễn Nam Tiến 1972:60 など)。しかし、「言語」という重要な基 準は尊重されることなく、カオラン人とサンチー人 は同一民族サンチャイ族として括られることになる。 1979年に発表された民族成分リスト(末尾の表参照) によれば、サンチャイ族は「Sán Chay (Cao Lan – Sán Chi)」という特殊な示し方がされている。中身がほぼ 均質である多数派の周辺にサブグループを位置づける という、その他の国定少数民族のあり様に比較して、 二つの大きなサブグループで一つの民族が構成される というサンチャイ族の特殊性がうかがわれる。

サンチャイ族(サンチー人とカオラン人)の人口の変動(*Các dân tộc thiếu số ở Việt Nam* 1959:243)(*Dân số miền Bắc Việt Nam* 1962:35)(Khổng Diễn 1995:296-307)より作成

人口調査・国勢調査実施年月	人口 (人)	全国総人口(人)	全国人口に占める割合(%)
1958-1959 年 カオラン人 サンチー人	27,209(?) (印刷不鮮明) 6,824	全人口(南北合計)は 約 25,000,000 人 とされている	
1960年3月 カオラン人 サンチー人	22,543 14,382	15,916,955 (北部のみ)	0.14 0.09
1974年4月 カオラン人 サンチー人	41,910 25,817	22,561,829 (北部のみ)	0.19 0.11
1979年10月	77,104	52,741,766	0.15
1989年4月	114,012	64,375,762	0.18
1999年4月	147,315	76,323,173	0.19
2010年4月	169,410	85,846,997	0.20

二グループが一つのサンチャイ族として括られていることに対し、なぜ1999年の国勢調査の後に反発が湧き起こったのだろうか。それは1960-70年代に行われた民族確定作業の過程に幾つかの重大な欠陥があったことに加え、先に3.で述べたように、ドイモイ後に背景の状況が大きく変わったことがある。

- 1. カオラン人・サンチー人の住む東北山間部の共同体の境界は、中華文明圏の伝統である同じ父系血縁集団内や同姓集団内部の人間か、その外部の人間かどうかであったにもかかわらず、ヨーロッパ生まれの近代的な概念である民族を、ベトナム国家が人々を分類する基準として採用してしまった。
- 2. 民族学の重鎮(ダン・ギエム・ヴァン)の誤った判断が定説となり、若手がこれを否定しようとしなかった。誤った判断とは、前近代においてベトナム東北山間部地域のリンガ・フランカであった広東語の広西方言が、両グループの過去のもともとの共通母語であったと曲解し、だから両者は一つの民族であると断定したこと。
- 3. カオラン(高欄)とサンチー(山子)という呼称の元の意味は、それぞれ「高床式住居」と「山の子」の意味だが、それを一定の人々を指す民族名(サブグループ名)として採用したため、サブグループ内部の多様性が捨象され、解釈に混乱を来す多数の事例が表面化した。ただでさえ中身が均一でない二つのサブグループを、一つのサンチャイ族として国定民族の一つに定め、「サンチャイ族」の特徴が上から定義されることなり、その定義にあてはまらない部分をもつ人々に不満が鬱積したこと。
- 4. カオラン人とサンチー人の両グループの関係は、 東北部のクアンニン省やバクザン省ではサブグ ループ内の均質化が進み、カオラン人はタイ系 言語、サンチー人は広東語広西方言とはっきり 区別できる特徴を示している。また両者は異な る集落に住み、居住空間からも区別しやすい。 しかし、北中部のトゥエンクアン省やタイグエ ン省では違いが見えにくく、カオラン人がサン チー人と同じ集落に住み一体化し、混淆状況が より進んでいる。グループ内の地域による相違 を考慮せず、グループ内では均質であると判断 して、北中部の状況を基準に両者の関係を判断 し、東北部にもあてはめたこと。

5. サンチー人はサンチャイ族とされても名称の発音が近く、あるいは地域によっては自称がサンチャイだったところもあり、サンチャイ族とされることに抵抗感が少ないが、カオラン人とサンチー人の違いが明確な東北部において、カオラン人は、自称が国定民族の中にないため、自尊心が満たされないという思いを抱く人々が多いこと。

このような状況のもと、国定少数民族であることが価値を生むような政策がとられるようになったり、人口のより少ない少数民族に対しては、人口の多い少数民族に対してよりも手厚い優遇政策がとられるようになったため、様々な利益を目指し、両者の分離を主張する人々が現れた。またカオラン人とサンチー人はともに、数万規模の人口をもち、県レベルには共産党や人民委員会(行政府)の幹部も多数おり、知識人もいるため、中央に声を届かせることができる程度の勢力をもっている。特に県レベルでは、有力な幹部が珍しくないため、その意見は権力性を帯びたものに成りうる。省を動かして積極的に中央に働きかけてくるため、中央としては無視しにくい。

②地元の不満とガス抜きのための代表者会議

2004年3月二日間にわたって、バクザン市でカオ ラン人とサンチー人の民族確定会議が開催された。こ れは中央の社会科学院とバクザン省人民委員会の共催 であった。カオラン人とサンチー人が分布している 計8省全てから35人のカオラン人とサンチー人の代 表が出席して行われ、ハノイの10人の研究者と8つ の省の代表が計 18 の報告を行った (Trần Đức Cường 2004:1)。会議の最後には、参加者による投票が行わ れたが、各省の代表、研究者とも票は恐らく割れてい たと推測される。次にとりあげるグオン人がサブグ ループをあげて独自民族認定の要求をしているのに比 べると、カオラン人・サンチー人は人口規模が大きく、 分布範囲が広範にわたっているため、地域によってエ スニック・プロセスに大きな違いがあり、内部の意見 が統一されていないという弱みがある。しかしその後 投票結果が公表されることはなく、その後も民族確定 問題は何ら進展を見せることはなかった。この会議は、 国家側が取り組んでいるというジェスチャーを見せる ことで、かれらの不満を抑えることを目的とし、ガス 抜きのために行われたに過ぎなかったと言える。

③大物の意見と中央民族委員会の方針

調査には関与しなかったにもかかわらず、今回も この問題に介入したのは、またしても保守派の大御 所、民族学者のダン・ギエム・ヴァンであった。ヴァ ンは先の会議にも出席はしていなかったが、原稿を 送っており会場で読み上げられた。ヴァンの主張は 従来どおりでこの二グループはもともと一体のもの であるというものである。そしてヴァンは会議に送っ た原稿を、2ヶ月後の5月に「カオラン、サンチー問題」 と題する一文として雑誌に寄稿し、現行を維持し この論争を終わらせようとした (Đặng Nghiêm Vạn 2004:19)。これは、民族委員会(省庁の一つ)の方 針であったとも言われている。民族委員会は、分離 要求を一部認めることで、他の分離要求に応じざる を得なくなり、民族数が飛躍的に増加して利害対立 が増大することを懸念していた。保守派のヴァンは、 国家権力側の意向に沿った判断をしたわけである。

ヴァンにとって、民族確定作業は、文化人類学的な手法でもって民族の内実を明らかにして全体における位置づけを決めていくためのものでは無く、ベトナムの国民統合のための一手段であり、国民意識は上から植え付けられるべきものであった。カオラン人・サンチー人のケースでは、民族学者の中には見直しを求める声もごく一部に残ってはいるが、保守派で重鎮の民族学者と民族政策を統括する民族委員会が、完全に「見直ししない」方針であるため、事態は動きそうにない。そして最後に述べるように2006年5月の総括会議を最後に、カオラン人・サンチー人の分離問題は事実上棚上げされ、静かに幕引きが図られている。

4.3 声をあげたサブグループ・グオン人

中部クァンビン省のラオス国境沿いには、グオン (Nguồn) という人々がいる。かれらも 1960-70 年代 の民族確定作業時に、キン族の一部なのか、ムオン 族の一部なのか、あるいはグオン族という独自民族 なのかをめぐって論議をよんだ。1979 年に 54 の国 定民族が決定公布された時は、多数派キン族の一部とされた。しかし 1990 年代前半からいち早く、キン 族からの分離と独自民族としての認定を求めて活発 な動きを見せている。

①グオン人の自称

グオン人は恐らく平野部の住民であるキン族(ベ ト族)が、ザイン川の上流の山間部のグオン(源)5(コー サーグオンとキムリングオン)に住んでいる人々の ことを指して呼んだのが名称の始まりであろうと推 測されている(Nguyễn Dương Bình 1975:476)。 古文 書には「源人」(グオン人)という表現がされてい る。現在グオン人は平野の住民をハバン(hà bạn・下 伴?)と呼び、山地民である自分たち自身のことを グオン(Nguồn・源)と自称しており、言葉が違うこ となどを強調して、県・社レベルの幹部たちはこぞっ て「自分はグオンだ、キンとは違う」と主張してい る。そういった現在のグオンの人々の姿からは想像 しにくいが、いくつかのエピソードから、歴史的に は、平野部住民のキンに対して、山間部住民のグオ ン人が長らく自身を「キン」と称してきたことがう かがい知れる。現在グオン人の独自民族認定を求め る運動の先頭にたつグループの一人ディン・タイン・ ズによれば、大伯父はサット村 (クイダット) の副 里長(副村長)をしていたが、フランス植民地統治 下に入った時、グオンだというと副里長をやめさせ られるのではないかと思い、「自分はキンだ」と言っ たという⁶。この周縁性の自覚に根ざしたキン族に対す る劣等感は歴史的なものであると考えられる。それ は、1960年に行われた北部における最初の国勢調査 の際に、彼ら自身は実際はグオンと自称していたに もかかわらず、ほとんどのグオン人がベト(キン族) と申告した (Mac Đường 1964:34) ことからもわかる。

②グオン人をめぐる民族確定の歴史

54 民族決定以前の暫定の分類では、グオン人はムオン族の一部とされたり、独自の民族とされたりしており、1979 年に初めて多数派であるキン族に含められた。60 年代から開始された民族確定のための調

^{5 「}源」は前近代に山間部にあった行政単位。

⁶ しかし歴史的に意識されていた違いは現在主張されているような民族の差異ではなく、権力の中心にいる住民キン(漢字では京、自分たちこそが都にいる人間であるとの主張がこめられている)と山間部の田舎者のグオンという差異でしかなかったと考えられる。そうであるから、場合によってはグオン人でも「キン」であると主張することも可能だったのである。グオン人は今でも周辺のチュット族などの少数民族に対しては、キンと自称する。これらチュット族の各グループは、極少の人口しかもたず、グオン人に比べてずっと山奥に住み、「野蛮」のイメージで語られるので、かれらに対しては自身の優位を主張するのである。

査の後、1973年には地元で会議が開催され、グオン人代表と研究者、合わせて100人がグオン人の民族確定をめぐって投票をした。投票結果は30票がグオン族として認める、70票はキン族と認定するというものだった(Đinh Thanh Dự 2004a:90)。これを受け1973年11月に開かれた「ベトナム北部における民族成分確定作業に関する会議」で、グオン人はキン族の一部と位置づけられることがほぼ固まったと言える。これ以降、1990年代までグオン人を独自に取り上げる論文等はいっさい見られなくなった。そして1979年に54の国定民族一覧表が公表された時、そこにグオン人の名前は既になかった。

③独自民族認定の要求と代表者会議の開催

2000 年代半ばのグオン人の人口は 40000 人ほど で、ベトナムの総人口8000万からすればかなり小さ な集団であるが、ミンホア県では総県人口41000人 のうち約90%にあたる37000人をグオン人がしめ た (Khổng Diễn 2004:3)。筆者は 2006 年 12 月 21 日、 フィールド調査の許可を得るためミンホア県人民委 員会を訪ね、人民委員会主席、副主席、対外局長の 三人に面会したが全員がグオン人で、三人とも口々 に言語や風俗がキン族とは違うとグオン人の独自性 を主張した。例えばミンホア県主席(郡知事に相当) は、「Tôi yêu em (I love you) (ベトナム語の発音はト イイェウエム)」は「トーホウミー」と発音すると説 明し、言語の違いを強調した。対外局長は「キンは 県庁所在地のクイダットの町にいるだけで、ここは グオンの土地だ」と力説した。かれら県幹部と地元 の知識人たち(引退幹部や元教員ら)は、21世紀の 初頭に国家が民族確定の再認定作業に着手すること を決定すると、まず省の文化局に、国会に対し独自 民族としての認定を提案するためグオン人について の研究をするように要望した。

民族再確定作業では、中央の民族学院はグオン人をはじめクァンビン省の周辺に居住する諸グループの調査を行った。そして2004年10月には、先のカオラン人・サンチー人についてと同様、省都ドンホイにおいて「グオン人の民族成分確定に関する科学会議」を開催した。この会議には約100人の関係者が参加し、5人のグオン人代表や、研究者など計19人が報告、中央の民族委員会の幹部らも出席した。

研究者はそれぞれの研究成果を報告したが、特に、

民族学院院長⁷であったコーン・ジエンは、グオン人をトー族のサブグループの一つとして認定したいという意向をほのめかした(Khổng Diễn 2004:15-16)。多数派キン族に含められたままであることを強力に拒否し続けているグオン人に対し、独立した民族と認定して民族数を増やすことは避けながらも、グオン人の要求を完全にはねつけることはせずに、かれらを人口の多いムオン族に分類するのではなく、少数派のトー族に分類することによって、少数民族向けの援助や優遇措置にもグオン人をあずからせて、グオン人の不満を軽減する解決策としようとしていると思われる。

それに対し、地元からの出席者はグオン人が独自民 族であることを証明しようと言語の独自性、自身の一 族の家譜に出身地が明記されていないからこの地の独 自の民族であるということなど、様々な事例を引き合 いに出し、民族確定のやり直しを主張した。特に元教 員のディン・タイン・ズはグオン人の知識人の中でも 分離主張の強硬派であったが、会議の趨勢を敏感に読 み取ったのか、ズも最後には、チュット族の一部なら 受け入れ可能とする妥協案を述べている (Đinh Thanh Dur 2004a:95)。理由はチュット族のサブグループの一 つであるサイック人が、グオン人の周辺におり、なじ み深いためである。民族学院院長コーン・ジエンが提 案するトー族の居住地は主にゲアン省で、クァンビン 省に住むグオン人にとってはほとんど縁のない存在で あるのに対し、サイック人はグオン人からすると最も 身近な「正式な」少数民族のサブグループなのである。

④グオン人の不満

グオン人がなぜ他の民族グループに先駆けて独自 民族としての認定を求めるようになり、その要求も 極めて強力なものとなり、国会に陳情を繰り返して、 国会で唯一要求が認められるのではないかというう わさがたつところまで到達することができたのかを、 彼らの不満がたまる背景となった事象から考察して みたい。

まず前節で取り上げたカオラン人・サンチー人の 場合は、身分証明書の民族籍の欄に「サンチャイ」 と国定民族の名前が記されている例は筆者が管見す る限りなかった。既に述べたように、「サンチー」あ

⁷ 民族学院は一貫して民族分類を主管してきた社会科学院付属のハノイにある研究所。

るいは「カオラン」というサブグループの名前が民 族籍欄に書かれてあるのが普通であった。その他多 くのサブグループは実は勝手に自らの自称を民族籍 欄に書いている例が珍しくないのである。国定54民 族の中に載せられている名称から選ぶようにとの指 導もいっさいなされていない。そのため、これらの 国定少数民族のサブグループに位置づけられている 人々は、県レベル以下で日常生活を送っている限り、 サブグループ名を自由に使うことができるため、そ れぞれのサブグループとしてのアイデンティティが 否定されていると感じる場面は通常ない。そのため、 国家を意識して生きている有力幹部や知識人、国家 との関わりに敏感な一部のカオラン人のような人々 を除くと、不満が高じる状態にはないのである。民 族確定の制度は柔軟に運用されていると言え、それ によって地方の末端レベルではガス抜きができてい ると言えよう。

しかし、グオン人の場合、例外なく身分証明書の 民族籍欄には「キン」と記載されており、かれら自 身の認識においては「グオン」と書くことはできな いと考えられている。これはどのような理由による のであろうか。恐らくキン族は、自身がベトナムと いう国家の多数派で他の民族より高い文化を持ち続 けてきた主軸民族と考えているので、キン族の中身 は均質で純粋でなければならず、そこにサブグルー プだの地方グループだの「亜種」がいてはならない という潜在意識があると思われる。国家はしばしば ベトナムを「各民族共同体」などとして国民全体を 表現するにもかかわらず、多様性を認めているのは 「少数民族」に対してだけなのである。カオラン人・ サンチー人に対しては「サブグループ」という語を 用いてきたが、グオン人については「キン族のサブ グループ」という言い方はされず、「キン族の一部」 という表現しかなされていないのである。例えば、 54の国定民族が決定された後、民族学院が出した第 1冊目の民族学雑誌には、国定民族名、国定民族名 称以外の呼称、サブグループ名、主要な居住地が一 覧表になって掲載されているが、キン族以外のほと んどの少数民族には、正式呼称以外の呼び名が付さ れ、多くのサブグループを抱えていることが一見し てわかるにもかかわらず、キン族に関しては「ベト」 という国名の一部にもなっている呼び名以外の別の 呼称は書かれておらず、サブグループや地方グルー

プは一つもないことになっている(末尾の表参照)。 主要な居住地域は「全国」とされており、「グオン」 という人々が存在していることは、一切確認できな い。どこにもグオン人の姿を見いだすことはできな いのである。

グオン人の住むクァンビン省山間部は、フランス 植民地支配に抗する勤王運動が劣勢にたたされた際、 運動を率いたハムギ (咸宜・Hàm Nghi) 帝が最後に 逃げてきた地である。そのため、埋蔵宝物伝説があ るほか、ハムギ帝を家に宿泊させたとか、帝やその 従臣たちを助けたなどの逸話が身近に多数残ってい る地域でもある。抗仏という文脈では現在のベトナ ム国家の正統性に異議を唱える立場にある人々では ない。またベトナム戦争の時代には、居住地域をホー チミンルートが通っていたため、その建設や物資の 運搬に従事した人が多数おり、またホーチミンルー トを破壊しようとする米軍の激しい爆撃に遭って、 家族や家屋をなくしたり、洞窟に避難を強いられた りするなど、厳しい生活を余儀なくされた人もたく さんいた。そのような背景から、ベトナム戦争世代 を中心に、戦争を生き抜いたベトナム人としての意 識は強烈で、強力にキン族からの分離は求めても、 ベトナムという国家に対する帰属意識は一方で非常 に明確である。またクァンビン省はベトナム戦争中、 北緯17度線が通るクアンチ省が南に控えていたため、 省都ドンホイは前線として大きな被害を受けた地域 であり、国家への貢献度も大きかった。実は省レベ ルでは、「グオンはキン族だ」という声が多数派であ り、省は仕方なく県の要求をのんで国会に陳情した りしているのだが、中央から見れば、ベトナム戦争 への国家への貢献度が大きく「革命の地」の一角を 占めるクァンビン省からの要望を全く無視し通すと いうわけにはいかないのである。そのため、現在う やむやになってはいるものの、当初から要求を無視 したりはせず、国家側も研究調査に一応取り組んだ のであった。またキン族と見なされ、歴史的には自 身も「キン」を名乗ってきたグオン人は、勉学に熱 心な家庭も珍しくない。前クァンビン省主席、ディン・ ヒュー・クオンはグオン人である。このように、政 治的にも力をもつ人物を擁しており、グオン人は極 少のサブグループではあっても、中央に声を届ける ことができるほどの勢力をもつ人々であると言える。

また民族確定の基準として「民族の自意識」が大

切な要素としてあげられており、最も重要な基準と さえ言われているのに、自分たちグオン人が「民族 の自意識」を強固にもって、独自民族であるとの主 張をしているのに、なぜ認められないのかという強 い疑問がグオン人にはある。運動の中心人物、ディン・ タイン・ズはグオン人の各一族に残る家譜や自分た ちに残る言い伝えや語彙などを積極的に収集し、編 集している。その中の一作が1994年の民間文芸会の 第3位作品の表彰を受け、クァアンビン省文化芸術 会から資金を得て、『ミンホア県グオン人の文化資源 の保存と発揮』(Đinh Thanh Dự 2004b) というタイト ルでトゥアンホア出版社から出版された。国家が示 してきた民族の基準を、グオン人がいかに満たして おり、「グオン族」であるかを証明しようとするもの である。またズは、中央の少数民族関係の公文書や 書籍なども熱心に集めている。そのため、1970年代 初めまではグオンという呼称が中央で発行される書 籍に記載されていたことも承知しているし、1971年 出版の『ベトナムの歴史第 1 巻』 (Ủy ban khoa học xã hội Việt Nam 1971:27)の民族分布地図に「Nguồn」の 居住地が明示されていることを筆者に示してくれた のも、ズである。彼は「民族の自意識」がベトナム の民族確定作業において最も重視されてきた要素で あることもよく認識している。そのため、以前は認 められていたのになぜグオン人は公的文書から姿を 消さなければならなかったのか、またこれほど広汎 なグオン人内部の合意があるのに中央はなぜ取り上 げてくれないのかと憤っている。グオン人側からす れば、至極もっともな疑問であり要求であると言え るが、しかし後に述べるように、国家側からすれば、 問題はグオン人だけにとどまらず、グオン人の要求 は国民の「分裂」にもつながりかねない危険な要素 を含んでいるように映るのである。

またグオン人には僻地住民としての優先はあるものの、キン族と認定されているため、周辺の極少少数民族であるチュット族(サイック人というサブグループ)などに比べると少数民族用の特別な援助は何も受け取っていない。人数が少なければ少ないほど、特別の援助が増加するという仕組みの少数民族政策は、グオン人が自分たちと身近なサイック人などとを比べて、損をしているという感情を抱かせている。例えば大学進学に際し、グオン人はキン族として扱われるので、少数民族には適用される推薦入

試がなく、通常の入試を受けねばならない。ベトナムでは山間部の貧困対策として135プログラムが続けられているが、クイダットの町やその周辺は、第3地域の僻地指定がないのでこのプログラムの援助も受けられない。しかしながら、サイック人ならこの僻地指定がない地域に住んでいても上部学校への進学などの面で優先政策に該当するのである。

⑤国会上程の挫折

クァンビン省の国会代表(国会議員)で、交通運 輸省大臣でもあったダオ・ディン・ビン(Đào Đình Binh)は、ミンホア県が省に盛んに陳情するため、 中央に要請せざるをえなくなったクァンビン省の意 向を受けて、国会や関係者にグオン人を民族として 認定するよう執拗に働きかけた。先に述べた2004年 10月19日にドンホイで開かれた「グオン人の民族 成分確定に関する科学会議」の予算も、ダオ・ディン・ ビンの権力によって手当てしたという。省の国会代 表であるだけでなく、大臣である人物の要求を国家 としても無視し続けるわけにもいかず、グオン人に ついては要求の声が非常に大きいので一民族として の認定が認められるかもしれないという趨勢になり かけていた。しかしダオ・ディン・ビンは民族確定 作業とは全く関係ないところで、失脚することにな る。2006年1月 PMU 汚職事件が起こって、同省の 数人の高官が逮捕された。日本を含む各国の ODA などの資金を、サッカー賭博に8億円以上もつぎ込 んでいたとされ、ビン大臣も新聞などで突き上げら れ、やめざるをえなくなった。2004年10月の会議後、 グオン人の国定民族認定問題は何の進展もないまま 来ていたが、ビンの失脚は、グオン人の独自民族認 定要求にも影を落とし、中央で急速に主張が勢力を 失うきっかけになった。

5. 結論 権益としての民族 -国家・地方政府・当人たち-

民族確定作業は当初国民統合政策の一環として打ち出されたのだが、20-30年の歳月を経て20世紀末から表出した少数民族サブグループ側の動きは、民族確定の制度を逆に利用して、独自の新「民族」として現在の所属民族からの分離を訴えるものとなった。これに対し国家はサブグループ側からの動きに応じて腰を上

げ、民族成分リストの見直しに着手したわけだが、次 第にその政治性に気づくとともに、国民統合政策のつ もりだった民族確定作業が、逆に国民分裂につながる 危険性を警戒するようになったと言える。ベトナムで は歴史的に見ても、しばしば下からの動きが国家の法 令をいつのまにか無効にしたり、くつがえしたりする ため、国家としても下からの動きを軽視はできない。 党・政府を代弁している一部の保守派民族学者が、新 たな「民族」を増やすことに断固反対しているのは、 そのような経過から、下からの動きである今回の「民 族」認定要求にある種"薄気味悪い"ものを感じ取っ ているためだろう。

それならば、民族分裂を引き起こしかねない「民 族確定」を廃止すればよいのだが、実はそうはいか ない。一方で、統治側の国家にとってもまた、「54 民族」からなる多民族国家をアピールし、民族政策 を行うことは、それで潤う人々を多数生んできたか らだ。ベトナムは民族政策に力を入れ、1950年代か らいままで国家の統治機構の整備も進めてきた。国 家レベルでは省庁の一つである「民族委員会」、省・ 県レベルにも「民族委員会」や「民族局」あるいは 少数民族を担当する部署や要員が全国に配置されて いる。また、複数の大学に「民族学」を冠する学部 や学科が設置され、本書でとりあげた「民族確定作業」 の主管研究所であった「民族学院」のほか、「民族学 博物館」「民間文化研究所 (現:文化院)」など少数 民族の文化などを研究対象とする国家機関も複数存 在する。これらの行政機関、各研究所にとって、「53 の少数民族」は大切な「資源」である。つまり、開 始当初は社会主義の優位を内外に誇示するための方 策の一つであったかもしれないが、その必要性が失 せ、また民族自治区が無くなっても、現在、ベトナ ムが「54の多民族共同体」であることをアピールす ることは、かれらの既得権益の維持にとって、欠か せないのである。

また、この民族確定をめぐる主体は、国家と「民族」、 あるいは「民族」のサブグループだけでは終わらなかっ た。調査の過程で浮かび上がってきたのは、県という 重要なアクターの介入である。この県というアクター は、一定の人口をもつサブグループが集住している場 合には、サブグループの代弁者となり強力な発言力を もつに至る。社(行政村)レベルの訴えのみでは省ま で届かないが、県をあげての訴えとなるとその迫力を 省は無視することができない。カオラン人・サンチー人やグオン人の場合、強力な訴えをしていたカオラン人が多いバクザン省ソンドン県や、グオン人の集住地クァンビン省ミンホア県の党や人民委員会に、そのサブグループ出身の幹部・知識人が多数いる。かれらの声はかなり大きいため、県は一体となって省を動かし、自分たちの声を国家レベルに届けるべく様々な働きかけを行うのである。その結果、国家も「耳を傾けている」という反応を、たとえジェスチャーに過ぎなくとも示さざるを得ず、民族確定の見直し作業も事実上幕引きがなされているにもかかわらず、「継続中」の看板はおろされていない。

このように、ベトナムの民族確定には、国家、県、キン族、地方有力民族、国定民族の主流派、国定民族の周辺派(当該サブグループ)、民族学者などが、ケースごとに複雑な絡み合いを見せながら、関わっていると言える。しかしいずれにせよ、国家が目指している国民統合の方向に必ずしも従わないで、県が別の角度から自分たちの利益のために介入してくるようになったことは、中央にとっては、民族確定作業が国民分裂政策に陥ることに対する警戒感を増す要因になっている。

ベトナムの民族政策は、中部高原での問題解決に 未だ成功していないこと、中越関係悪化時に華僑・ 華人の追放を行ってしまったことを除いては、比較 的うまく行っていると考えられてきた。特に長期に 渡る戦争を経験したベトナムにとって、少数民族居 住地域は当時重要な戦略拠点でもあり、また戦争を 戦い抜くには少数民族を国民として動員することも 不可欠であったため、共産党は早くから少数民族政 策を重視してきた。少数民族の中には、東北地方の タイー族など実際その政策に自ら応えて国民意識を 涵養してきた人々も珍しくなく、自分たち自身が国 家権力側にまわっている人々さえいる (伊藤 2003)。 そのため、ベトナム自身が、自分たちは他国よりも 少数民族に対して目配りしてきたという自負も持ち、 特に1954年以降共産党統治下にある北部・中部にお いては、少数民族政策は一定の成果をあげてきてい ると考えてきた。例えば少数民族の政権機構への参 加や、上部学校への進学などが増加した点などであ る。また独自少数民族として認定してほしいという 要求が巻き起こったこと自体、ベトナムの長年の少 数民族政策によって、「キン族ではない」ことつまり

少数民族であることが、「恥」や「劣等感」を感じさ せるものから、「誇り」へと変化して来たという事実 の表れであろう。実態やキン族側の潜在的な差別意 識の残存はともあれ、少数民族側には国家が掲げて きた「民族間の平等 | の理念が浸透して来ており、 それが少数民族であると名乗ることに躊躇しない理 由となっている。その意味でベトナムの少数民族政 策がある程度成功してきた側面をもつことは評価し てよい。しかし、そうであるからこそ、少数民族側 の独自民族認定要求は、ナショナリズムに裏打ちさ れたものとなる。つまり、ベトナム国民を構成する 国家公認の正式な一「少数民族」として、国家から 認められたいという欲求である。皮肉な話だが、少 数派の国民統合が進んだがゆえに、逆に出てきた少 数民族側の独自民族認定要求に国家は直面せざるを えなくなったのである。

ドイモイが開始されてからは、共産党の統治に異

議を唱えたり、国家の分裂を意図するような言説を 振りかざしたりしない限り、少数民族側から国家に 自分たちの要求をぶつけることも可能になっている。 また「諸民族の平等」政策の実現に国家が予算をつ けるようになった。そのような状況下で、少数民族 であることが「政治的・経済的利益」を生むように なってきたわけである。少数民族サブグループは平 和的な手段を行使して、武力衝突や紛争のような破 壊的な状況を引き起こすことなく、自分たちの要求 を国家にぶつけたのだが、国家から言わせれば、少 数民族の「自意識の再生」は国家主導で行われるべ きものであった。かれらの動きは頓挫させられ、国 家はうやむやのまま静かにこの問題の幕引きを図っ ている。「民族」という枠組みを利用して、具体的に 言えば民族成分リストに名前を載せることで、自身 の豊かさ・幸福を追求し、自身の存在を誇りあるも のにしようとしたサブグループ側の自主的な動きは、

国勢調査によるベトナムの民族別人口変動 [Danh mục các thành phần dân tộc Việt Nam...1979: 58-63][Dân số Việt Nam 1-10-1079 1983: 104-105] [Khổng Diễn 1995:305-307] [Tổng cục thống kê 2001:21][Tổng cục thống kê HP]

	1979年	1989年	1999年	2009年
1. キン Kinh	46,065,384	5,590,0224	65,795,71	73,594,341
2. タイー Tày	901,802	1,190,342	1,477,514	1,626,392
3. ターイ Thái	766,720	1,040,549	1,328,725	1,550,423
4. ムオン Mường	686,082	914,596	1,137,515	1,268,963
5. ホア Hoa	935,074	900,185	862,371	823,071
6. クメール Khơ-me	717,291	895,299	1,055,174	1,260,640
7. ヌン Nùng	559,702	705,709	856,412	968,800
8. フモン Hmông	411,074	558,053	787,604	1,068,189
9. ザオ Dao	346,785	473,945	620,538	751,067
10. ジャライ Gia-rai	184,507	242,291	317,557	411,275
11. エデ Ê-đê	140,884	194,710	270,348	331,194
12. バーナー Ba-na	109,063	136,859	174,456	227,716
13. サンチャイ Sán Chay	77,104	114,012	147,315	169,410
14. チャム Chăm	77,012	98,971	132,873	161,729
15. セダン Xơ-đăng	73,092	96,766	127,148	169,501
16. サンジュウ Sán Diu	65,808	94,630	126,237	146,821
17. フレ Hrê	66,884	94,259	113,111	127,420
18. コホ Cơ-ho	70,470	92,190	128,723	166,112
19. ラグライ Ra-glai	57,984	71,696	96,931	122,245
20. ムノン Mnông	45,954	67,340	92,451	102,741
21. ├— Thổ	24,839	51,274	68,394	74,458
22. スティエン Xtiêng	40,763	50,194	66,788	85,436
23. ¬Д Кhơ-mú	32,136	42,853	56,542	72,929
24. ブルヴァンキュウ Bru-Vân Kiều	33,090	40,132	55,559	74,506
25. ザイ Giáy	27,913	37,964	49,098	58,617
26. コトゥ Cơ-tu	26,993	36,967	50,458	61,588
27. ジエチエン Giẻ-Triêng	16,824	26,924	30,243	50,962
28. タオイ Tà-ôi	20,517	26,044	34,960	43,886

29. マ Mạ	20,264	25,436	33,338	41,405
30. ⊐ Co	16,828	22,649	27,766	33,817
31. チョロ Chơ-ro	7,090	15,022	22,567	26,855
32. 八二 Hà Nhì	9,444	12,489	17,535	21,725
33. チュル Chu-ru	7,738	10,746	14,978	19,314
34. シンムン Xinh-mun	8,986	10,890	18,018	23,278
35. ラオ Lào	6,781	9,614	11,611	14,928
36. ラチ La Chí	5,855	7,863	10,765	13,158
37. フラ Phù Lá	6,872	6,424	9,046	10,944
38. ラフ La Hủ	4,270	5,319	6,874	9,651
39. カーン Kháng	2,327	3,921	10,272	13,840
40. ル Lự	2,952	3,684	4,964	5,601
41. パテン Pà Thẻn	2,181	3,680	5,569	6,811
42. □□ Lô Lô	2,371	3,134	3,307	4,541
43. チュット Chứt	2,984	2,427	3,829	6,022
44. マン Mảng	2,434	2,247	2,663	3,700
45. コラオ Cơ Lao	1,185	1,473	1,865	2,636
46. ボイ Bố Y	1,343	1,420	1,864	2,273
47. ラハ La Ha	3,174	1,396	5,686	8,177
48. コン Cống	843	1,261	1,676	2,029
49. ガイ Ngái	1,318	1,151	4,841	1,035
50. シラ Si La	404	594	840	709
51. プペオ Pu Péo	264	382	705	687
52. ブラウ Brâu	95	231	313	397
53. ロマム Rơ-măm	143	227	352	436
54. オドゥ Ơ-đu	137	194	301	376
民族分類されてない者	8,830	11,371	1,333	86
外国人	32,903	5,749	39,532	2,134
計	52,741,766	64,375,762	76,323,173	85,846,997
		合計合わず?		

	ベトナム各民族成分一覧表(1979 年 3 月 2 日統計局決定)[Tạp chí Dân tộc học 1979:59-63]				
			< > 内は筆者による		
	民族成分名	他の呼称	主な居住地		
1	Kinh (Việt)	Kinh	全国		
2	Tày	Thổ, Ngạn, Phén, Thù Lao, Pa Dí	Cao Bằng, Lạng Sơn, Hà Tuyên, Bắc Thái, Hoàng Liên Sơn, Quảng Ninh, Hà Bắc, Lâm Đồng		
3	Thái	Tày, Tày Khao (Thái Trắng), Tày Đắm (Thái Đen), Tày Mười, Tày Thanh (Man Thanh), Hàng Tổng (Tày Mường), Pu Thay, Thổ Đà Bắc	Sơn La, Nghệ Tĩnh, Thanh Hóa, Lai Châu, Hoàng Liên Sơn, Hà Sơn Bình, Lâm Đồng		
4	Hoa (Hán)	Triều Châu< 潮州 >, Phúc Kiến< 福建 >, Quảng Đông< 広東 >, Hải Nam < 海南 >, Hạ, Xạ Phang	Hồ Chí Minh 市 , Hà Nội, Hậu Giang, Đồng Nai, Minh Hải, Kiến Giang, Hải Phòng, Cửu Long		
5	Khơ — me	Cur, Cul, Cu, Thổ, Việt gốc, Miền, Khơ-me Krôm	Hậu Giang, Cửu Long, Kiên Giang, Minh Hải, Hồ Chí Minh 市 , Sông Bé, Tây Ninh		
6	Mường	Mol, Mual, Moi, Mọi Bi, Ao Tá (Ậu Tá)	Hà Sơn Bình, Thanh Hóa, Vĩnh Phú, Hoàng Liên Sơn, Sơn La, Hà Nam Ninh		
7	Nùng	Xuồng, Giang, Nùng An, Phàn Sình, Nùng Cháo, Nùng Lồi, Quý Rìn, Khèn Lài	Cao Bằng, Lạng Sơn, Bắc Thái, Hà Tuyên, Hà Bắc, Hoàng Liên Sơn, Quảng Ninh, Hồ Chí Minh 市 , Lâm Đồng		
8	Hmông (Mèo)	Mẹo, Mèo Hoa, Mèo Xanh, Mèo Đỏ, Mèo Đen, Ná Miẻo, Mán Trắng	Hà Tuyên, Hoàng Liên Sơn, Lai Châu, Sơn La, Cao Bằng, Lạng Sơn, Nghệ Tĩnh		
9	Dao	Mán, Động, Trại, Xá, Dìu Miền, Kiềm Miền, Quần Trắng, Dao Đỏ, Quần Chẹt, Lô Gang, Dao Tiền, Thanh Y, Làn Tèn, Đại Bản, Tiểu Bản, Cóc Ngáng, Cóc Mùn, Sơn Đầu	Hà Tuyên, Hoàng Liên Sơn, Cao Bằng, Lạng Sơn, Bắc Thái, Lai Châu, Sơn La, Hà Sơn Bình, Vĩnh Phú, Hà Bắc, Thanh Hóa, Quảng Ninh,		
10	Gia-rai	Giơ-rai, Chơ-rai, Tơ-Buăn, Hơ-bau, Hđrung, Chor	Gia Lai - Công Tum		
11	Ngái	Xín, Lê, Đản, Khách Gia<客家 >	Quảng Ninh, Cao Bằng, Lạng Sơn		

	•		
12	Ê-Đê	Ra-đê, Đê, Kpạ, A-đham, Krung, Ktul, Đlie Ruê, Blô, Ê-pan, Mđhur, Bih	Đắc Lắc, Phú Khánh
13	Ba-na	Gơ-lar, Tơ-lô, Giơ-lâng (Y-lăng) , Rơ-ngao, Krem, Roh, Con Kđe, A-la Công, Kpăng Công, Bơ-nâm	Gia Lai-Công Tum, Nghĩa Bình, Phú Khánh
14	Xơ-đăng	Xơ-teng, Hđang, Tơ-đra, Mơ-nâm, Ha-lăng, Ca-dong, Km-râng, Con Lan, Bri-la, Tang	Gia Lai-Công Tum, Quảng Nam-Đà Nẵng
15	Sán Chay (Cao Lan-Sán Chỉ)	Cao Lan, Mán Cao Lan, Hờn Bạn, Sán Chỉ (Sơn Tử とも呼ばれる、Bảo Lạc と Chợ Rã の Sán Chỉ グループを含まない)	Bắc Thái, Quảng Ninh, Hà Bắc, Cao Bằng, Hà Tuyên
16	Cơ-ho	Xrê, Nôp (Tu-lôp) , Cσ-don, Chil, Lat (Lach) , Trinh	Lâm Đồng, Thuận Hải
17	Chăm (Chàm)	Chiêm Thành< 占城 >, Hroi	Thuận Hải, An Giang, Hồ Chí Minh 市, Nghĩa Bình, Phú Khánh
18	Sán Dìu	Sán Dẻo, Trại, Trại Đất, Mán Quần Cộc	Bắc Thái, Vĩnh Phú, Hà Bắc, Quảng Ninh, Hà Tuyên
19	Hrê	Chăm Rê, Chom, Kre, Lũy	Nghĩa Bình
20	Mnông	Pnông, Nông, Pré, Bu-đâng, Đi Pri, Biat, Gar, Rơ-lam, Chil	Đắc Lắc, Lâm Đồng, Sông Bé
21	Ra-glai	Ra-clây, Rai, Noang, La-oang	Thuận Hải, Phú Khánh
22	Xtiêng	Xa-điêng	Sông Bé, Tây Ninh
23	Bru-Vân Kiều	Bru, Vân Kiều, Mang Cong, Trĩ, Khùa	Binh Trị Thiện
24	Thổ	Kẹo, Mọn, Cuối, Họ, Đan Lai, Ly Hà, Tày Pọng, Con Kha, Xá Lá Vàng	Nghệ Tĩnh, Thanh Hóa (Như Xuân)
25	Giáy	Nhắng, Dẩng, Pầu Thìn Pu, Nà, Cùi Chu, Xa	Hoàng Liên Sơn, Hà Tuyên, Lai Châu,
26	Cơ-tu	Ca-tu, Cao, Hạ, Phương, Ca-tang	Quảng Nam-Đà Nẵng, Bình Trị Thiên
27	Gie-Triêng	Đgiéh, Tareh, Giang Rẫy, Pin, Triêng, Treng, Ta-riêng, Ve (Veh) , La-ve, Ca-tang	Quảng Nam-Đà Nẵng, Gia Lai - Công Tum
28	Mạ	Châu Mạ, Mạ Ngăn, Mạ Xốp, Mạ Tô, Mạ Krung	Lâm Đồng, Đồng Nai
29	Khơ — mú	Xá Cẩu, Mứn Xen, Pu Thênh, Tềnh, Tày Hạy	Nghệ Tĩnh, Sơn La, Lai Châu, Hoàng Liên Sơn
30	Co	Cor, Col, Cùa, Trầu,	Nghĩa Bình, Quảng Nam-Đà Nẵng
31	Ta-ôi	Tôi-ôi, Pa-co, Pa-hi (Ba-hi)	Binh Trị Thiện
32	Chơ-ro	Dơ-ro, Châu-ro	Đồng Nai
33	Kháng	Xá Khao, Xá Súa, Xá Dón Xá Dầng, Xá Hốc, Xá Ái, Xá Bung, Quảng Lâm	Lai Châu, Sơn La
34	Xinh-mun	Puộc, Pụa	Sơn La, Lai Châu
35	Hà Nhi	U Ni, Xá U Ni	Xá U Ni, Lai Châu, Hoàng Liên Sơn
36	Chu-ru	Chơ-ru, Chu	Lâm Đồng, Thuận Hải
37	Lào	Lào Bốc, Lào Nọi	Lai Châu, Sơn La, Thanh Hóa, Hoàng Liên Sơn
38	La Chí	Cù Tê, La Quả	Hà Tuyên
39	La Ha	Xá Khao, Khlá Phlạo	Lai Châu, Sơn La
40	Phù Lá	Bồ Khô Pạ, Mù Di Pạ, Xá Phó, Phổ, Va Xơ Lao, Pu Dang	Hoàng Liên Sơn, Lai Châu
41	La Hủ	Khù Xung, Cò Xung, Khả Quy	Lai Châu
42	Lự	Lừ, Nhuồn (Duồn)	Lai Châu
43	Lô Lô	Mun Di	Cao Bằng, Lạng Sơn, Hà Tuyên
44	Chứt	Sách, Mày, Rục, Mã-liêng, A-rem, Tu-vang, Pa-leng, Xơ-lang, Tơ-hung, Chả-củi, Tắc-củi, U-mo, Xá Lá Vang	Binh Trị Thiện
45	Mảng	Mảng Ư, Xá Lá Vàng	Lai Châu
46	Pà Thẻn	Pà Hưng, Tống	Hà Tuyên
47	Cơ Lao		Hà Tuyên
48	Cống	Xắm Khống, Mống Nhé, Xá Xéng	Lai Châu
49	Bố Ý	Chủng Chá, Trọng Gia, Tu Dí, Tu Dìn	Hoàng Liên Sơn, Hà Tuyên
50	Si La	Cú Dề Xừ, Khá Pé	Lai Châu
51	Pu Péo	Ka Bẻo, Pen Ti Lô Lô	Hà Tuyên
52	Brâu	Brao	Gia Lai - Công Tum
53	Oʻ-đu	Tày Hạt	Nghệ Tĩnh
54	Rơ-măm		Gia Lai - Công Tum

国家の目には国民統合という目標を阻むものと映ってしまったと言えよう。

民族政策の要であったこの民族確定の制度が、み てきたように齟齬を生み出すなかで、ベトナム自身 が得意分野であると考えていた民族政策は行き詰ま りつつある。「ベトナムは54民族から構成される多 民族共同体である」というスローガンから、物議を 醸す54という数字を削除したいのが、現在の国家の 本音である。国民統合のために開始した民族成分の 確定は、いまやかえって民族政策の重荷になってし まっている。それは民族成分をみきわめる際に、個 人の「自意識」という客観化しにくい指標を強調す ると同時に、一方で上から国家権力が「民族」の枠 組みを決定していくという民族確定作業そのものに 根ざす矛盾と、上からモノ・金を少数民族へとばら まくことをもって民族政策としてきたドイモイ後の 路線が、共振しあって生み出された限界であると考 えられる。民族確定を通じたベトナムの少数民族政 策は大きな壁に突き当たっている。

参考文献

邦語文献

古田元夫

1991 『ベトナム人共産主義者の民族政策史 – 革命の中のエスニシティー』東京:大月書店。

伊藤正子

- 1997「ドイモイ下のベトナムの少数民族政策 山間 部少数民族を中心に - 」『アジア経済』 38-3:39-55。
- 2003『エスニシティ<創生>と国民国家ベトナム 中越国境地域タイー族・ヌン族の近代 』東京: 三元社。

新江利彦

2007 『ベトナムの少数民族定住政策史』東京: 風響社。

ベトナム語文献

Bế Viết Đẳng

- 1972 Mấy ý kiến về công tác xác minh thành phần các dân tộc ở miền Bắc nước ta hiện nay, *Thông báo Dân tộc học*, số 1:10-25.
- 1975 Về danh mục các dân tộc thiểu số ở miền Bắc nước ta (6-1973, 11-1973), *Về Vấn đề xác định thành phần các dân tộc thiểu số ở miền Bắc Việt Nam*, tr.71-97. Hà Nội. Viện Dân tộc học, NXB Khoa học xã hội.

Bùi Xuân Trường

1993 Một số ý kiến bước đầu về xây dựng bộ luật dân tộc ở nước ta, *Tạp chi Dân tộc học*, số 3 (79):15-16.

著者名無し

- 1959 Các dân tộc thiểu số ở Việt Nam. Hà Nội:NXB Văn
- 1962 Dân số miền Bắc Việt Nam (Số liệu điều tra dân số ngày 1-3-1960). Hà Nội:Tổng cục thống kê.
- 1983 *Dân số Việt Nam 1-10-1079*. Hà Nội:Bản chỉ đạo tổng điều tra dân số trung ương.
- 1979 Danh mục các thành phần dân tộc Việt Nam, *Tạp chí* Dân tộc học, số 1:58-63.

Đặng Nghiêm Vạn

2004 Vấn đề Cao Lan, Sán Chi, *Dân tộc và thời đạ*i, số 66:2-3, 19. Hội dân tộc học Việt Nam.

Đinh Thanh Dự

- 2004a Xác định thành phần dân tộc Nguồn ở huyện Minh Hóa, Quảng Binh, *Báo cáo tham luận tại hội thảo khoa học về xác định thành phần dân tộc của người Nguồn*, tr.90-95. Hà Nội: Viện Khoa học xã hội Việt Nam & UB Nhân dân tinh Quảng Bình.
- 2004b Bảo tồn và phát huy vốn văn hóa người Nguồn huyện Minh Hóa. Quảng Bình: NXB Thuận Hóa.
- Hội đồng dân tộc của quốc hội khóa X
- 2000 Chính sách và pháp luật của Đảng, nhà nước về dân tộc, Hà Nội: NXB Văn hóa dân tộc.

Khổng Diễn

- 1995 *Dân số và Dân số tộc người ở Việt Nam*, Hà Nội: Viện Dân tộc học, NXB Khoa học xã hội.
- 2004 Trở lại thành phần dân tộc của người Nguồn, *Tạp chí* Dân tộc học, số 6 (132):3-16.

Lã Văn Lô

1962 Bàn thêm về tiêu chuẩn để xác định thành phần các dân tộc thiểu số, *Tạp chí Dân tộc*, số 36:36-38.

Lục Văn Pảo

1973 Về vấn đề hòa hợp dân tộc, *Thông báo dân tộc học*, số 3 (4):121-123.

Mạc Đường

1964 Các dân tộc miền núi bắc Trung Bộ: sự Phần bố dân cư và những đặc trung văn hóa, Hà Nội: NXB Khoa học.

Nguyễn Dương Bình

1975 Về thành phần dân tộc của người Nguồn (11-1973), Về Vấn đề xác định thành phần các dân tộc thiểu số ở miền Bắc Việt Nam, tr.472-491. Hà Nội: Viện Dân tộc học, NXB Khoa học xã hội.

Nguyễn Nam Tiến

1972 Về mối quan hệ tộc người giữa hai nhóm Cao Lan và Sán Chỉ, Thông báo Dân tộc học, số 1: 59-75.

Phan Ngọc Chiến

2005 Người Kơ Ho ở Lâm Đồng: Nghiên cứu nhân học về dân tộc và văn hóa. TP HCM: NXB Trẻ.

Tạp chí Dân tộc học

1979 Danh mục các thành phần dân tộc Việt Nam, tr.59-63.

Tổng cục thống kê

2001 Tổng điều tra dân số và nhà ở Việt Nam 1999 Kết quả điều tra toàn bộ. Hà Nội: NXB Thống kê.

Trần Đức Cường

2004 Phát biểu tổng kết và bế mạc hội nghị xác định thành phần dân tộc Sán Chay tại thị xã Bắc Giang, *Báo cáo hội nghị xác định thành phần dân tộc Sán Chay (Cao Lan-Sán Chí)*, tr.1-3. Bắc Giang: Viện dân tộc học.

Ủy ban khoa học xã hội Việt Nam

1971 *Lịch sử Việt Nam Tạp I*, Hà Nội: NXB Khoa học xã hội.

Tổng cục thống kê HP: http://www. gso.gov.vn 2010 年 8 月 1 日検索

※ 本稿は、伊藤正子著『民族という政治 - ベトナム民族分類の歴史と現在 - 』 2008 年三元社の一部を元にしている。

民族性原理はなぜ採用されるのか

―エストニアの少数民族文化自治法

小森 宏美

京都大学地域研究統合情報センター

はじめに

東欧諸国の体制転換ならびにソ連邦の解体後に各地で表面化した民族問題の解決策の一つとしていくつかの国で採用されたのが、非領域的文化自治(Nonterritorial cultural autonomy)である。国家が領域性原理に基づく主権を主張する以上、領域的自治を求める民族の要求は国家との衝突を引き起こす誘因となる。そうした衝突の回避策の一つがキムリッカの提唱する民族連邦制である。この民族連邦制は、完全な形ではないにしろ、ベルギー¹、スペイン、フィンランドなどで実現していると見なされている。他方、領域性原理に基づかない文化自治の形態は、いわゆる「西」ヨーロッパではあまり注目されていないが、ロシア、ハンガリー、エストニアなど、旧ソ連・東欧諸国で採用されている(Smith et al. 2008)。

非領域的文化自治は、そもそも多民族国家オーストリアの社会民主主義者カール・レンナー(1870-1959、第一次世界大戦後のオーストリアで初代首相)の属人的民族自治を起源とする。それがソ連崩壊後の状況の中で現代的意義を持つものとしてニムニらによって取り上げられたのである(Nimni 2005)²。

本稿で取り上げるエストニアは、こうしたレンナーの再評価に先立ち、1993年に少数民族文化自治法を制定し、その実現に道を拓いた。エストニアが先頭を切ってこの制度を導入した理由は2つある。ひとつは、緊張する民族間関係への処方箋を示すことが、欧州審議会への加盟を目指していたエストニアにとって必要であったこと、いまひとつは、両大戦間期に同様の制度を採用していた過去を有することである。

本稿の目的は、民族問題の解決策としての非領域

的文化自治の有効性を検証することではない。エストニアでは、後で述べるように、これまでにイングリア・フィン人(イジョール人)とスウェーデン人(エストニア・スウェーデン人ないし沿岸スウェーデン人と呼ばれる)がこの制度を利用しているが、最大の民族的少数者であるロシア語系住民はこの法律の保障する権利を行使していない。制度上の問題点を解明する上でその理由の検証は必要不可欠であるといえるが、それには他日を期したい。

本稿では、両大戦間期と冷戦後の2つの時期の状況に関し、少数民族文化自治が採用されるに至った経緯を比較し、同自治の制度化を支えた諸要因を分析する。時代背景は異なるものの制度的には極めて近い内容を持つ同自治制度であるが、実際の運用面では大きく違っている側面もある。その理由は一つではないと考えられるものの、重要な要因として、両大戦間期と冷戦後を比べたときに浮かび上がるヨーロッパにおける民族問題のとらえかたの相違と共通点を検討する必要がある。また相違を生み出す原因こそに、両大戦間期から冷戦後にかけてのヨーロッパの経験を見ることもできるだろう。

1. 両大戦間期の少数民族文化自治

1.1 歴史・社会的背景

現在のエストニアの領域は、13世紀にはじまるドイツ人の入植以来、いくたびも支配者を換えてきた。バルト海東岸に広がるこの領域は、国家としては、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、ロシアが角逐する場であったのである。とはいえ、実質的な支配層はドイツ人に占められていた。18世紀初頭の北方戦争を経てロシア帝国に編入されたのちも、バルト諸県(現在のエストニアは、エストラント県とリーフラント県北部に分かれていた)では、ロシア帝国の他の地域とは異なる特権をドイツ人貴族に認

¹ ベルギーの2つの地域と3つの文化(言語)共同体のうち、 後者は非領域的自治とみなすこともできる。

² オットー・バウアーとレンナーの間の民族的自治論の違い については、太田(2007)を参照。

めた特別体制が敷かれた。この社会ではエストニア 人の大半は農奴身分に置かれていた。

このドイツ人による支配体制は、19世紀前半の農

奴解放、同世紀末のロシア化政策、1905年のロシア 革命を受けて変化せずにはいなかったものの、それ が最終的に崩壊するのは第一次世界大戦下のことで あった。1917年のロシア革命(二月、十月)を経て、 独立しか道はないと判断したエストニア人救済委員 会により、1918年2月24日、独立が宣言される。だが、 このときにはすでにドイツ軍が首都タリンに迫って おり、ドイツの敗戦までエストニアの領域はドイツ 軍の占領下に置かれた。ドイツ敗戦後も独立がすぐ に達成されたわけではなかった。1918年11月には ソヴェト・ロシアとの独立戦争に突入したのである。 1920年2月2日、ソヴェト・ロシアと締結したタ ルト条約により、エストニアの独立は初めて法的に認 められた。独立宣言から2年を経て実質的独立も獲得 されたことになる。この実質的独立までに、エストニ ア臨時政府は、少数民族に関わるいくつかの文書を採 択および発出している。中でも明確に少数民族の権利 保障を謳ったのが、1918年2月21日の「エストニア の諸民族への宣言」である。そこでは、ロシア人、ド イツ人、スウェーデン人、ユダヤ人ならびにその他民

なぜこうした「寛容さ」が示されたのか。理由は 複数ある。第一に均質な民族構成である。民族がモ ザイク状に混在する他の多くの東欧諸国に対し、エ ストニアでは民族的エストニア人が88%を占めてい た。すなわち、数の上で脅威となるほどの少数民族 が存在しなかった。第二にエストニア人知識人の抱 く小民族認識である。20世紀初頭で約100万人程度 であったエストニア人は、19世紀後半のナショナリ ズムの時代に文化的・精神的発展を選択するしか道 はないことを認識していた。そうした認識の下では、 攻撃的なナショナリズムは不可能な選択肢であった。 しかしこのことは、数世紀にわたり支配者として君 臨してきたドイツ人に対する怨嗟の念がエストニア 人になかったことを即意味するわけではない。第三 に戦争遂行中という事情があった。対ソヴェト・ロ シアの戦いの中でとられたのは、貧困層のボリシェ ヴィキに対する支持を引きはがすための土地改革と、 民族自治保障の宣言である。実際には、土地改革は 大土地所有者の多かったドイツ人の利益と衝突する

族に対し、民族文化自治権が保障された。

政策であり、後に問題化する。第四に1917年以前の ロシア西部諸県では上に述べたレンナーやバウアー のアイデアが広く知られており、その発想が1918 年後に建設された国家にも引き継がれた (Hiden et at. 2006: 389)。第五にウィルソンが 1919 年 1 月に提 案した国際連盟加盟条件に示された少数民族の処遇 がある。そこでは、少数民族に対し、多数派民族と 同一の取り扱いと安全を法的にも事実的にも認める ことが要求されている。これは実質的独立獲得後に より強く影響を持つ要因である。そして最後に、民 族間の平等が新しい時代の一つの礎石としてエリー トたちに理解されていたという指摘がある (Smith 2005; 219)。しかしそれは即、そうしたエリートたち が少数民族への自治権付与までを真摯に支持してい たことを意味するわけではない。むしろ、独立への 支持を諸外国から得るために少数民族に対する権利 保障の必要が認められていた面があることは確認し ておく必要がある。このことは少数民族文化自治法 の成立の経緯を見ることによってより明らかになる だろう。他方、諸外国からの独立承認が得られ、国 際連盟への加盟が認められた後も同法成立を支持す る立場を変えなかった政治家としてパッツやエイン ブント (後に改名によりエーンパル) などの保守派 と目される人々がいる³。むしろ、中道および左派の 政治家が、法律制定に難色を示していたことにも着 目する必要があるだろう。

1.2 少数民族文化自治法成立の要因

上述の「エストニアの諸民族への宣言」ならびに 1920 年憲法第 21 条で保障された少数民族文化自治 の実現には、1925 年まで待たなければならなかった。この過程も平坦であったわけではない。1920 年のタルト条約締結後、国内情勢が安定に向かう中、1920 年 6 月には憲法制定会議が招集された。こうした状況の中、約束された少数民族自治の実現はむしろ遠のくかに見えた。それが実現にこぎつけた理由として先行研究では次の点が挙げられている。

第一に、少数民族文化自治が国際連盟への加盟の 条件であったとする見方がある。確かに、時期的に は憲法における同自治への言及と他方で1921年9月

³ パッツは、当初、左派系の政治家であったが、それを彼自身は、当時は守るべきものがなかったからであると説明している。

に国際連盟への加盟が実現すると文化自治法制定に 対する政治的関心が薄れた状況とが一致していたこ とから、当然、関連は検討されるべきである。とは いえ、直接の影響については疑問がある。というの は、国際連盟から求められたのは少数民族保護宣言 であり、その内容と少数民族文化自治は、後で見る ように本質的に異なるからである。すなわち、宣言 では諸民族の平等の扱いが求められているのであり、 集団的な権利の行使に踏み込んだものではない。と はいえ、間接的にみれば、国会内でのドイツ人議員 との交渉過程でそれが影響をもったであろうことは 否定できない。それでもなぜ 1925 年になって法律が 採択されたのかという点を説明できないことは明ら かである。1925年の時点では、すでに少数民族問題 についての国際社会の拘束は弱まっていたという指 摘もある (Smith 2005; 217)。

したがって、少数民族文化自治確立との直接の因 果関係については大いに疑問であるものの、少数民 族問題全般に対する解決策の一つとして、国際連盟 の少数民族保護体制についてみておく必要はあるだ ろう。同体制へは、ポーランドは条約締結によって、 バルト三国は宣言を行うことで参加した。リトアニ アとバルト三国の他の二国との間にも相違があった。 クライペダ (メーメル) ならびにヴィリニュス (ヴィ リノ)の領土問題を抱えるリトアニアはイギリスお よびフランスからの同問題への支持を必要として 早々に宣言を行った。他方、エストニアとラトヴィ アは国際連盟加盟後しばらくこの問題についての協 議を継続した。少数者の権利保障を憲法等に織り込 んでいたにもかかわらず宣言を躊躇した理由はどこ にあったのか。それは、国際連盟側とエストニアの 間の議論を見ることである程度明らかになる。エス トニアも国際連盟側も、エストニアの憲法を少数民 族の権利を保障する自由主義的な内容であると見な す評価では一致していた。ただし、国際連盟側はそ の憲法で認められた権利が今後も同じ形で継続的に 行使できる保証がなく、それを保証するために国際 機関の監督が必要であるという立場を示した(Made 1999: 135-136)。また国際連盟側のいまひとつの事情 として、エストニアにだけ例外を許すわけにはいか なったことが指摘できる。これに対し、エストニア は、宣言に縛られた場合の他国(すなわち、ドイツ) の介入を懸念していたのである (Ibid. 137)。

結局、エストニア国内からの訴願のみ事務局は受理すること、エストニア国外からの情報や匿名の情報に基づく訴願を事務局は受け付けないことを条件として(Ibid. 160-161)、エストニアは1923年にようやく少数民族保護宣言を行った。

ただし、こうした条件付宣言であっても、訴願が 提出されればそれに対応せざるを得ないという意味 では、条約締結国となんら変わりはなかった。とは いえ、実際にドイツ人から出された主に土地接収に 関する請願は、同問題は民族問題ではなく、社会・ 経済問題であるとして国際連盟事務局で却下される か、事前の三者協議等で妥協が図られた。1929年に 請願方法の修正が提案されたとき、エストニアおよ びラトヴィアがこれに反対したことは(Made 1999; 170)、両国がシステムに満足していたことの証左で ある。

文化自治法の採択時期との関係で指摘される要因として、1924年12月の共産主義者のクーデタ未遂がある。しかし実際にはその前に、自治権は文化に限定し政治から完全に切り離すという趣旨の重要な合意はなされていたので、このクーデタなしでも実現したのではないかという見方もあり、やはり直接的な因果関係を指摘するのは難しい(Smith 2005; 220、Hiden 2006; 393)。

その他に、ドイツとの関係、大土地所有者から土地の接収を行った土地改革への補償としての意味についても指摘されているが、本稿ではこれらの点については踏み込まない。筆者の関心はむしろ、どういった政治家が制度化を支持したのかにある。国会では、ドイツ人政治家に加え、コンスタンティン・パッツら一部政治家の積極的な後押しがあった。

エストニア人の中での支持派の中心は保守派の農民党であった⁴。その理由として、今後の検証が必要であるという留保条件をつけた上で、本稿では次の点を指摘しておきたい。農民党の有力指導者の一人であったパッツは、政党制度への不信を1920年代半ばにはすでに公言し、1920年に採択されたばかりの憲法の改正をも要求していた。そのパッツによる1934年の実質的クーデタにより成立したいわゆる権威主義体制の下、職業団体等およびドイツ人とユ

⁴ アレニウスは、穏健ナショナリストである保守党政治家による民族間平等を支持する発言を指摘しているが(Alenius 2004; 39)、筆者は発言の裏にある政治的な動機に着目する必要があると考える。

ダヤ人に集団としての政治参加権を認めたコーポラティズム的発想の制度化は実行に移される。職業集団ごとに成員の福祉等への責任を求め、国家への参加を促す制度として、政党以外の諸団体に集団としての国家との関係が認められたのである。すなわち、民族に限らず、領域に基づかない、何らかの基準に従った成員により構成された団体への権利付与という発想があったことがここから見て取れるのであり、それが自治権といえるかどうかは別とするとしても、けっして少数民族に限定して考えられていたわけではなかったといえる。

他方、非領域的自治を支持したドイツ人政治家には、アンメンデおよびハッセルブラットのように、後にナチスとの協力関係に入る者⁵と、シーマンのように1930年代においても自由主義者に位置づけられる者の両方がいる(ただし、シーマンはエストニアではなくラトヴィアの政治家)。このことは、非領域的文化自治を、豊富な多文化主義的議論を経験した上での今日の状況とは異なる文脈の中においてみて見なければならないことを意味している。むろん、30年代になってナチスとのかかわりを持った事実のみをもって、20年代に少数民族文化自治を支持した時点での人種主義的思想背景が証明されるわけではない。後で見るように、そもそも非領域的文化自治は、「血」ではなく一人一人の「選択」に重きを置いていた点を見逃してはならない。

Housden (Housden 2004) によれば、ハッセルブラットは、次のような思想の持ち主であった。すなわち彼は、他の文化に対するドイツ文化の優位性を確信していた保守主義者であり、階級に基づく政党政治では社会の多様な利害を代表することはできないと考えていた。第一次世界大戦後に成立した中央集権的な国家は機械的であるのに対し、かつての国家は分権的な、複数の多様な中間団体によって構成される有機的な存在であった。一つの民族に決定権が集中する(と本人が考える)国民国家というシステムに対しハッセルブラットは否定的であった。アンメンデもまた国境を越えた文化的紐帯を重視し、国際連盟による少数民族保護は機能していないと見なし、諸民族による国際組織の創設が必要であると考えた。民族的母国の外に残された人びとを「マイノリティ」

ではなく「ナショナリティ」と位置づけたところに 彼らの思想の核がある。他方、シーマンは、少数民 族の文化的な権利の行使と同時に、居住国に対する 忠誠も重視していた。それに対し、アンメンデやハッ セルブラットが重視したのは、既存の国境にはかか わりのない民族のアソシエーションであったのであ り、そこに両者の間の最大の違いがあった。

1.3 第一次世界大戦後の少数民族問題: 保護か自治か

エストニアだけが少数民族問題を抱えていたわけではない。むしろ、他国の方が深刻であった。その解決策として採用されたのが、住民投票での帰属決定(例えば、デンマーク・ドイツ間)や住民交換であった。。ここからわかるのは、この時期に「称揚」された民族自決の行使には、あくまでも均質な民族構成に基づき、近隣諸国および大国によって保障された安定した国民国家建設が前提とされていたことである。

しかしながら、以上のような方策には限界がある。 それは、ユダヤ人やドイツ人のように特定の集住地域を有さず分散して居住する場合である。こうした 少数民族をめぐる状況は3つの帝国の解体を見た第 一次世界大戦後に登場した国々が共通して抱える問題であり、それゆえにいわゆる諸大国も何らかの方策を採る必要に迫られたのである。

その方策として、大きく保護と自治が考えられる。諸大国が方策として選んだのは前者であった。1919年の少数民族保護体制の成立にあたっては、ユダヤ人諸団体のロビー活動が強い影響を及ぼしたことが指摘されている(川手 18、Made 1999; 147)。そうして国別に締結された少数民族保護条約には、「民族的・宗教的・言語的少数者が法的にも事実上も同等の扱いと安全を享受すべきこと」が明記され、母語の使用と、学校をはじめとする公的機関における平等が謳われた。ここに見られるように、少数民族保護条約が目的としているのは、国民国家の下での少数民族の平等な扱いであり、それが侵害されないた

⁵ しかしその理由は反共産主義であったと Housden は指摘 する (Housden 2004; 247)。

^{6 「}成功」例として引き合いに出されるものとして、1913 年 にブルガリアとオスマン帝国が国境線の両側 15 キロ以内 に住む各 5 万人のブルガリア系住民とムスリムを自由意志 に基づいて交換することを取り決めた「住民交換に関する 協定」ならびに 1922 - 23 年のローザンヌ会議でギリシア =トルコ間で締結された住民交換協定(対象は、約40 万 人のトルコ系と 130 万人のギリシア系)。

めの保護である。同条約に基づき、少数民族側から訴えがあった場合に国際連盟事務局で実際に取られた対応を見れば⁷、この体制の下で求められていたのは、国民国家体制の下での秩序と平和の維持であったことがわかる。

しかしながら、こうした保護体制には、義務を課 せられた国のみならず、当の少数民族側も不満であっ たことは、1925年10月の諸民族(ヨーロッパ少数 民族の)会議の設立によって端的に示されている。 この会議の発足にドイツ人が主導権を発揮したこと は明らかであるが、ドイツ人以外の参加も決して不 活発であったわけではない(14カ国から34民族グ ループ)。そこで目指されたのは、既存の国境に脅 威となることのない同胞民族による共同体の創設で あった。そこには国際連盟の少数民族保護体制が含 意する方向性に対する不満があった。同体制の下で 付与された市民としての平等の権利だけでは、異化 は防がれても、長期的な同化は回避できないどころ か、実際にはそれをよしとする考え方が見え隠れし ていたからである。少数民族による民族性の保持が 国家の安定に与える影響の是非はここではひとまず おくとして、それでもいえるのは、仮にその民族性 の保持が望まれるとしても、憲法によって保障され た平等だけでは困難であると認識されていたことで ある。

1.4 少数民族文化自治法とその実践

長い議論の末に、1925年12月にエストニアで採択された少数民族文化自治法に基づき権利を行使できるのは、憲法で少数民族として言及されているドイツ人、ロシア人⁸、スウェーデン人に加えて、3000人以上の人口を有する少数民族とされた(第8条)。当時のユダヤ人の人口がかろうじて3000人を超える程度であった。文化自治の具体的な行使については、次のように定められた。

①エストニア国籍を有する18歳以上の当該少数民族 のうち50%以上が登録していること。当該少数民 族への帰属はパスポートへの記載によって証明される。

- ②3年任期(1932年からは4年)の文化評議会(定数は20-60)選出のための選挙の実施。有効投票数は登録者の半数。
- ③文化自治権の行使と関連組織の設置には、文化評議会の3分の2の賛成が必要。
- ④国税・地方税とは別にいわゆる文化税の徴税権あり(前年度の納税額に応じて決定)(Lairits 2008; 78)。財政は国家・地方予算、寄付等、外国からの援助⁹によってまかなわれる。

こうして制定された法律に基づき権利を行使したのはドイツ人とユダヤ人であった。それぞれ 1925 年 11 月と 1926 年 6 月に文化自治体の設置が政府によって公表された。1925 年に作成されたドイツ人の名簿に有権者としての権利を有するドイツ人のうち 97%が登録したことは(Laurits 2008: 78)、この権利に対するドイツ人の関心の高さを示している。第 1 回の評議会ではそれぞれ 41 人(ドイツ人)と 27 人(ユダヤ人)が選出された。活動の主たる領域は、公立・私立を問わず民族系学校の運営、管理、監督と、劇場やスポーツ活動、図書館、講演会などの組織など文化全般にわたったが、当初は権限に含まれていた福祉については国会審議の過程で、自治体の権限外とされた。

実際の活動を見ると、ドイツ人は、25あるドイツ 語系学校のうちの約4分の1を監督下に置いた。ユ ダヤ人については、6つの学校を監督下に置いた。 それらの学校の教育言語は、ドイツ語、ヘブライ語、 イディッシュ語であった。

こうした文化自治体の活動がエストニアのドイツ人のアイデンティティの形成、変容に与えた影響についての研究蓄積は多くはない。すでに述べたように、同自治法の生みの親とも言えるハッセルブラットは、ナチスの傘下に走り、1941年に始まるドイツ軍占領期には、占領側としてエストニアにやってきた。しかしながら、エストニアという国家への帰属意識を育てた人びとが存在しなかったわけではない。1935年当時のエストニアの警察資料によれば、エ

⁷ 予備審査は、訴願を受けて国連事務局で開始されるが、実際に理事会での審議まで至ったのは 1923 - 33 年の期間に提出された約 700 件のうち半数であった (Made 1999; 163)。

⁸ ロシア人が民族文化自治権を行使しなかった理由の一つと して、文化税の負担が指摘されている(Laurits 2008; 68)。

⁹ 文化自治体をはじめとする文化・民族活動全体の支出に占めるドイツからの援助の割合は35-50%であった(Laurits 2008; 79)。

ストニアに居住するドイツ人は政治思想的に次の3つに分けることができる。①帝国時代のイデオロギーから脱却できないかつての貴族と富裕な市民層。この人びとは因習から抜け出せず、過去に生きている。②国家社会主義に傾倒する貧困市民層。③エストニアに対する忠誠心を有する若い世代のドイツ人。この3番目のグループが、1934年10月、エストニア・ドイツ民族主義協会を設立した。エストニアを祖国とする同協会の主たる活動目的は、エストニア文化に対する理解の深化であった(Matsulevits 1993; 71)。

こうした民族的アイデンティティを保持しながらの国家的帰属意識の育成に、少数民族文化自治のような制度がどの程度影響を与えたのであろうか。しかしそもそも、国家的帰属よりも民族性を重視した少なくない人びとが存在した事実を見れば、人びとの国家との関係構築は制度だけで決まるわけでなかったことは明らかである。とはいえ、そのことのみをもって非領域的文化自治には意味はないと結論づけるのは早計である。そのように言えるは、冷戦終焉後、この制度を採用する国が再び現れてきているからである。

2. 冷戦後の非領域的自治

2.1 エストニアの事例

第一次世界大戦後に採択された法律と1993年の法律の間の最も顕著な違いは、後者では、以下のように、第1条で少数民族に関する明確な定義が与えられたことである。

すなわち、本法の意味するところの少数民族とは、 エストニア国民で、

- ①エストニアに居住し、
- ②エストニアと長期に亘る、確固とした、かつ継続 的な結びつきを有し、
- ③民族的帰属、文化的特徴、宗教または言語においてエストニア人とは異なり、
- ④共通のアデンティティの基盤となる文化的慣習、 宗教または言語をともに保持したいという希望に 動機付けられている者である。

この 1993 年に採択された法律に基づき、文化自治権を行使しているのは、イングリア・フィン人とスウェーデン人(沿岸スウェーデン人またはエストニア・スウェーデン人という)である。前者は、イン

グリア・フィン人と書いたが、第二次世界大戦前からエストニアに居住するイジョール人(エストニア語ではイスリ)およびイングリア・フィン人¹⁰の両方をここでは含めている。その大半は、ソ連時代にエストニア化ないしロシア化した。2000年の国勢調査ではこれらの人びともまとめてフィン人のカテゴリーに分けられている。同調査によれば、11,837人のフィン人のうち母語をフィンランド語とするのは4,554人(約38.5%)である。また2,065人が無国籍である事実も興味深い。このことは、ソ連時代にエストニアに移住してきたフィン系の人びとの存在を示している。イングリア・フィン人は、2004年に文化自治体を創設した。

スウェーデン人は2007年に選挙を実施し、文化自 治体を選出した。その際、上記①の要件を満たして いなくても有権者として登録可能とされた。それは、 第二次世界大戦時に多くのスウェーデン人が自らの 意思に反してエストニアを去らざるを得なかったか ら、というエストニア政府の解釈による。1934年に は7,641人がエストニアに居住していたが、その数 は急激に減少し、1989年の時点のスウェーデン人 の数は297人であった。2000年の国勢調査では、ス ウェーデン人300人のうちスウェーデン語母語話者 は107人、エストニア国籍保有者が211人である。

フィン人およびスウェーデン人の母語保持率および後者に関してはエストニア内居住人口の少なさを考えれば、この2つの民族集団が少数民族文化自治に期待する効果が、両大戦間期のドイツ人と同じであるとは考えられない。実際にその権限の行使の範囲の最も大きい教育分野については、生徒数やあるいは希望によると思われるが、日曜学校の運営が行われている程度である。

他方、最大の少数民族であるロシア語話者はこの 権利を行使していない。その理由の一つは、先にあ げた4つの要件にある。1991年のエストニアの独立 回復に伴い、1940年6月17日以降にエストニアに 移住してきた者に対しては、エストニアの国籍が自 動的には付与されることはなく、国籍取得希望者に 対しては、エストニア語運用能力などを要件とする 国籍取得手続をとることが求められた。ソ連時代の 移民の多くは、エストニア語の運用能力を有してお

¹⁰ イジョール人とイングリア・フィン人の違いは、前者の多くが正教徒であるのに対し、後者はルター派であること。

らず、それだけが原因ではないものの、結果として 1990 年代前半、約50万人が無国籍の地位にとどまることになった。1990 年代半ばになるとロシア語系住民のエストニア国籍取得はある程度進んだものの、 2009 年現在でも10万人程度(全住民の8%程度)の 無国籍者が存在する。加えて、ロシア国籍者である同8%程度の住民にも少数民族文化自治法に基づく権利は、無国籍者同様に原則として認められていない。では、条件②についてはどうであろうか。「長期に亘る、確固とした結びつき」がどのように解釈されるのかについて十分な議論がなされてきたようには思えない。

ロシア語系住民に関しては、こうした制約に加え、同住民自身の求めているものが、両大戦間期のドイツ人やユダヤ人が実現していた文化自治と同じであるかどうかについても検討する余地があるであろう。いうまでもなく、民族的アイデンティティの保持は重要であると思われるが、問題はそれだけではない。たとえ文化自治権を行使できたとしても、それが国家の教育カリキュラムからの自由を意味するわけではない。その場合、母語教育と国語教育、また、その他の科目の中での民族文化的アイデンティティの位置づけについても単純ではない問題がある。加えて、政治と完全に切り離された形の文化的権利の行使が、どの程度、その権利の行使者にとって意味のあるものなのか、疑問は尽きない。

2.2 その他の事例

エストニア同様に非領域的民族文化自治を法制度 化している国は他にも存在する。その中で、ここで はロシアならびにハンガリーについて簡単に触れて おきたい。これら2国は、エストニアとは異なり、 自国内の民族的少数者に対する権利付与と同時に、 国外に居住する同胞に対する権利付与にも挑戦して いる国である。

ソ連時代、ロシア連邦(ソ連時代にはロシア共和国)は、主としてロシア人が住む地域は地方(クライ)・州に分けられ、非ロシア人が集中して住む地域は自治共和国・自治州・自治管区をつくるということで、地域原理と民族原理の二本立てになっていた。この後者のうちの一部が、1991年、「共和国」と改称された(塩川 2007; 11)。とはいえ、これらのいわゆる民族自治共和国や同自治州も、その名前のもとになっ

ているいわゆる「基幹民族」が必ずしも住民の多数 派を占めているわけではない。加えて、こうした民 族原理に基づく行政単位をつくっているとしても、 その行政区分からはみ出す人びとがいる。そうした ロシア人とは異なる民族文化的アイデンティティの 保持と発展に寄与することを目的として、1993年、 民族文化自治法が制定された。同法の下で、多くの 民族団体が形成されているものの、自治の名にもか かわらず、その活動領域は NGO とあまり変わらない という評価がある。また国家や地方自治体からの財 政措置も不十分であるという (Bowring 2008)。ロシ アは、欧州審議会に対する報告書(「少数民族保護の ための枠組み条約」批准に伴うモニタリングと報告 義務により提出)で、民族文化自治の制度化を理由に、 民族的少数者の権利に対する十分な配慮がなされて いると主張するが、その実態についてのより詳細な 調査研究が必要であろう。

ハンガリーもまた、国民全体に占める割合は小さ いものの、数多くの民族的少数者を抱えている(数 の多いのは、ロマ、ドイツ人、スロヴァキア人、ク ロアチア人)。民族文化自治は、1993年の民族的少 数者に関する法律で実現への一歩を踏み出している。 両大戦間期の歴史的経験から、民族的帰属の登録を 忌避する傾向が民族的少数者側にあり、それが自治 議会選出の際に必要な有権者登録を妨げたため、当 該民族的少数者以外が投票権を行使するというよう な制度上の問題もあったが、徐々にそうした問題は 改善されてきた (Dobos 2008)。ハンガリーは、民族 的少数者保護ではヨーロッパでも3本の指に入ると 評される。とはいえ、そこには、多数派側の意向が 強く働いている(Dobos 2008: 129)。ハンガリーで非 領域的民族文化自治が比較的うまく機能している理 由として、次の点が挙げられるだろう。第一に、人 口全体に対する少数民族の割合の小ささである。ハ ンガリーではハンガリー人がり割以上を占めている。 第二に、ハンガリーの民族的少数者の統合度の高さ が指摘できる。たとえば、ユーロバロメータの調査 によれば、ハンガリー国民のうち国語を母語と答え たのは99%であった。これはエストニアの同80% と比較するまでもなく高い統合度を示す数字である (Eurobarometer 2005)。その主要な理由として、ハン ガリーの少数者の比較的長い居住歴と教育システム によるところが大きいと考えられる。エストニアの

少数者であるロシア語系住民の場合、その大多数が 第二次世界大戦後の移住者であることに加え、ソ連 時代の教育システムおよび政治体制ゆえに、これら 移住者はエストニア語能力を必要としていなかった。 第三に、国外に居住するハンガリー人の存在である。 これらの人びとの民族的保護を求める対価として、 ハンガリーは自国内の少数者に対する権利保障を拡 充してきた側面もある。むろん、最後に、EU 加盟に 伴うコンディショナリティとしての少数者の尊重が あったこともあげておくべきであろう。

一方、領域に基盤を置く例として、文化自治そのものではないものの、フィンランドについてみておこう。フィンランドの 2009 年時点の人口は約 535 万人であり、その言語別構成は、フィンランド語系が90.95%、スウェーデン語系が5.44%、サーミ語系が0.03%(ただしサーミ語を母語としないサーミ人が多数存在している)となっている。だが、スウェーデン語系を少数民族として扱うことには留保が必要である。というのは、民族としての「フィンランド人」はフィンランド語系およびスウェーデン語系住民によって構成されていると考えられているからである(渋谷 2005)。こうした「民族」理解には、フィンランドの歴史が大きな意味を持っており、フィンランドでは、フィンランド語とスウェーデン語の両方が国語とされているのも歴史から説明できる。

この国語であることによる権利は、地方自治体に 居住するスウェーデン語話者の割合に応じて実際に は行使される。すなわち、当該地方自治体における スウェーデン語話者の割合が8%以上である場合に はスウェーデン語とフィンランド語の二言語併用自 治体となる(スウェーデン語話者が減少した場合で も、6%を下回らなければ二言語併用を継続できる)。 誤解のないように補足すれば、この原則はフィンラ ンド語にもあてはまる。したがって、当該地方自治 体でフィンランド語話者が8%以下である場合には、 同自治体はスウェーデン語の単一言語自治体となる。 こうした制度により、フィンランドには、フィンラ ンド語単一言語自治体、二言語併用自治体、スウェー デン語単一言語自治体が形成されている。数にする と現在の342自治体のうち、スウェーデン語単一言 語自体が19、二言語併用自治体が31である。

サーミ人については、1995年のサーミ議会に関する法律第1条により、先住民族としてのサーミ人は、

サーミ人居住地域において、自らの言語と文化に関わる文化的自治権を有すると定められている。サーミ人居住地域については、同法第4条により、エノンテキオ、イナリ、ウッツキヨの各地方自治体、および地方自治体であるソダンキュラの中に位置するラップ・トナカイ飼育協同組合の区域をさす、と規定されている11。

フィンランドの例は民族自治ではなく、もっぱら 言語権に関する問題であるといえる。その権利の行 使が領域を基盤として保障されている点と、少数言 語話者への手厚い法的保障が特徴である。

むすびにかえて

旧ソ連・東欧諸国で、またベルギーで非領域的民族文化自治が採用されたのは、それが国家内多数派にとっても少数派にとっても必要であったからである。両大戦間期においても、また、冷戦終焉後の世界においても、少なくとも「ヨーロッパ」においては、近代国民国家体制に対抗する論理と制度構築の追求が、「民族」を一つの重要な基準として行われてきたことも指摘しておきたい。

近代国民国家体制がその誕生当初から根強い対抗 論理をはらむものであったことは、今さら指摘する までもない。しかしながら、「主権、領土、国民」の 三位一体という神話、加えて、そこでの国民が文化 的アイデンティティを共有する存在としての国民国 家体制の維持のための努力が両大戦間期にも、そし て冷戦後の世界でも慣性として存在する。それは、 EU 統合により国民国家の主権の制限が語られるよう になった現在でも変わらない。そうした世界におい て、非領域的文化自治は、「民族」と領域が結びつい た近代国民国家体制を乗り越えるという発想から生 まれた制度である (Smith 2005)。この発想が、歴史 上ながらく帝国の支配に覆われていたオーストリア・ ハンガリー王国から出てきたことは偶然ではない。 そこではそもそも「主権、領土、国民」の三位一体 はまさに神話でしかなかった。

少数民族の権利は、その居住国によって保障されるべきであるといういわゆる「西」ヨーロッパの発想は、「西」における少数民族が居住国のほかに民族

¹¹ サーミ議会およびサーミ語に関し、詳しくは、渋谷 (2005) のフィンランドの章を参照。

的母国を持たないという違いから生じるのかもしれ ない。すなわち、ブルーベイカーの指摘する少数民 族、民族的母国、市民的本国の三者間関係がそこに は存在していない。ただし、非領域的文化自治に着 目することで見えてくるのは、ブルーベイカーの「民 族化する国家」とは異なる民族問題の解決の方向性 である (Smith 2005; 222)。エストニアの例から明ら かなように、歴史的に見れば、「東」ヨーロッパの国々 で起きていることは、けっして一方的な国家の「民 族化」だけではない。同時に少数民族への権利付与 の制度化が模索されてきたのである。しかし他方で、 国境を超えた「民族化」が起きていた/いるという 見方もできる。ハンガリーのいわゆる地位法は、国 境を越えた国民統合の試みであると謳われた。それ は、ハンガリーが歴史的経緯の中で失ってきた領土 (隣接諸国) に居住する民族的ハンガリー人を、既存 の国境変更を伴わない形で民族的母国に結びつける 試みである12。言い換えるならば、ヨーロッパでは、 市民的国家と民族的国家の止揚が依然として問題の 焦点なのである (Smith 2005; 222-223)。

本稿で論じてきた非領域的文化自治についての研究はまだその端緒についたばかりである。それゆえ、分類も十分にできていない。むしろ少数民族への十分な権利付与の実例として政治的に利用されている部分もないわけではない。自治の実態とその効果についての実証的研究が俟たれる。議論の射程も、本稿で取り上げたよりも広いだろう。例えば、ノルウェーのサーミ人評議会は諮問的役割であるから、ここには含めなかったが、地方政治に限らず国政への影響力でも、文化自治と名づけた制度を採用している国よりも大きい可能性もある。

言うまでもなく非領域的文化自治の実現は、少数 民族をも含めた国家アイデンティティの獲得の放棄 につながるわけではない。むしろ、国家アイデンティ ティの強化のための方策でもあることを確認してお きたい。他方、国際情勢しだいで変化を被る民族的 母国と市民的本国との関係は不変ではない。エスト ニアで、イングリア・フィン人と沿岸スウェーデン 人が少数民族文化自治を実現している事実はその民 族的母国とエストニアとの関係が良好であることの 証左である。居住国と民族的少数者の関係も多様で ある中で、民族連邦制も非領域的文化自治も、国内

12 ハンガリーの地位法について詳しくは、家田(2004)を参照。

の政治関係のみでその実現や成否が決まるわけでは ない。さらにそれは民族的母国との関係にのみ影響 されるのでもなく、その国や少数者を取り巻く世界 との関係性の中で見るべきものである。

参考文献

- Alenius, Kari, Under the Conflicting Pressures of the Ideals of the Era and the Burdens of History: Ethnic Relations in Estonia, 1918-1925, *Journal of Baltic Studies*, 2004, 35 (1), 32-49.
- Hiden, John and David J. Smith, Looking beyond the Nation State: A Baltic Vision for Nationalities between the Wars, *Journal of Contemporary History*, 2006, 4 (3), 387-399.
- Laurits, Kaido, *Saksa kultuuromavalitsus Eesti Vabariigis* 1925-1940, Tallinn, 2008.
- Made, Vahur, Külalisena maailmapoliitikas: Eesti ja Rahvasteliit 1919-1946, Tartu University Press, 1999.
- Matsulevits, Anni (ed.), *Vähemusrahvuste kultuurielu Eesti Vabariigis 1918-1940 : Dokumente ja materjale*, Tallinn, 1993.
- Smith, David J., Non-territorial Cultural Autonomy as a Baltic Contribution to Europe between the Wars, David J. Smith (ed.), *The Baltic States and their Region: New Europe or Old?*, Amsterdam; New York, 2005, 211-226.
- 家田修「ハンガリーにおける新国民形成と地位法の 制定」『スラヴ研究』2004年、第51号,157-207。
- 川手圭一「第一次世界大戦後ドイツの東部国境と『マイノリティ問題』」『歴史評論』665、2005年、17-29。
- 塩川伸朗『ロシアの連邦制と民族問題』岩波書店、 2007年。
- 渋谷謙次郎(編)『欧州諸国の言語法——欧州統合と 多言語主義』三元社、2005年。

二つの「地域」の間で

―フランスにおける「地域」概念と「地域言語文化」

佐野 直子

名古屋市立大学大学院人間文化研究科

2008年7月、フランス共和国憲法が改定され、第75条1「地域諸言語はフランスの文化遺産に属する(Les langues régionales appartiennent au patrimoine de la France)」という条項が加えられた。フランスにおいて「地域諸言語」の存在が憲法に明記されたのは初めてのことである。欧州評議会の「ヨーロッパ少数・地域言語憲章」を批准する可能性が開けるのでは、など歓迎する論調の一方で、「始まりにすぎない」といった意見、地域諸言語を保護するための法律の必要性を訴える意見、さらには自分たちの言語を「フランスの所有物」あつかいするのは植民地主義的である、といった反発など、さまざまな議論が起こっている(Le Monde 2008年7月31日)。

「地域言語」の承認でもなければ尊重でもなく、「文化遺産に属する」とした条文のあいまいさに対する不満だけでなく、もう一つ議論になっているのが、この条文の位置である。当初、地域諸言語の存在について言及する条文を、フランス憲法の第2条の条文「共和国の言語はフランス語である」に続けて付加する案が出されていたが、5月22日に国民議会でほとんど全会一致で可決された修正案は、第1条、すなわちフランス共和国の国家理念そのものを表明する条項に「地域諸言語はその(フランスの)文化遺産に属する」と付加されるというものであった。ところが、その後上院においてこの修正案が否決され、結局、地方自治体についての規定が述べられている第十二章の最後に、この条項が付加されることになったのである。

地方自治体、とくに「地域圏(Région)」が「地域諸言語(langues régionales)」保護に主体的に取り組むことは、地方分権化を進めつつ少数言語保護を促進するヨーロッパ全体の政策に照らし合わせても合理的であるようにみえる。実際にフランスのさまざまな「地域圏」は、特に2000年ごろから地域諸言語への積極的な取りくみを始めている。しかし、フランスにおいては、「地域」についての2つの異なる、

そして時には矛盾するような概念が常に存在しており(Bodineau 1995, p.4)、この2つの概念のずれによって、現存の地方公共団体としての「地域圏(Région)」と、地域文化や言語などの歴史的・文化的独自性をもつ領域として想定されている「地域(région)」との齟齬もおきている。そもそもフランス国内において伝統的に話されているフランス語以外の言語を「地域言語」を呼ぶことそのものの歴史的背景もあいまって、「フランスの文化遺産」とされた「地域」諸言語と「地域圏」との関係の複雑さが、この条項の配置によってむしろ際だたせられているようにも思われる。

本論文では、フランスにおける「地域」概念の二重性について歴史的にふり返り、「地域主義」の中で語られてきた「地域言語文化(Langues et cultures régionales)」に対して、現在の行政的な「地域」がどのように関わろうとしているのか、その過程とそこで現れている問題点を、ラングドック・ルシヨン地域圏で起こった名称変更問題を通して考察したい。

1. フランスにおける二つの「地域」概念

1.1 「地域」と「地域主義」の誕生

フランスにおいて、「地域 (région)」、また「地域主義 (régionalisme)」について議論する場合、その概念の独特の歴史背景を考慮しなくてはならないだろう。

フランス語としての "région" は、仏仏辞典 *Le Robert, Dictionnaire historique de la langue française* (1992) によれば、以下のような歴史を持っている。

この単語は、まずラテン語の regio「くに、範囲」といった広い意味を 16 世紀ごろまで持っていたが、その使用方法は次第にせまくなり (...)、「物質的な特徴の類似またはそこに暮らす人々の共通の起源を単位とするある領域のひろがり (1380 年頃)」という支配的な理念が現れる (...)。また 16 世紀からは、フランス語圏各国によって歴史的地理的に多様な形ながらも、経済的/行政的な

基準によっても定義されるようになった(1559)。この二つの基準を合わせると、région は一つの国、または国の集合、大陸などの内部における、比較的広大な実体(entité)を意味する。フランスの伝統的な地域は歴史に基づいており、それぞれの地名によって特徴づけられる「くに(pays)」にさらに分かれる。

「地域」という単語は、上から着想される行政的規定、統治対象の範囲としての定義と、居住する人々の歴史的一体性や共通性によって下から知覚される居住空間「くに」の一定の集合としての定義という「二つの基準」を持っていることがわかる。この二つの対立は、19世紀半ばにフランスで「地域(région)」という概念が地政学的・社会文化的意味を担って盛んに使用されるようになってから¹、次第に明確化することになった。

革命以前(アンシャン・レジーム)のフランスは、 王国に併合される前の公国などに基づいた独自の税制や議会制度などが重層的に錯綜した状態であった(Miossec 2008, p.5)。このような諸州(Provinces)²の既得権としての独自制度は、フランス革命において封建性の象徴として否定され、フランス革命勃発からわずか半年後の1790年2月には、各地の特権廃止と共に行政区分としての83の県(département)が創設された³。歴史的な痕跡をできる限り抹消してフランスを完全に均質な空間として再編するため、各県は従来の境界をあえて無視してほぼ同一の面積に分割され(約6400km², 当時馬で一日で県の中心部に位置する県庁所在地へ行ける距離、ただしパリ近郊で一県⁴)、県の名称は歴史的名称を排除して域内の河川や山の名称などの自然地理的な名称を使用し、県 番号は場所の隣接性ではなく県名のアルファベット順とされた。県の代表としての知事は中央からの任命によって「国家の代理人」として派遣され、国による「事前後見制度(tutelle)」がしかれた。一方で個々の諸州(Provinces)は、独自の歴史や制度を持つそれぞれの州としてではなく、フランスの中心たる首都パリと二分法上で対置され、パリに比べて遅れ、停滞した「地方(Province)」全般として認識されるようになっていった(Corbin 1992)。

しかし、このような諸州の独自性の否定は、かえってそれぞれの地域的特殊性、言語的な多様性への関心や、革命の進行に伴って極端に中央集権化された政治体制とその中心であるパリへの反感を生み出した。県制度設立におけるさまざまな議論、革命期におきた諸地方の反乱、グレゴワールによる各地の俚諺(patois)に対する初の全国的言語調査(Certeau/Julia/Revel, 1975)などは、フランスという空間の多様な現実をむしろ浮き彫りにした。「革命は統一への意志と地域的相違の発見を結合させる逆説的な時期(Revel 1992, p.2927)」となったのである。

ところが、それぞれの地方への関心やその独自性 を主張しようとする立場が、フランス近代史にお いてたびたび前面に出たとしても、その主張や潮 流を名づけること自体に困難が伴った。「連邦主義 (Fédéralisme)」は革命期の権力闘争に敗れたジロン ド派と結び付けられているため「反革命的」「王党派」 というイメージが強く (Agulhon 1992, p.2892)、「地 方的 (provincial)」であるものは懐古主義的、さら には「喪失・価値の引き下げ・滑稽さ (Corbin, 1992 p.2861)」といった軽蔑的な含意を持っていた。ほか のヨーロッパ諸国であれば、国内諸地方の歴史・文化・ 言語的独自性を「ナショナル(national)」な存在と して「ナショナリズム (nationalisme)」を主張するこ とも可能であったかもしれないが、近代フランスに おいては、「ナシオン (Nation)」とは単数名詞であ り固有名詞であるような「フランス国民」という単 一的政治的実体を一義的に示すものに他ならなかっ た。「人種的 (racial)」「エスニック (ethnique)」と いった表現も、ある言語的文化的、さらには血統的 な共通性を持つ集団を表すカテゴリーとして現れる が、その使用は限定的であった。「地域的 (régional)」、 そして「地域主義 (régionalisme)」という概念は、そ のような状況で現れたのである。

 [「]フランスでは、この単語は19世紀になって明確化していく。」(Le Robert Dictionnaire historique de la langue française, 1992) また、régional (地域的) という形容詞は1848年以前にはほとんど現れていないという。

^{2 「}州」としての Province についても、「この単語は荒削りなものである。なぜなら、州とは、プレヴォ管轄区、バイイ裁判所管区、セネシャル裁判所管区、徴税区政府、その後の県や地域圏などとは異なり、行政区画ではないからだ」(Miossec 2008, p.8)とされ、実際にはむしろ近代に入ってから想像された歴史的なイメージの領土意識であるともいえるだろう。

³ これほど早く県制度を設立できたのは、すでに革命以前から、アンシャンレジームの複雑な領域区分が、領土の合理的管理にとって足かせになっているという認識があったためであった(Ozouf, 1992, p.222)。

⁴ その後パリ周辺の県は人口増加に伴って分割されたり、海 外植民地を県として編入するなど多少の再編があり、2010 年現在フランスの県の数は100となっている。

「地域主義」が初めて使用されたのは、第三共和政 初期の1874年、「プロヴァンス語の復権」を掲げて 結成され、当時大きな勢力を持っていた文学結社フェ リブリージュのメンバーであるプロヴァンス語詩人 ベルリュック=ペリュサス (Berluc-Perussas) によっ てであったとされる (Dumont 2004, p.19)。第三共和 政以降に「地域主義」が隆盛する理由として、歴史 学者ティエスは、「地域主義は、国家権力と市民の間 の関係が非常に厳しい状況になっている国民的場面 で現れるようである (Thiesse, 1991, p.9)」と述べて いる。第三共和政は、「農民からフランス人へ(Peasants into Frenchmen)」(Weber1976) といわれるように、 中央集権的な「国民国家」の本格的な制度整備(徴 兵制、国民教育、交通網)、急速な産業化に伴う農村 から都市への人口流入、世俗化(脱キリスト教化) などによって、人々の生活、心性が大きく揺れ動い た時代であった。急速な社会変動への不安・反発と、 次第に失われる「農村・田舎の固有の伝統文化」へ のノスタルジーが、「国家」「パリ」に対して自立し た空間として想定される「地域」概念を具体化させ、 その多様な文化的価値の保存や政治的自立を求める 「地域主義」を生み出したといえるだろう。

ただし、このような動きは、必ずしも当時のフラ ンスの「国民国家」モデルと鋭く対峙するわけでは なく、むしろ自らの「くに」に対する愛着として、 国家や指導者層からも好意的に受け入れられた側面 もある (Agulhon, p.2896)。19 世紀後半におこった 「地域主義」的傾向は、当時ヨーロッパを席巻したロ マン主義的なナショナリズムのフランスにおける担 い手であった。当時ヨーロッパの「帝国」に対抗し て起こったナショナリズムが、フランスにおいては まさに「ナシオン」そのものである国民国家フラン スに向けられかねないという矛盾は、これらの運動 を「地域主義」の名の下に回収することで解消され た。個別の「ナショナリズム」への回路が禁じ手と された「地域主義」によって、フランスという大き な「ナシオン」の相似形としての「小さな祖国 (Petites Patries)」像を提示し、それを「多様な文化、多様な 人種、多様な歴史を内にかかえながらも国民として 統一されたフランス」という形で吸収しつつ、郷土 愛からフランスへの祖国愛を制度化することが可能 になったのである。

したがって、特に第三共和政期までの地域主義は、

「文化的な段階にとどまっており、政治的な段階に おいては、ナショナル=フランスへのコミットメン トに疑義を唱えることは考えられなかった (Agilhon 1992, p.2898)」といえる。逆にいえば、「ナショナル = フランス | 的価値に対抗するような連邦制や自治 の主張、政党の設立などが見られたとしても、それ らの勢力もすべて「地域主義」の枠組みで語られる ことになり、それゆえにフランスの一体性を脅かす ような主張は不可能であった。アカデミーフランセー ズが 1934 年に刊行した辞書の中で、「地域主義」は「国 民的統一には触れないままで、諸地域の自立的な固 有の発展をめざす傾向や、その歴史や史的風習や伝 統を保存しようとする傾向」と説明されている。戦 間期のバスク・ブルターニュ・アルザスなどの「地 域ナショナリズム (Giblin 1995) ⁵」において、分離主 義的な傾向が見て取れた場合は、そのような動きは 徹底して糾弾された。特にその一部がドイツ占領地 域やヴィシー政権下で「対独協力」を行ったという イメージによって、戦後は右派的な流れの「地域ナ ショナリズム」はタブー化した。

一方で、人工的で自立性をもたず、区分として小さすぎる県制度に対して、より大きな行政区分の創設や地方分権化の導入の議論は、特に19世紀後半(第二帝政、第三共和政期)からたびたび議会でもとりあげられるようになったが、それが実行されることはないままであった。ミオセックは「19世紀から20世紀において、政権政党と野党は、それがどの党であっても、見事な変節を繰り返した。野党であるときは地域化、地方分権化に好意的であるのに、政権を獲得したとたんに、県制度と中央集権に好意的になる(Miossec 2008, p.10)」ことを指摘している。中央集権的に組織されたフランスの政治空間は、統治する側にとっては非常に好都合なシステムであったといえるだろう。

1.2 「地域主義 régionalisme」と「地域化 régionalisation」 - 分裂した「地域 région」と「地域圏 Région」

第二次世界大戦後、1947年には早くもグラヴィエが『パリとフランス砂漠』というショッキングなタイトルの著作で警鐘をならしたように、フランスの中央

^{5 「}この二つの単語を結びつけるのは多少逆説的なことである。」(Giblin 2005, p.18)」)

集権的制度の問題がますます露呈するようになった。 都市への人口流入によって、都市圏ではインフラ整備 などの問題が深刻になる一方で、農村・山間部は過疎 化に悩まされたが、各地でおこるさまざまな問題に対 して、面積も権限も小さすぎる県単位の地方行政組織 は十分に対応しきれないことが痛感されるようになっ た。また、フランスの植民地が解放闘争の後に次々に 独立を果たす中で、フランスという空間の再編成が求 められるようにもなっていた。

1950年代には国土開発整備のための新しい枠組 み創設の議論が議会で始められ、1956年には、国 土開発プログラムの単位として、複数の県をまとめ る形で、「地域活動プログラム Programmes d'action régionale」の区域が定められた。現在の「地域圏 (Région)」の原型となった、フランス本国を22に区 切るこの公施設法人のうち15の名称が、革命期に県 を創設することによって廃止されたアンシャン・レ ジーム期の州の名前であった (Dayries/Dayries, p.27)。 「将来の発展計画のために区画を定めること (Dayries/ Dayries, p.27)」を目的に考案された国家による新し い空間の表象に、「再び過去へと根を下ろそうとする 意志が現れた(Dayries/Dayries, p.27)」ことは興味深 い。そして、1960年ごろには「地域化(régionalisation)」 という用語が出現する (Le Robert)。この単語は、 より大きな行政区画としての「地域圏」の創設に ともなって政治的・行政的・経済的な分権化を進 めることを意味し、事実上ほとんど「地方分権化 (décentralisation)」と同義に扱われた。

一方、1960年代には「地域主義」が新しい潮流となって再び出現した。二度の戦争やその後の脱植民地化などによって、熱狂的な愛国主義に対する反省が現れ、それによって地域的な意識が「感傷的一文化的なサークルから外に出られるようになった」(Agulhon, p.2900)。また、戦後の経済発展は地域間格差を広げ、メディアの発達などによる地域言語文化の崩壊への危機感はさらに高まった。このような中で、「フランス国内の周辺地域」としての位置づけを負うことになった地方では、従来の伝統文化の保持といった文化主義的な運動の場とは異なる「地域」概念を普及させた。すなわち、「地域」を「国内植民地」「周辺」「低開発」に結びつけ、「国家権力」や「中央」の開発・搾取・支配に対する異議申し立てを行う空間として提示しようとしたのである(Lafont, 1967)。

新しい「地域主義」は、急進左派の流れをくみ、学 生運動やエコロジー運動などの「新しい社会運動」と も並び称されるような運動を展開した。「中央」の帝 国主義的・植民地主義的な搾取(農村地域における原 子力発電所や軍事基地建設など) に対する「周辺」地 域の解放・自治の要求、メディア産業による画一化に 対する地域言語・文化の多様性の保持や「相違への権 利」の主張、都市への人口流出に対して、地域にとど まって生きていくための地場産業の保護の訴え(ワイ ン、漁業などへの保護政策、炭坑閉鎖への抗議、「我々 はくにで生きたい (Volem viure al Païs)」という名の政 党の誕生など)などである (Touraine/Dubet/Hegedus/ Wieviorkal 981)。政治・経済・文化闘争を結合させた これらの地域主義運動は、「あらゆる種類の不満のは け口の総合として理想的なものになっており、かつて よりずっと広い範囲のプログラムと関心をもちうる (Agulhon, p.2902)」ようになった。

また、これらの運動が展開していく際に、フランス国内で伝統的に話されているフランス語以外の言語をさす「地域言語(langues régionales)」という用語が現れ、その保護普及運動が「地域主義」運動の一つの核を形成したことも、フランスの「地域主義」の特徴の一つであろう。「マイノリティ」や「少数民族」の存在を認めないフランス国民国家の理念(中力 2007)から、これらの言語は「民族語(langue nationale)」や「少数言語(langue minoritaire)」としての主張を禁じ手とされてきた。その中で、戦前と同じく、「地域主義」がそれらのエスノ=ナショナリズム的な主張を担う役割を果たし、それが言語に対しても適用されるようになったのである。1960 年代から「地域言語」教育のための政令が出されるようになり、、バカロレアの試験科目に地域言語が導入されたり、各地域において地域

⁶ もちろん地域主義運動を担う側からは、その「民族性」や「マイノリティ」としての主張は行われる。しかし、フランスの公的文書において、これらの用語が使用されることはほとんどないし、フランスは「フランスにはマイノリティはいない」という理由で、欧州評議会によって1995年に採択された民族的少数者保護枠組条約にも署名していない。この条約の未署名国は欧州評議会加盟国の中ではアンドラ、トルコ、フランスのみである。

⁷ フランスにおいて初めてこれらの言語の公教育における導入を認めたのは、1951年の「地方の言語と方言の教育に関する法律(loi relative à l'enseignement des langues et des dialectes locaux)」、いわゆるディクソンヌ法である。当時は「地域諸言語」という表現は定着しておらず、教育が認められた言語はバスク語、ブレイス語、カタルーニャ語、オクシタン語の四言語のみであった。佐野 2005 参照

言語教育が発展し、フランス語と地域言語を使用する NPO 団体によるバイリンガル学校が創設されるなど、 さまざまな成果も得られた。

これらの地域主義運動は、50年代から70年代にかけて徐々に進められた行政的な「地域化」の枠外で自然発生的に発展したものであった(Dayries/Dayries,p,65)が、1970年代以降、地域主義的テーマの国政への適応が模索されるようになる。右派政党も、従来地域問題をそれほど重視していなかった左派政党も、地方分権化の議論を扱うようになり、各地の地域主義政党と国政政党の接近などもみられるようになった。そして、1981年の大統領選挙において、社会党候補ミッテランは公約として地方分権化、地域アイデンティティの推進と少数言語文化の尊重と教育を掲げて当選する。

1982年には地方分権法(ドフェール法)が公布さ れ、直接公選の議会を持つ地方公共団体として、22 の「地域圏 (Région)」が誕生した(図1)⁸。公設法人 時代に2つから7つの県をまとめる形で作られた境 界がほぼそのまま踏襲されており⁹、かつて人工的な 区画が強く批判されていた県の境界や地方自治体と しての県制度は残されることになった¹⁰。県はフラン ス革命以来2世紀近くその制度を保持した結果、強 固なリアリティを持つ行政空間としての地位を確立 していた。そして、地域圏はもともとは経済振興計 画の単位として誕生した枠組だったこともあり、名 称は多くをかつての州に負っているにもかかわらず、 その範囲は人口や面積のバランス、中心都市の配置 などを考慮して設置されていた。そのためかつての 歴史的勢力範囲とは異なる「地域圏」に歴史的名称 が付されることにもなり、このことはその後各地で さまざまな議論を呼ぶことになる。

地域主義者の大きな期待を背負って誕生した「地域圏 (Région)」であるが、その分権化のレベルは十分なものとは言いがたかった。地方分権後もフランスは、地方自治体に自治立法権を認めない「単一国

家(État unitaire)」であり、地域圏議会の権限は授 権された行政権を執行するにすぎず、現在でも地域 圏の予算は県の予算、場合によっては州議会のおか れる中心都市の予算よりも少ない (Miossec 2008, p. 552)。また、公約にあった地域言語教育の促進につ いては、教育省通達などで前進はしたものの法制化 はされず、より包括的な自治や地域アイデンティティ の促進を求めていた地域主義者の失望は大きかった。 さらに問題だったのは、「地域主義」と「地域化」の 乖離が、「地域化」の実現によって明らかになってし まった上に、一定の政治的=行政的な「地域化」が 達成してしまったため、「地域 (région)」という表 象が「地域圏 (Région)」として行政化し、政治的な 地域主義の主張が困難になったことである。80年代 以降は、「地域言語と地域文化」の保持推進のための 文化的な地域主義活動は残ったものの、フランスに おける政治的な地域主義は、1991年に「領土共同体 (Colléctivité territoriale de la Corse)」という特別な地 位を獲得し、その後も法律によって独自の権限を強 化していったコルシカをのぞいてほとんどが沈静化 していった11。

典型的な例をフランスの新書 Que sais-je? シリーズの 2 冊の『地域化 Régionalisation』という本にみることができる。この題名の著書が、通し番号は同一(つまり同一の本扱い)ながら、異なる著者による全く異なる内容で 2 冊刊行されている。

1978年初版、1982年改訂版の最初の本は、前半を「地域化」の過程、後半を歴史的な地域主義、特に60年代からの政治的な地域主義についての解説にあてた構成である。その前書きでは、以下のように述べられている。

地域主義運動を前にして、国家は地域的アイデンティティ(地域とは、国家によって同質とみなされた領域である)を承認するのと同時に、諸地域が自らの問題を管理することに参加するために必要な措置をとっていくこと、すなわち「地域化」をすることになっていくだろう。この二つの運動一下からくる地域主義と上から来る地域化一の間には不可避の相互作用が生まれる。(Dayries/Dayries 1982, p.6)

⁸ その後、2003年の憲法改定を経て、海外県が地域圏として の地位をもち、2010年現在、地域圏の数は26になっている。

^{9 「}地域圏」設立以前の1960年にローヌ地域圏とアルプ地域 圏が合併、1970年にコルシカがプロヴァンス-アルプー コートダジュール地域圏から分離している。

¹⁰ 県制度そのものは大きく変更された。従来県知事が有していた行政執行権は県議会議長へ移行、国の事前後見制度は廃止された。中央政府から派遣される「知事 (préfet)」職は残り、国の各大臣を代表して官治分権を担うことになった(山崎 2006, pp.47-48, pp.164-171)。

¹¹ コルシカの特別な地位については、中野 1996 など参照。また、海外県・海外領土の自治についての問題はこの後も活発な展開をみせるが、これらの問題が「地域主義」として語られることはほとんどない。

さらに終章で「地域レベルに組織された政治枠組みの中で表現する可能性が今後与えられることに対する、地域主義運動の反応と進展はどのようなものか」が今後の課題の一つとしてあげられている(Dayries/Dayries 1982, p.121)。 1970 年代終わりの地域主義運動の高まりと 1982 年の社会党政権誕生にともなう地方分権の進展により、新たな空間的実践を作り出すこと対する期待が感じられる論調である。

ところが、1995年に著者をかえて出版された本の 内容は、戦後の「地域化」の経過と現存する「地域 圏」の行政組織の解説に終始したものになっている (Bodineau,1995)。「地域主義」については、第一章の 中で歴史的経過として数ページ言及したのみで、し かも、1960-70年代の地域主義運動についてはほと んどふれられていない。最初の本で期待された「不 可避の相互作用」はほとんど起こらないまま、行政 的な「地域化」のみが達成されてしまったがゆえに、 政治的な「下からくる」地域主義は、その行き場を失っ ていったことが読み取れる。また、その後さらなる「地 方分権化 (décentralisation)」が議論されることはあっ ても、「地域化 (régionalisation)」という概念は、「地 域圏 (Région)」の創設をもって達成されたとみなさ れたことからか、次第にフランスの政治的議論の上 にのぼらなくなっていった。

2. 「地域圏」の「地域主義」化?— 「地域アイデンティティ」の模索と回帰

2.1 「諸地域のヨーロッパ」の時代と「地域圏」

80年代以降、フランスで「地域主義」が衰退する一方で、ヨーロッパでは新たな潮流が生じていた。

1970年代以降の「地域主義的」運動の高まりはヨーロッパ各地でも起きており(Petrella 1978)、その後連合王国、スペイン、イタリア、ベルギーなど、各国で地方分権の推進、連邦化などが達成された(若松/山田 2008)。そして、1990年代以降、EU域内の国境の撤廃や通貨統合など、統合が深化していく過程で、「諸地域からなるヨーロッパ(Europe des régions)」というスローガンのもと、ヨーロッパという制度における政治的・経済的・文化的アクターとしての「地域」が重要性を増していった。

「諸地域からなるヨーロッパ」は、地域間経済格差を是正するための EC/EU の「構造基金」を受け取る

行政主体としての各国の「州」や「地域圏」の存在感、マーストリヒト条約による「地域委員会」の設立、国家を介さずに直接国境を接する隣接地域が行う経済的・文化的交流の発展(Euroregion など)などの事実として言及されるだけでなく、ヨーロッパという枠組みの中で国民国家の相対的な地位を低下させ、EUを「諸地域の連合としてのヨーロッパ」としていこうとする政治的立場として語られることもある(Dumont 2004, p.169)。その際の「地域」は、従来の「国民国家」との二分法的対立軸において認識されるのではなく、世界の中で「多様性を尊重するヨーロッパ」という「マクロな地域」のあり方を表象する空間単位として現れている。グローバル/ヨーロッパ/国民国家/「地域」という四空間の併存を認識する時代が訪れているともいえるだろう。

そこでは、閉じた国民国家に対して、ヨーロッパ という枠組みの中で開かれた/国境を越えた/混じ りあう「地域」、単一言語主義的な国民国家に対し て、多言語的ヨーロッパを象徴するさまざまな少数・ 地域言語を有する「地域」、さらには、「創造・想像 (ねつ造?) された」国民アイデンティティに対し て、固有の/本来的な/抑圧されてきた地域アイデ ンティティといった価値が対置される。ヨーロッパ が複数の国家の多様性を保持・称揚しつつ統一して いくべきならば、そのアナロジーとして一つの国家 もさまざまな地域の多様性を保持・称揚しつつ統一 すべきものと主張され、「地域言語文化」推進の主張 は、国民国家側としても否定することができなくなっ た。ヨーロッパの諸機関(EU,欧州評議会など)は、 ヨーロッパ市民の多言語能力を前提に、諸地域の固 有の言語や文化を積極的に保護振興する政策をうち だしている(佐野 2008b)。ヨーロッパという後ろ盾 のもとで、分離主義的「ナショナリズム」への警戒 も払拭され、1960-70年代の急進的な「地域主義」に 対する党派的な反発も薄れ、市民も地域文化や言語 の保持に好意的になっている。

ヨーロッパ諸国の中でも地方分権の度合いが低く、地域・少数言語保護に対しても消極的であったフランスにおいても、このような地方分権への潮流を無視することはできなくなった。EU 統合の直前の1992年に採択された欧州評議会の「ヨーロッパ地域・少数言語憲章」を1999年に署名し(ただし批准は違憲判決を受けて棚上げされた)、2003年には憲法第1

条に「組織は地方分権化される(Son organisation est décentralisée)」という条文を書き加え、地域圏を憲法上の自治体に昇格させるなど、地方分権化のための憲法改定にふみきった。そして 2006 年 7 月には、欧州評議会が 1985 年に採択した欧州地方自治憲章を、1985 年の署名から 21 年を経てようやく批准している。フランスの「コミューヌ 12 /県/国家」という伝統的な三層構造におけるさまざまな問題を解決するための、「コミューヌ間組織(Intercommunalité) 13 / 地域圏/ヨーロッパ」という新しい三空間に期待が寄せられている。(Rousset/Viard 2009, p.61)

しかし、「地域」が注目されるようになるにつれ、 むしろ現存の行政団体である「地域圏」に対するさ まざまな問題が浮き彫りにされるようになった。

「地域圏」は、主に国土整備・経済開発計画(観光なども含む)・公共交通(地域圏鉄道網)・環境政策・高校教育と職業訓練・文化政策などを担い¹⁴、公共テレビ局 FR3 の地方分権化の単位としても認知されている。しかし、いわゆる公共的な部門として住民にとって身近な、治安、社会保障、道路や水道などのインフラ整備などは、古くからのフランスの行政組織としての「コミューヌ/県/国家」が担い続けている(山崎 2006, pp.348-356)。「コミューヌ間組織/地域圏/ヨーロッパ」は後発の単位であるため、その権限範囲の認知度も低く、行政組織の重層化による煩雑さや非効率性、財政的負担の増加もたびたび

指摘されている。「1910年の時点で地域主義運動は あと一歩で成功するところまできていたというのに、 その後ほとんど一世紀たった後でも、フランスの諸 地域はあいかわらず形をなさない、もろく、あいま いなものであり続けている。(Miossec, p.11)」「地域 圏は、コミューヌ間組織や EU と同じく、まだ少々 政治的正当性に欠けているのです。(Rousset/Viard, 2009, p.25)」など、「地域圏」の存在感の薄さ、権限 のあいまいさ、市民からの遠さを指摘する声は多い。 特に、「自治体としての地域圏は、深刻なアイデンティ ティの危機に苦しんでいる (Le Monde 2005 年 9 月 24日)」「EU と地域圏は、合理的組織として有効で 必要な二段階だと私には思えるのですが、欲望、厚 み、そして何よりも物語が少々足りないのではない か。(Rousset/Viard 2009, p.32)」といった指摘がされ るなど、「地域圏」に対する愛着や所属意識、「アイ デンティティ」「物語」の欠如が問題化されている。

このような状況で近年目につくのは、「地域圏」の「地域言語文化政策」である。さまざまな「地域圏」における「地域言語文化」担当局の創設をはじめ、地域言語文化のための活動を古くから行っていた NPO 団体の「地域圏立」化や新たな「地域圏立」の文化・言語センターの創設とそのセンターによる言語政策の実施 15、地域圏の援助を得た「地域文化」イベントの開催など(佐野 2008a)である。地域圏の刊行する雑誌や HP などでは、地域言語を使用するページがもうけられていることもある。従来地域言語政策をほとんどとっていなかったローヌ・アルブ地域圏も、2009 年7月の地域圏議会で、オクシタン語とフランコプロヴァンサル語がこの地域圏の言語であることを公式に承認する議決を行って話題になった(La Setmana, No.723, 16-22/07/2009 号)。

行政的な「地域圏(Région)」が、その「アイデンティティ」や「物語」を備えるため、また自治体としての存在感をアピールするために、「地域言語文化 (langues et cultures régionales)」を動員するのは、管轄としては自然ななりゆきにもみえる。ヨーロッパ

¹² フランスにおける地方自治体の最小単位であるコミューヌ (Commune, 市町村) は、その数の多さ (2004 年現在 36782、山崎 2006, p.68)、規模の小ささ (フランス本国のコミューヌの半分以上が人口 400 人未満、Ibid. p.68) が大きな特徴である。革命の際、県制度の導入によってフランスの空間編成は大きな変貌を遂げた一方で、市町村についてはほとんど手つかずのまま現在にいたっている。上院 (Sénat) の選挙人団の単位としての既得権益を持っていることもあり、日本のような市町村合併もほとんど実施されていない。

¹³ 規模が小さすぎて公共的業務を単独で行えないコミューヌや、郊外地区を包括した都市圏などが複数連携して構成する組織。さまざまな種類があるが、法律によって課税権をもつようになったコミューン間広域行政組織(EPCI)もある(山崎 2006, pp.86-93)。2004年の権限移譲法によって権限がさらに強化されており、2009年3月に大統領に提出された地方自治体改革委員会による報告書「バラデュールレポート」では、「EPCI 議会に直接普通選挙制度を導入する(提案7)」「コミューン間組織を新しいコミューンへと転換させることを可能にする(提案9)」などの提案がなされている(Comité pour la réforme des collectivités locales, 2009)。

¹⁴ これらの権限は、EU の地域委員会において諮問する対象 となる分野が多く、「地域圏」が EU を意識した権限を持 つように組織されていることがうかがえる。

^{15 1999} 年にミディー・ピレネー地域圏で創設された CROM (Centre de Ressources Occitane et Méridionales,) ブルターニュで 1999 年に創設された Office de la langue bretonne、アキテーヌ地域圏によって 2000 年に設立された Institut Occitan、アルザス地域圏において 2001 年に作られた Office pour la Langue et la Culture d'Alsace (OLCA)、2004 年にアキテーヌ地域圏の援助を得て設立された Office publique de la langue basque、など。

の文脈でみても、少数・地域言語保護政策の担い手としても、「地域」という枠組みが期待されている。また、観光資源としての「地域言語文化」の重要性は高まっており、経済開発政策としての言語・文化政策という側面もある。一方、「地域主義」の枠組みの中で地域言語や文化の保護活動を続けてきた人々にとっても、公共の場における二言語表示や教育・メディアへの「地域言語」の導入のためには、自治体の協力は欠かせないことから、「地域圏」という行政枠組みは非常に重要である。「地域レベルに組織された政治枠組みの中で表現する可能性」が、ようやく与えられつつあるとして歓迎するムードは強い。

ただし、地域圏がその独自の「物語」を打ち立て るための地域言語文化保護政策と、「地域主義」の 中で形成されてきた「地域」意識が必ずしも一致す るわけではない。前述の通り、現在の「地域圏」は 地域主義的な活動範囲や歴史的な州(Provinces)の 領域を考慮して創設されたわけではなく、あくまで も「政府の専制的行為として生まれている(Dumont 2004, p.130)」。地域圏の範囲や名称の変更がさまざ まな地域圏でたびたび議論になってきたのは(表1)、 現在の地域アイデンティティを促進する潮流の中で、 その境界線と名称というもっとも基本的な空間認識 の要素において、歴史的な領土意識や、従来培われ てきた「地域主義」的な主張を動員して、「地域圏」 のアイデンティティを強固にしたいという欲求があ るためであろうと思われる。そして逆に、現存の「地 域圏」の境界線を保持したままでその「地域圏」の 独自性を主張しようとすれば、「地域主義」的なアイ デンティティがむしろ障害となりえてしまう。その ような事例として、以下でラングドック・ルション 地域圏で起きた「名称変更騒動」について紹介したい。

2.2 「セプティマニー」騒動―「地域圏」の地域 意識と「地域主義」的地域意識

2004 年春、ラングドック・ルシヨン地域圏議会議長に選出されたジョルジュ・フレッシュは、就任直後から「セプティマニー(Septimanie)」という新しい名称を地域圏に導入しようとする地域圏改名キャンペーンを開始した。地域圏の名称の改名は法的に中央権力の管轄なので地域圏議会の議決によって変更はできないが(Boyer 2009, p.18)、カタルーニャとラングドックのシンボルをあしらった地域圏のロゴ

(図2)は変更され、それに「ラングドック・ルシヨン地域圏 - セプティマニーに生きる」というキャッチフレーズが加えられた(図3)。市民たちに全くなじみのなかったこの新しい名称について、地域圏による大量の宣伝パンフレットが作成された。さらに新しいロゴと「セプティマニー」という名称を観光地や地域の特産品(ワイン、チーズ、果物など)につけて国際的にアピールしようという広告戦略を打ち出した。

2004年9月に地域圏によって作成されたパンフ レットは、「セプティマニー―一つの名称、一つの歴 史、一つのプロジェクト」と題され、かつてこの地 に住んでいた西ゴート人が使用していたというセプ ティマニーという地名の「歴史的正当性」を説明し ている。その序文で、フレッシュは「ラングドック・ ルションという名前は歴史的に完全に誤ったもので ある」「ラングドック・ルシヨンは不正確な名称で、 国内でも国際的にもほとんど知られていない16」とし、 「カロリング帝国の崩壊の際、9世紀から10世紀に かけておこったオクシタンの人々とカタルーニャ人 の分裂以前にもどることが重要であった。セプティ マニーという名前は、5世紀に初めて言及され、わ れわれの歴史にしるされるようになった。(…)この 名前を通して、地域全体とその住民、セプティマニー 人が、自らのアイデンティティと多様性を表象させ ることができる。」と主張している。

さらに 2004 年 10 月に作成された「セプティマニーに生きる」というパンフレットでは、「セプティマニー、新しいアイデンティティ、新しい政治、新しい運命」と言うキャッチフレーズとともに、「この(セプティマニーという)歴史的基準を通して、地域圏長はわれわれの領域に真の絆を取り戻させ、より強くより見やすい、そしてオクシタニーとカタルーニャの間で分散されることのより少ない地理的アイデンティティを提案したいと望んだ。」という説明が掲載されている。そのパンフレットには今後6年間の地域圏議会のプロジェクトが列記されており、そこには高校・職業訓練、観光業、農業、環境などのテー

^{16 「}この議論は、実際のところ適切とはいえない。国際的なレベルで言えば、『ラングドック・ルシヨン』に当てはまることは『セプティマニー』にもあてはまるし、国内レベルでいえば、『ラングドック・ルシヨン』という地名はほかの地方公共団体の名称と同じくらいには十分に知られている(Boyer 2008, p. 21)。」

マとともに文化についての政策目標も書かれているが、オクシタン・カタルーニャの言語や文化についての政策は全く提示されていない。

突然の地域圏名称変更大キャンペーンに対して、 市民からの反発が巻き起こった。「ラングドック・ル ション」の呼称と境界が行政的な妥協の産物である ことは確かであるが、その「妥協の産物」に固有の 「物語」を与えようとする動きに対し、大多数の市民 が違和感を感じたのであった。特に激しく反発した のが、「ルシヨン地方」の人々である。ピレネー・オ リエンタル県にほぼ一致するこの地域は、カタルー ニャ語地域でもあり、カタルーニャ地域主義の歴史 を持っている。「ラングドック地方」とは異なる歴史 /文化/言語を持っていることを強く自覚したこの 地方の人々にとって、それを安直に一つの名称のも とにまとめようとする提案は受け入れがたいもので あった。一方で、「ラングドック地方」は、むしろトゥー ルーズを中心とする地名であり、確かにかつての歴 史的領域からは大きく外れている。しかし、「ラング ドック (Languedoc)」、すなわち「オック語 (langue d'oc)」そのものを意味する地名は、地域主義運動の 一つであるオクシタニスムにとっては決して譲れな い歴史的名称であった。さらに、現地域圏の領域を 覆う歴史を持つと主張される「セプティマニー」の 勢力範囲には、山間部のロゼール県は含まれてい ないのではないか、という疑問も提示された(Midi *Libre*,2005 年 9 月 18 日)。

2005 年 8 月 15 日、ルション地方にあるアングルの町祭りでは、「セプティマニーにノー(No Septimanie)」という大きな垂れ幕のデモ行進が行われ、地元紙(ミディー・リーブル紙、ランデパンダン紙)で大きく報道された。同月、そのミディー・リーブル紙で、「ラングドック・ルション地域圏を改名させようとするジョルジュ・フレッシュの意向についてどう思うか」という読者アンケートが呼びかけられた。その結果の分析にもとづき、「セプティマニーかラングドック・ルションか―名称変更の下で―」という特集が2005 年 9 月 18 日から22 日までにわたって掲載された。

「セプティマニー」の名称とロゴ変更、さまざまな 広告宣伝にかかる税金についての特集「セプティマ ニー、いくらかかるのか(*Midi Libre*, 2005 年 9 月 19 日)」をはじめ、セプティマニーに対する批判的な 特集が続いた。読者の投稿もほとんどがフレッシュの独断によるキャンペーンだとして批判的なものであり、インターネットで実施されたアンケートでは88%の読者が名称変更に反対していることが掲載された(Midi Libre, 2005年9月22日)。その結果を受けて、フレッシュ氏は自らの提案を取り下げ(Midi Libre, 2005年9月24日)、セプティマニー騒動は終わりを告げることになった(地域圏ロゴは変更したままになった)。

この名称変更騒動は思わぬ帰結ももたらした。「フ レッシュのセプティマニーはカタルーニャ人 (peuple catalan) を目覚めさせた (Midi Libre, 2005年9月20 日)」のである。8月15日のアングルの町祭りでの デモをはじめ、フレッシュ氏が名称変更を断念した と発表した後の10月8日にも、ペルピニャンに約 6000 人が結集し、カタルーニャアイデンティティを 守ろうというデモが行われた (Midi Libre 2005年10 月9日)。そして、「セプティマニー」という名称が オクシタン文化、カタルーニャ文化をないがしろに するものとして反発した人々の主張を受けて、ラン グドック・ルシヨン地域圏は、積極的な「地域言語 文化」政策に乗り出すことになった。2006年2月に は地域圏議会はオクシタン語/カタルーニャ語言語 文化の促進を議決し、地域圏主催で Total Festum と いう地域言語文化フェスティバルを開催するように なった。現在地域圏議会本部には、新しくなったロ ゴマークの地域圏の旗、フランス国旗、ヨーロッパ の旗とともに、カタルーニャの旗(隣接するカタルー ニャ自治政府の旗でもある)とオクシタニーの旗(隣 接するミディ・ピレネー地域圏の旗でもある)が掲 示されている (写真1)。

地域圏長の個人的な思惑による、「セプティマニー 狂想曲」とでもいうべきこの一連の出来事は、「地域」 概念のもつ二重の意味のずれをかいま見せるものと なった。支配する側からの統治対象としての「地域」 空間が、「地域圏」として実体化している現在、その 「地域アイデンティティ」の創設も支配する側の統治 の手段となり、「居住する人々の歴史的一体性や共通 性」を示しうるような「一つのアイデンティティ」を、 その領域の中に作り出そうとする。一方で、統治す る側の視点に抵抗する空間として現れた「地域」概 念による「地域アイデンティティ」は、行政的区画 にふさわしいような領域的広がりをもつとは限らない (オクシタニーという「地域」は行政区画としては大きすぎ、「フランスのカタルーニャ」という「地域」は「スペインのカタルーニャから切り離された状態」とみなされる)。

一つの地域圏にカタルーニャとオクシタンという 二つの「地域主義的アイデンティティ」が共存して いることは、「一つの地域圏」としての「一つのアイ デンティティ」の設立を求めようとする地域圏の行 政首長にとって受け入れがたいものだったのであろ う。ましてその地域主義的アイデンティティが、隣 接する強力な「地域」一カタルーニャ自治政府とミ ディ・ピレネー地域圏―を中心とするようなアイデ ンティティであるならなおさらであった。「セプティ マニー:団結するための一つのアイデンティティ (2004年9月パンフレット)」と銘打ってこのキャン ペーンを展開したフレッシュ地域圏長は、「カタルー ニャ」とも「オクシタニー」とも異なる新たな「地 域アイデンティティ」を構築しようとしていたこと は明白であった。それゆえに従来の「地域主義的地 域アイデンティティ」を持つ人々の意識をむしろ喚 起させ、行政的な「地域圏」の混質性がますます明 らかになるという結果になったのである。

3. おわりに─新たな「地域政策」に直面 するフランスと「地域」概念

「ヨーロッパ」の枠組みの中で「地域」の重要性がますます増大し、フランスにおける「地域」についての議論も盛んになっている。2008年の憲法改定以来、「地域諸言語」保護のための法律制定が国民議会でたびたび議題に上っている一方で、フランスの地方行政組織そのものも改革も大きな議論となっている。

2009年3月、元首相のバラデュールを委員長とした委員会によって、地方行政の抜本的な改革を進めるための「バラデュールレポート」が大統領に提出された。そのタイトルは「決断する時がきた」であった。そこでは、「ヨーロッパレベルの地域圏」を確立するために、自発的意志に従って本土22地域圏を15程度まで減らし、同様に県の自発的統合を促進することなど、フランスの地方行政についての20の改革案が提案された。それを受けて2009年10月にサルコジ大統領によって提示された地方行政改革案で

は、県・地域圏議会議員を兼務する「領域議員」の創設などが提案されている。

「自発的な意志」による地域圏統合や、県/地域圏の関係の見直しは、歴史・伝統・言語など、それ自体あいまいでありながらそれでも強固に想像されている「地域主義的地域」の再生へと動くのであろうか。地域圏の数を減らそうという「統治する側」の思惑とはうらはらに、たとえば「ラングドック・ルシヨン地域圏」の「オクシタン」地域と「カタルーニャ」地域の分割、以前から議論されている「バスク県」の創設、といった主張がおこるのだろうか。このような動きが起こった場合、対立する「地域」概念のさらなる衝突が起こるのであろうか。フランスの「地域」と「地域主義」は今、さらなる転換の時に直面している。

参考文献

- Agulhon, Maurice, "Le centre et la périphérie" in Nora, Pierre (dir.) Les lieux de mémoire- Les France, Gallimard
- Bodineau, Pierre, 1995, La régionalisation, Puf
- Boyer, Henri, 2009, *Langue et l'identité*, Lambert-Lucas Limoges
- de Certeau, Michel/Julia, Dominique/Revel, Jacques, 1975, *Une politique de la langue*, Gallimard
- 中力えり、2007、「フランスにはなぜマイノリティが いないのか」in 岩間暁子/ユ・ヒョヂョン編 著『マイノリティとは何か』ミネルヴァ書房
- Comité pour la réforme des collectivités locales, 2009, «Il est temps de décider», Rapport au Président de la République
- Corbin, Alain, 1992, "Paris-Province" in Nora, Pierre (dir.)

 Les lieux de mémoire- Les France, Gallimard (rééd. in1997 Quarto Gallimard)
- Dayries, Jean-Jacques/Dayries, Michèle, 1978, *La régionalisation*, Puf.
- Dumont, Gérard-François, 2004, Les régions et la régionalisation en France, ellipses
- Giblin, Béatrice (dir.), 2005, Nouvelle géopolitique des régions françaises, Fayard
- Giblin, Béatrice, 1999, "Les nationalismes régionaux en Europe", in *Hérodote No.95*, Éditions la Découverte
- Gravier, Jean-François, 1947, *Paris et le désert français*, Le portulan
- Lefebvre, Henri, 1974, La production de l'espace,

Anthropos

- (ルフェーヴル, 斉藤日出治訳, 2000, 『空間の生産』 青木書店)
- Lafont, Robert, 1967, La révolution régionaliste,
 Gallimard
- Miossec, Jean-Marie, 2008, Géohistoire de la régionalisation en France, Puf
- 中野裕二,1996,『フランス国家とマイノリティ』国際書院
- Ozouf, Mona, 1992, "Département" in Furet/Ozouf, Dictionnaire critique de la Révolution Française, Institution et créations, Champs Flammarion
- Petrella, Riccardo,1978, La rennaissance des cultures régionales en Europe, Editions entente
- Revel, Jacques, 1992, "La région" in Nora, Pierre (dir.)

 Les lieux de mémoire- Les France, Gallimard (rééd. in1997 Quarto Gallimard)
- Rousset, Alain/ Viard, Jean, 2009, *Ce que régions veulent dire*, éditions de l'aube
- Roncayolo, Marcel, 1992, "Le département" in Nora, Pierre (dir.) *Les lieux de mémoire- Les France*, Gallimard (rééd. in1997 Quarto Gallimard)
- 佐野直子, 2005, 「<解説>『フランスの諸言語』に 関する法律・政策」in 渋谷謙次郎(編)『欧州 諸国の言語法』三元社
- 佐野直子, 2008a,「Cal far la festa (祭りをしなくてはならない) 『オクシタニア』におけるフェスティバル開催にみる『地域文化』概念」in 『フランスにおける地域文化振興と社会構造に関する社会学的研究』平成 16-18 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書
- 佐野直子, 2008b, 「ヨーロッパの『多言語状況/多言語主義 (Multilingualism)』と少数言語」, アジア・アフリカ研究所 (http://sites.google.com/site/aamultilingualism/cicle1sano2)
- Thiesse, Anne-Marie, 1991, Écrire la France, Puf
- Touraine, Alain/Dubet, François/Hegedus, Zsuzsa/Wieviorka, Michel, 1981, Le pays contre l'Etat: Luttes Occitanes, Edition du Seuil
- (トゥレーヌ/デュベ/エゲデュ/ヴィエヴィオルカ、宮島喬訳 1984,『現代国家と地域闘争―フランスとオクシタニー(社会運動と社会学 3)』新泉社)
- 若松隆/山田徹(編),2008,『ヨーロッパ分権改革の 新潮流』中央大学出版部
- Weber, Eugene, 1976, *Peasants info Frenchmen*, Stanford University Press
- 山崎榮一, 2006, 『フランスの憲法改正と地方分権』 日本評論社

Le Monde

La Setmana

Midi Libre

- La Région Languedoc-Roussillon/Septimanie, 2004, *La Septimanie, un nom, une histoire, un projet*
- La Région Languedoc-Roussillon/Septimanie, 2004, *Vivre* en Septimanie

表 1 フランスの「地域圏」の名称の類型(Dumont 2004, pp.136-138 より、著者加筆修正)

		(2 0:::0:::1 200 :; p;	
A. 歴史的な単一名称を持つ地域圏	アンシャン・レジーム期 の州やほかの歴史的名称	地域圏とはっきり一体化している中心都市	付記(特にアンシャンレジーム期の州の区分との関係)
Alsace (アルザス)	Alsace	Strasbourg (ストラスブール)	かつてはベルフォール地区が含まれていた
Aquitaine (アキテーヌ)	Aquitaine	Bordeaux (ボルドー)	かつてはより広い領域だったが、ベアルンは含まれておらず
Auvergne (オーヴェルニュ)	Auvergne	Clermont-Ferrand (クレルモン・フェラン)	かつてはブルボネ地方は含まれておらず
Bretagne(ブルターニュ)	Bretagne	-	かつてはロワール下流地域も含まれており、周期的に「統合請求」あり
Bourgogne (ブルゴーニュ)	Bourgogne	Dijon (ディジョン)	かつてはニヴェルネ地方は含まれておらず
Corse (コルシカ)	Corse	Ajaccio (アジャクシオ)	
Franche-Comté (フランシュ・コンテ)	Franche-Comté	Besançon (ブザンソン)	ベルフォール地区を引き継ぐ
Île-de-France (イル・ド・フランス)	Île-de-France	Paris (パリ)	かつては現在のオワーズ県やエーヌ県の大部分が含 まれていた
Limousin (リムーザン)	Limousin	Limoges (リモージュ)	マルシュ地方は含まれておらず
Lorraine (ロレーヌ)	Lorraine	Nancy, Metz (ナンシー、メッス)	959 年に起こったロートリンゲン分割の際の上流ロートリンゲン地方を継承
Basse-Normandie (バス・ノルマンディー)	Normandie	-	再統合の試みが繰り返し現れる
Haute-Normandie (オート・ノルマンディー)	Normandie	Rouen (ルーアン)	再統合の試みが繰り返し現れる
Picardie (ピカルディー)	Picardie	-	今の南部は含まれておらず
B. 最初のものが長い歴史を持って いる、二つ以上の名前を接合し た名称の地域圏			
Champagne-Ardenne (シャンパーニュ・アルデンヌ)	Champagne	Reims (ランス)	Châlon が政治的中心にとどまっている
Languedoc-Roussillon (ラングドック・ルシヨン)	Languedoc	Montpellier (モンペリエ)	現在の地域圏の外にある Toulouse が歴史的な中心 都市。2004 年春から地域圏議会が Languedoc- Roussillon-Septimanie という新しい名称を提案し たが、2005 年 9 月にこの計画は撤回(本論参照)
Poitou-Charente (ポワトゥー・シャラント)	Poitou	Poitiers(ポワティエ)	かつて現在のヴァンデー地方が含まれていた。
Provence-Alpes-Côte d'Azur (プロヴァンス・アルプ・コートダ ジュール)	Provence	Marseille (マルセイユ)	プロヴァンスとコンタ・ヴェネッサン教皇領、ニース伯領を合わせたもの。2009年、名称変更が議論された
C. あいまいな地理的表示しかもた ないような二つの名前を接合し た地域圏			
Midi-Pyrénées (ミディー・ピレネー)	-	Toulouse (トゥールーズ)	1990年に Occitanie Centrale という名称が提 案されたことがある
Nord-Pas-de-Calais (ノール・パ・ド・カレ)	-	Lille (リール)	かつてのアルトワ、フランドル地方
Pays-de-la-Loire (ペイ・ド・ラ・ロワール)	-	Nantes (ナント)	4 つの旧州の領土の断片を合わせたもの。
Rhône-Alpes (ローヌ・アルプ)	-	Lyon (リヨン)	リヨネ地方、サヴォア地方、ドーフィネ地方、ブルゴー
			ニュ地方の南部を合わせたもの
D. かなり漠然とした地理的名称を 持つ地域圏			二ュ地方の用部を合わせだもの



図1 フランスの県と地域圏 (出典) 山崎 2006, p.13



図2 ラングドック・ルション地域圏旧ロゴオクシタニーのシンボルである「オック十字」とカタルーニャのシンボルである「血と黄金」の赤と黄色の縦じまを合わせたもの



ラングドック・ルション地域圏の新ロゴ 7つの太陽の連合をイメージしているという



写真 1 地域圏議会議場に掲げられた旗 たからヨーロッパ、ラングドック・ルシヨン地域 圏、フランス、オクシタニー、カタルーニャの旗 2009 年 10 月筆者撮影

美術館誘致による地域再生という投機

――ビルバオ・グッゲンハイム美術館と新たなバスク・イメージの演出

萩尾 生

名古屋工業大学国際交流センター

1. グローバリゼーションの申し子

美術館の使命は、基本的に文化的性向を有する。 しかし、地域社会の再活性化を主たる目的として立 地される美術館も、少なからず存在する。その先駆 的かつ模範的な事例と言われるのが、スペイン・バ スク自治州の中核的工業都市ビルバオに開館した、 ビルバオ・グッゲンハイム美術館である。

1980年代半ばのビルバオ市とその周辺域は、老朽化した産業施設がもたらす環境汚染、25%前後の高い失業率、さらにはバスク・ナショナリスト急進左派と国家権力との間で日常化する暴力、といった深刻な社会問題を抱えていた。しかしこの地域は、1997年秋の開館以来今日まで年間100万人の集客を維持している同美術館の誘致により、雇用創出、産業構造の転換、そして地域イメージの刷新に成功したとして、一躍注目を浴びるようになった。現代アートという「グローバルな文化」の力を援用して生まれた、これら一連の「ローカルな経済・社会に対する波及効果」は、「グッゲンハイム効果」と呼ばれる。

この現象には、都市工学や人文地理学の分野における有識者がいち早く着目し、「効果」の数量的検証ないし質的評価を積み重ねてきた。だが、それらの考察は、「効果」という結果に関心を寄せるあまり、当該現象の舞台である「バスク地方」という「地域」の視点に立った議論に、ともすれば乏しい傾向を呈していた。では、この現象を地域研究の立場から紐解くとどうなるか、また、その意義は何だろうか、という問題意識が、筆者が本現象へアプローチする契機であった。

ところが、先行研究を調べるにつれて、「グッゲンハイム効果」に関する論文・記事の膨大さに、改めて驚かざるをえなかった。1997年以降の10年間に発表された関連論文・記事の数は、1万点を優に超えると言われる。うち8,500点が1997年と1998年の2年間

に集中して発表され、全体の 6 割以上がスペインの国外で刊行されている(del Cerro Santamaría 2007:102)。「グッゲンハイム効果」は、「バスク地方」あるいはスペインの内部よりも外部において、多大な関心を喚起している。しかもその大半が、「バスク地方」の外の専門家や研究者によって、英語で執筆されているのである。これまでの筆者の経験から、「バスク地方」に係わる人文社会科学の論考は、スペイン語とバスク語による論文が大半で、フランス語や英語による論文がそれに続く、という印象を持っていただけに、上述のような事態は意外であった。「グッゲンハイム効果」とは、まさにグローバリゼーションの潮流の中で生まれた、同時代的現象と言ってよい。

結果として本稿は、そうした夥しい資料の一角から、「グッゲンハイム効果」をめぐる主要な争点を整理するのが精一杯で、地域研究の立場から問題を掘り下げる意義にまで踏み込む余裕はなかった。とはいえ、今後の議論の叩き台とすべく、諸々の論点を提示することは有意義と判断し、この「ディスカッション・ペーパー」に報告する次第である。

2. バスク・ホームランド、バスク自治州、 ビスカヤ県、ビルバオ市

20世紀に高揚したバスク・ナショナリズムの文脈において、「バスク地方」とは、スペインとフランスの国境に連なるピレネー山脈の西端からビスケー湾に広がるおよそ2万kmの地理的範囲を指す(図1)。バスク語でエウスカル・エリア Euskal Herria と呼ばれ、《バスク語の話される土地》という意味を持つ。

この空間領域は、スペイン領のアラバ、ビスカヤ、 ギプスコア、ナファロアの4つの県¹と、フランス領 のラプルディ、ナファロア・ベエレア、スベロアの

¹ バスク語読み。スペイン語読みでは、これら4つの県は、 それぞれアラバ、ビスカーヤ、ギプスコア、ナバーラ。



◎バスク・ホームランドの面積と人口(2005年)

	面積(㎞)	人口(人)	人口密度/kmi
① アラバ県	3,316.9	301,757	91.0
② ビスカヤ県	2,236.7	1,136,569	508.1
② ビスカヤ県③ ギプスコア県	1,980.3	688,708	347.8
④ ナファロア県	10,421.0	593,472	56.9
④ ナファロア県⑤ ラプルディ	855.7	227,754	266.2
⑥ †77□7·^*Iレ7	1,322.1	28,835	21.8
⑦ スベロア	814.5	15,514	19.0
計	20,947.2	2,992,609	142.9

3地方²を合わせた、計7つの領域から成る。これら7領域は、それぞれ固有の歴史を歩んできており、「バスク」の名の下に統一された主権国家を形成したことがない。本稿では、この7領域をまとめて、「バスク・ホームランド」と呼ぶことにする。

バスク・ホームランドは、東西に走る分水嶺を境に、気候・植生、土地所有形態、人口分布、文化・慣習など、多方面で際立った対照を見せる。分水嶺の北側は、温暖湿潤な大西洋岸気候を呈し、人口300万人の7割以上がこちらの海岸都市部に居住している。海岸はリアス式海岸で、平地が少ないため、都市の人口規模は、最大でもビスカヤ県ビルバオ市の35万人である。また、都市部以外では、今日でもバスク語が比較的保たれており、それに呼応するかのように、ビスカヤ県とギプスコア県では、バスク・ナショナリズムの発現度が非常に高い。一方、分水嶺の南側は、丘陵・平原が広がり、乾燥して温暖な地中海性気候に近い。古来より異民族の侵入を幾度も受け、今日、バスク語話者の比率は20%を割る。バスク人気質は、相対的に弱い。

なお、行政区分上、スペインのアラバ、ビスカヤ、ギプスコアの3県は、1979年にバスク自治州を形成し、ナファロア県は1982年に単独でナファロア自治州に昇格している。一方、フランス領バスク地方の3領域は、アキテーヌ地域圏内のピレネー・ザトランティック県の一部にすぎず、今日のフランスのいかなる行政区画とも合致しない。

さて、今日のスペインは、歴史的・文化的背景を 重視しつつ、隣接する県を母体にして形成された17 の自治州から成る。「自治州国家」と称され、二院制 を採るが、上院が自治州の意見を反映させる場として必ずしも機能していないため、連邦制とは言いきれない。こうした政治制度上の構造から、自治州の権限は、各自治州と中央政府との2者間協議に依存することが多い。その結果、自治州間の権限平準化の試みがあるとはいえ、各自治州の権限は、非均衡・非対称なものとなっている。例えば、「ナシオナリダー(民族地域)」と呼ばれるバスク、カタルーニャ、ガリシアの3つの自治州には、他の自治州よりも大きな自治権が付与されている。さらに、バスクとナファロアは、スペイン憲法が擁護する「歴史的諸権利」に基づき、独自の徴税権と警察機構を有する点で、スペインの自治州の中で最大の自治権を享受しているのである(萩尾 2007:94-106)。

バスク自治州の面積はスペインの1.5%を、人口は4.8%を、GDPは6.4%を、それぞれ占める。バスク自治州では、1980年のバスク自治州政府誕生以来、穏健中道右派のバスク・ナショナリスト党(PNV)が、単独あるいは連立によって、つねに自治州政府の政権を掌握してきた。しかし2009年5月に、全国政党のスペイン社会労働党(PSOE)が、非バスク・ナショナリスト政党として初めて、同自治州政府の政権の座につくこととなった。

なお、スペインでは、自治州成立後、県政が事実上廃止された。しかし、バスク自治州では、県政府の権限が残り、スペイン政府とバスク自治州政府の関係は、バスク自治州政府とバスク 3 県政府の関係と相似関係にある。この点も、スペインの他の自治州にない特徴である。ちなみに 2009 年現在、ビスカヤ県とギプスコア県では PNV が、アラバ県では国民党 (PP) が、それぞれ県政府ならびに県議会を掌握している。

² バスク語読み。フランス語読みでは、これら3地方は、それぞれラプール、バス・ナヴァール、スール。

本論の舞台であるビスカヤ県の県都ビルバオ市は、 バスク自治州最大、スペイン第10位の都市である。 郊外域を含めた「グレーター・ビルバオ」と呼ばれ る広域圏の人口は、100万人前後と見積もられている。 ビルバオが歴史の表舞台に登場するのは、中世に遡 る。その高度な造船技術と航海術が、スペイン帝国 の植民・交易活動に大きく貢献したことは、周知の 事実である。また、良質な鉄鉱石の産地として知られ、 とくに19世紀後半からは、イギリスへの鉄鉱石輸出 に関連した海外資本の投下により、莫大な富の蓄積 と急激な社会の工業化・近代化を経験した。これに 伴い、スペイン国内から大量の労働者が流入し、そ れに反発するバスク・ナショナリズムが、1890年代 のビルバオに発生した。また、同時期の1898年には、 プロのサッカーチーム「アスレティック・ビルバオ」 が創設されている。当時としては画期的な英語のチー ム名を冠しながら、選手要件にバスク系の出自を謳 い、今日まで保っている。これらに象徴されるとおり、 ビルバオ市は、世界に開かれた都市であるとともに、 強固なバスク・ナショナリズムの温床といった、二 面性を持つ都市である。

その後、スペイン内戦(1936年~39年)におけ る敗北を経た後も、ビルバオとその周辺域の産業施 設は温存され、フランコ独裁下において、1950年代 から 1960 年代のスペイン高度成長を支えていくこと となった。実際、ビスカヤ県の個人所得は、1975年 にスペイン第1位を記録した。ところが、内戦前か ら稼働してきた産業施設は、当時すでに老朽化して おり、環境破壊の元凶となっていた。そうした中、 1970年代の2度にわたる石油危機は、ビルバオ市と その周辺域の造船・鉄鋼一極集中型の重工業を一挙 に崩壊させ、失業率は1986年に25%のピークに達 する。さらに、未就業率が50%を超えた24歳以下 の若年層の鬱屈した不満は、武力闘争を通してバス ク独立を目指す ETA《祖国バスクと自由》とその周 辺組織のテロリズムに回収されていったのである。 ことにテロリズムの存在は、バスク自治州への資本 投下をますます回避させる結果となった。1980年代 のビスカヤ県は10万人規模の人口減を経験したが、 それは、ビルバオ市とその周辺域における第二次産 業従事者数の流出によるところが大きい。

1980 年代から 1990 年代前半は、経済不況の打開 を通じて ETA に代表される暴力を解決することが、 バスク自治州政府の喫緊の課題であった。そこで同政府は、ビルバオとその周辺地域の再生計画を立案し、EUの構造基金や自治州政府の公的資金を積極的に投入するとともに、重工業社会から情報サービス社会への産業構造転換を図った。また、独自の財政制度に基づき、周辺自治州よりも有利な税控除などインセンティヴの導入を行い、企業の積極的な誘致を促した。それらの試みが徐々に奏功し始めた1990年代後半頃より、バスク自治州の経済状況は緩やかに好転していく。その過程を象徴する金字塔が、1997年10月に開館した、ビルバオ・グッゲンハイム美術館であった。

3. ビルバオ・グッゲンハイム美術館の誘致と「グッゲンハイム効果」

グッゲンハイム美術館は、優れた現代アートを中心に収集・展示を行う美術館として世界に名を馳せる。運営母体は、1937年に設立されたソロモン・グッゲンハイム財団で、ニューヨークに本拠を置く。同財団の運営方針は、1988年にトーマス・クレンズThomas Krens が事務局長に就任すると、劇的に変化した。

クレンズは、まず「規模の経済」という経営学上の 概念を、美術館経営に導入した。グッゲンハイム美術 館の所蔵する美術品の7割近くが倉庫に眠っている状 況を改善し、展示場所を増やせば増やすほど、美術館 の利益率が高まると試算したのである。次に、このこ とと関連して、グッゲンハイム「世界分館構想」を掲げ、 フランチャイズ方式による美術館運営に着手した。ク レンズによれば、今後の美術館経営において重要なの は、固定した所蔵コレクションという「内容 contents」 よりも、多種多様な美術品を入れ替わり展示する機会 を与える「箱物 container」としての美術館の魅力であ る。所蔵コレクションを必ずしも持たないが、現代アー トの傑作に相応しい美術館分館を建てて話題性と集客 力を高め、グッゲンハイム美術館本館所蔵というブラ ンド力のある美術品を巡回展示させることで、収益率 を高めようというのである。

美術畑とは縁遠いマーケティングの世界を渡り歩いてきたクレンズのグッゲンハイム「世界分館構想」は、市場のグローバリゼーションが急速に進行しつつあった20世紀末における、時代の落とし子であった。

【表1】ビルバオ・グッゲンハイム美術館 開館前にかかった経費

(単位:百万ユーロ)

1. グッゲンハイム財団へのフランチャイズ料	13.30
その他各種サービス料	4.64
2. 土地	7.21
3. 建設費	
デザイン(F. Gehry)	8.70
設計(Idom社)	4.68
建設費	73.10
4. 美術品購入	32.31
5. 税	7.21
6. 開館前の運営費	14.87
合 計	166.02

(出所) Plaza 2006: 466

では、なぜビルバオにグッゲンハイム美術館が誘 致されたのだろうか。まず、グッゲンハイム財団の 立場からは、クレンズの「世界分館構想」を実現さ せるうえで、現代アートの一大市場である欧州に分 館を設置することが必要条件であった。実際、1980 年代末には、ベネチア、ザルツブルク、リヨン、ウィー ン、グラーツ等の欧州の文化的中核都市が候補地に 挙げられ、誘致をめぐる水面下の交渉が進んでいた。 しかし、これらの都市にはすでに著名な美術館・博 物館が存在していたため、地元社会はさらなる美術 館の誘致に消極的であった。一般に、誘致先の継続 的な公的支援なしに、大規模な美術館の運営・管理 は困難である。そこで、スペインへの誘致が検討さ れたのだが、それは、当時の PSOE 政権の要職に、 元グッゲンハイム美術館キュレーターが就いていた ことに因る。ところがスペインでは、1992年に、バ ルセロナ・オリンピック、セビリア万博、マドリッ ド欧州文化都市といった目玉行事が相次いで予定さ れており、これらの主要都市に財政的余力は残って いなかった。ここでいくつかの偶然が重なり、ビル バオが候補地として浮上してくる。当初、クレンズ は当然のごとくビルバオ案を一蹴したが、荒廃した 「失業とテロの巣窟」ビルバオにおける現代アート美 術館、というミスマッチがもたらす意外性と話題性 に賭けることにした、と言われている。しかし、ク レンズを説得する上で決定的だったのは、バスク自 治州(バスク3県)が、徴税権を含む財政上の自治 権を有していた点である。当時のグッゲンハイム財

団は、美術館本館の建て替えに伴う多額の負債を抱えていたから、財政上の裁量権を有する地方公共団体は、一国家の国庫と同等以上の担保と映ったのである³。

一方、当時のバスク自治州は、上述のような疲弊 した社会経済状況を早急に打開する必要に迫られて いた。重厚長大な産業構造を転換し、雇用を創出す るための資本投下を促進するには、なによりも「バ スク」の対外イメージを好転させることが肝要であっ た。こうした中で、現代アート美術館誘致による雇 用創出と対外イメージ転換という構想は、願っても ない企画であった。しかも、バスク社会が、グッゲ ンハイム財団との協力により、スペイン政府を介さ ずにグローバル社会へ参入するという構図は、「バ スク・アイデンティティ」の自負という点から、象 徴的にすぎないにせよ、何にもまして重要であった。 スペイン政府が、バルセロナ、セビリア、マドリッ ドに財政援助を行い、1992年の「新生スペイン」を 国際的に広報する中で、バスク自治州は後れをとっ ていただけに、なおさらそうであった。

こうして、グッゲンハイム財団、バスク自治州政府、ビスカヤ県政府の3者間で、1991年から1992年にかけて合意文書が数回取り交わされ、ビルバオにグッゲンハイム美術館が誘致される運びとなったのである。合意内容によれば、契約期間は開館から20年間(75年間まで延長可能)で、美術館の企画・

³ ビルバオ・グッゲンハイム美術館誘致に至る経緯は、例えば J. Zulaika (1997) に詳しい。

運営・管理の権限は、すべてグッゲンハイム財団にある。また、美術館の建造に係る経費をバスク側が支払うが、約1,330万ユーロのフランチャイズ料は前払いとされた。こうして、ビルバオ・グッゲンハイム美術館開館までに、1億6,600万ユーロの経費が、公庫から支払われたのである(表1)。

美術館の立地先は、ビルバオ市を流れるネルビオ ン川左岸に位置するアバンドイバラ地区であった。 1980年代まで、操車場と造船所が広がっていた約35 万㎡の同地区は、1990年頃にはほぼ更地と化してい た。土地は国や地方自治体等の公的機関の所有となっ ており、土地再開発に際しての住民立ち退きは、ほ とんど想定されなかった。ビルバオ・グッゲンハイ ム美術館(以下 BG 美術館と略記)は、アバンドイ バラ地区の一角の約2万4.000㎡の敷地に建造された。 トロント生まれの米国人建築家 F. ゲーリーの設計 による BG 美術館は、建造物の敷地面積だけでも1 万1,000㎡という巨大なものである。曲線を多用した その奇抜なデザイン意匠は、全面チタンで覆われる という高度な技巧とともに、20世紀現代アート最高 傑作の1つとの評価を獲得し、ビルバオの新たなラ ンドマークとなったのであった。

1997年10月に開館し、その後年間平均100万人 弱の来館者を維持していくと、ビルバオの風景は一 変した。空路や陸路における公共交通機関の拡充整 備によるアクセスビリティ向上が求められ、宿泊・ 会議・展示施設等の多様なニーズに沿った観光ビジ ネス産業の振興が促されたのである。また、来館者 の6割が英独仏米等のスペイン国外からということ もあり、外国語に対応可能なインフラ整備(通信網、 各種案内標識、通訳・翻訳、多言語能力人材養成等) が急ピッチで進んだ。これらは、ことに不動産産業 と建設・製造分野における雇用創出を生んだ。しかも、 BG美術館が呼び水となって、著名建築家の手による、 アートとしての付加価値を有すポストモダンな建造 物が相次いで建設されていったのである。こうして、BG美術館の誘致と運営だけでも、1997年から2007年までの間に、18億ユーロ近くのGDPを算出した、とグッゲンハイム財団は見積もっている(表2)。並行して、バスク自治州の経済状況も好転する。1997年に依然20%近かった失業率は、2007年には5%前後にまで低下した。1980年代にテロと失業と環境汚染に苦しんでいたビルバオ市は、「世界に開かれた文化都市」として蘇生したのである。このことは、住民に多大な精神的自信を与えたと言われる。

これら一連の現象は、「グッゲンハイム効果」と総称される。一般的には、世界規模の美術館という「グローバルな文化」の力を援用して新たなランドマークを創り、都市や地域のイメージを好転させるとともに、産業構造の変革による経済波及効果を生み出し、都市や地域を、はたまた地域住民の自負をも、再生・復活させた模範的成功例として、理解されている。

4. 「グッゲンハイム効果」をめぐる論点

「グッゲンハイム効果」の評価は、肯定的なものから、懐疑的あるいは否定的なものまで、百花繚乱の様を呈している。北米の論者は、どちらかといえば経済波及効果に着目する傾向が強く、欧州の論者は、都市再生計画の観点から論じる傾向が強い。量的分析にせよ質的分析にせよ、それぞれ固有の方法論上の問題点がある。いずれの場合でも、BG美術館誘致による効果の範囲をどこまでと捉えるかによって、評価は異なってくる。

数ある論点の中から、筆者が重要だと考えるのは、次の8つである。① BG 美術館誘致に対する投資利益率。② BG 美術館誘致とビルバオ都市再生計画との関係。③ BG 美術館誘致/ビルバオ都市再生計画の主体。④ BG 美術館の運営・管理方法。⑤グロー

【衣乙】的美	術館の運営がバスク自治州に
もたらしたインバ	ペクト(1997年10月~2007年12月)
直接経費	1,879,002,283 ユーロ
GDP產出	1,791,946,922 ユ—□
雇用維持	44,429人
納税	289,318,156ユーロ

(出所)グッケンハイム財団HP

バル文化とローカル文化の関係。⑥産業構造の変化 に与えた影響。⑦地域イメージの刷新。⑧地域再生 モデルとしての普遍性。以下、順次見ていこう。

まずは、投資利益率の問題である。BG 美術館は、 開館までの初期投資としての1億6.000万ユーロと、 開館後の年間運営管理費の3割前後を、ともにバス ク自治州政府とビスカヤ県政府からの公金投入に よって賄っている。BG 美術館は、入館料や寄付金 や友の会会費などの収入によって、これらの公金投 資額を上回る利益を上げているだろうか。たしかに、 グッゲンハイム財団は、開館後の6年間で初期投資 額相当以上を納税したと公言している。しかし、入 館者数の将来予測や、割引現在価値を算出する際の 割引率の設定いかんによって、投資利益率は変動す る。また、「効果」の範囲をどこまでと捉えるかによっ ても、利益率は上下する。例えば、ビスカヤ県政府 の見積によれば、スペイン国外からの BG 美術館来 訪者(年間50~60万人)は、入館料以外に、宿泊 や消費に係る税金を、1人当たり平均36ユーロ納め ているという。これを「グッゲンハイム効果」に含 むか否かは、数値に少なからぬ影響を及ぼす。さら にまた、グッゲンハイム財団の会計報告には、新た な美術品購入経費(年間600万ユーロ前後)が考慮 されていないが、これは経常支出として考慮される べきだという指摘も多い。そこで、こうした諸々の 点を考慮した詳細な調査報告が、第3者によって種々 発表されている。例えば、B. プラサによると(Plaza 2006)、新規美術品購入経費を考慮しない場合に開館

後9年間で、考慮した場合に開館後18年間で、すなわちいずれの場合も20年間というフランチャイズ初期契約期間内に、投資額以上の税収が見込まれるという。その他の調査も、ほぼプラスの投資利益率を見積もっている。

ただし、いずれの調査報告においても、推算の一大根拠はグッゲンハイム財団が発表する会計報告である。ところが、バスク自治州の会計監査局は、BG美術館に対して、経理の透明度を高めるよう勧告し続けているのである。後述するとおり、昨今、BG美術館の不正経理疑惑が社会問題化しつつある。BG美術館の投資利益率は、今日まで肯定的に捉えられてきたが、その根拠が崩れるかもしれない危うさを孕んでいる。

第2の論点は、BG美術館誘致とビルバオ都市再生計画との関連である。ビルバオ市は、1980年代半ばから、県、自治州、国等の行政府と連携して、独自の都市再開発計画を推進してきた。1985年の「都市開発総合開発計画」を端緒として、ビルバオ郊外にスペイン初のテクノパークを開設したほか、バスク・ナショナリスト党(PNV)のビルバオ市長主導による「バスク文化センター」建設計画など、重工業一極集中型経済からの脱皮を模索する動きが、すでに胎動していた。これらの動きは、1989年の「ビルバオ都市開発総合計画指針」に結実し、修正・補充を重ねて、今日に至るビルバオ再開発の基本方針となっている。そこでは、人材への投資、サービス産業都市形成、モビリティとアクセシビリティの向上、環

年	事例		
1985	ビルパオ都市開発総合計画案作成		
1989	ビルバオ都市開発総合計画指針		
1991	「ビルパオ・メトロポリ30」設立		
	「ビルバオ・リア2000」設立		
1992	アバンドイバラ地区構想の国際コンクール開催		
1993	ビルパオ港拡張工事開始(~2020年)		
1997	ビルパオ・グッゲンハイム美術館開館		
1000	エウスカルドゥナ多目的ホール開館		
1999	ビルパオ地下鉄開業		
2000	ビルパオ国際空港拡張		
2002	エウスコ・トラン(軽量軌道輸送)開通		
2004	シェラトン・ホテル開業		

境再生、文化的な中心部の創出などの重点領域が示 された。そうして、ビルバオ再生計画の企画立案を 担う母体として、まず「ビルバオ・メトロポリ30」 が1991年5月に発足した。これは、ビルバオ市と周 辺30の市町村、公的機関、民間組織から構成される シンクタンクである。次いで、計画の実施団体として、 スペイン中央政府とバスク自治州行政機関が折半出 資する「ビルバオ・リア 2000」が、1992 年 11 月に 設置された。こうした流れの中で、表3に示したよ うなビルバオ市のインフラ整備が行われてきたので ある。ところが、ビルバオ都市再生の中心的役割を 担うこれら2つの組織は、BG美術館の誘致に少しも 関与していない。今日、BG美術館とビルバオ都市再 生は同じ次元で語られることがある。BG 美術館の誘 致は、たしかにビルバオ都市再生の象徴的存在だが、 誘致の端緒において、ビルバオ都市再生計画とは一 線を画していたのである。

では、BG美術館誘致の主体は誰か。これが第3 の論点である。誘致計画の合意文書は、グッゲンハ イム財団、バスク自治州政府、ビスカヤ県政府の3 者間で締結された。誘致計画の交渉が行われていた 1990年前後、バスク自治州政府は、PNV とスペイ ン政権担当党のスペイン社会労働党(PSOE)との連 立政権であった。しかし、BG美術館誘致について、 PSOE はほとんど知らされていなかった。また、ビ スカヤ県政府を掌握していたのは PNV だが、誘致計 画は、PNV のビルバオ市長が主導していた「バスク 文化センター」案を廃案に追い込んだ上で決定され た。しかも誘致の決定は、民意を問わない上意下達で、 グッゲンハイム財団との契約合意締結後に公表され たのである。契約締結時のバスク自治州文化大臣は、 契約プロセスそのものに納得せず、任期満了後 PNV を離脱し、PNV に批判的な論調を展開している。こ のように、PNV といえども、BG 美術館誘致に対す るスタンスは一枚岩ではなかった。BG 美術館誘致の 主体は、PNVのごく一部とグッゲンハイム財団であっ たと言える。

強力なトップダウンによる意志決定と対照的なのが、既述した「ビルバオ都市開発総合計画指針」に基づくアバンドイバラ地区再開発である。この企画立案には、「官」(ビルバオ・リア 2000、国、バスク自治州、ビスカヤ県、市)と「民」(建築・製造業、学者等専門家、一般市民)が協力する民主的な手法

が採用された。基本構想案を 1992 年に公募し、世界的に著名な建築家セザール・ペリ César Pelli の基本設計が採用されている。だが、再開発計画の主体ないし利害関係者が多い分、合意形成は困難を極めた。再三の計画修正を求められ、業を煮やしたペリーは、いったんプロジェクトから降りてしまう。その後ペリーに全権委任するという条件のもと、彼はプロジェクトに復帰するが、アバンドイバラ地区の再開発は、17 年経った 2009 年現在、依然進行中のままである。

都市計画の常として、強引なトップダウン方式が 短期間で成果を上げ、多種多様な利害関係者の意向 を調整するボトムアップ方式が合意形成に時間がか かり非効率、というわけではなかろう。しかし、上 述の2例は、都市再開発における主体および意志決 定のあり方と、再開発の効率・効果の関係について、 考えさせる。

ところで、BG 美術館誘致計画が公表されてから開 館に至るまでの間、計画の成功を予測する論調は少 数であった。少なくとも、年間100万人者の来館者 を予測した論者を、筆者は知らない。BG 美術館の成 功を喧伝していた契約当事者ですら、その成功をど こまで本気で信じていたのか、当時の彼らの発言か ら疑問がわかないこともない。にもかかわらず、誘 致計画を走らせたところに、筆者は計画の「投機的」 性格を見てとる。BG 美術館が成功しなかった場合、 契約当事者はいかに責任をとるつもりだったのだろ うか。バスク側にしてみれば、美術館建設に関わる 一時的な雇用創出で良しとしたのだろうか。サブ・ ナショナルな単位が、スペイン中央政府を介さずに、 グローバル世界へ参入するという自尊心を満たすた めだけでも、リスクを冒す価値があると考えたので あろうか。さらに穿った見方をすると、税金の投入 であるから、計画が失敗しても、官僚個人の経済的 負債とはならない。一方グッゲンハイム財団にして みれば、この計画において自らの支出はゼロである から、たとえ計画が挫折しても失うところはないと 判断したのだろうか。誘致計画の意志決定プロセス は、今後のさらなる精査が待たれる。

さて、BG美術館誘致の主体は、PNVの一部(バスク自治州政府とビスカヤ県政府)とグッゲンハイム財団だと述べたが、BG美術館の管理・運営に関して、そもそも両者の関係は対等でない。BG美術館誘致に関して、グッゲンハイム財団は一銭も負担して

おらず、それでいて、BG美術館の管理・運営の権利は、すべてグッゲンハイム財団にある。このことは、フランチャイズ契約方式に明らかである。フランチャイズ契約の美術館という発想自体は、たしかに当時としては斬新なものであった。しかし問題は、こうした運営・管理方式に対する評価であり、これが第4の論点でもある。

BG美術館の運営における特徴の1つは、ブランド というイメージの力をメディアを通して活用し、話 題性、集客力、利益率を最大限に引き出そうとする 点にある。そもそも「グッゲンハイム」自体が影響 力の大きいブランド名である。BG 美術館に作品が所 蔵されると、作品の価値がほぼ確実に上がる。「内容 contents」に必ずしもこだわらない BG 美術館は、こ んどは価値の上がった当該作品を市場に売却し、差 益を得る。美術品を株券に見立てるならば、1990年 代のニューヨーク株式市場の論理と通じるものがあ る。また、アルマーニのコレクション展示や、BMW のモーターショー開催、映画『007ワールド・イス・ナッ ト・イナフ』(1999年)のロケ地としての提供などは、 商業主義の典型例であろう。なるほど、F. ゲーリー の手による建造物自体、それが傑作であることは誰 もが認めるところである。それは、周囲の景観とは まったく相容れない奇抜なデザインであり、BG 美術 館には、少なくとも一般大衆が想起する「バスクら しさ」の要素がほとんどない。だが、それゆえに強 烈なインパクト(対照、意外性、話題性)を与えた と言える。グッゲンハイム財団は、バスク社会がグ ローバル世界へデビューするためのノウハウを教え る。バスク側からの公金投入は、その代価に過ぎない。

では、地元バスク社会の反応はどのようなものであったか。これが、第5の論点である。BG美術館誘致が発表された直後の住民の反応は、否定的な反応が多かった。これは、誘致問題に関して事前のオープンな議論がなされなかったという、意志決定プロセスに対する異議申し立ての性格を帯びていた。ここでは、グローバルな現代アートに対する、地元バスク・アーティストの反応に焦点を絞る。

初めに留意したいことは、バスク・ホームランドが現代アートと無縁ではなかったという点である。 事実、20世紀のバスク・ホームランドからは、世界的に傑出した現代アーティストが何人か輩出している。その代表が、ミニマリスト彫刻家として著名な ホルヘ・オテイサ(Jorge Oteiza, 1908-2003)とエドゥアルド・チリーダ(Eduardo Chillida, 1924-2002)である。ともにバスク・ナショナリストで、一見似たような作風を呈する 2 人だが、BG 美術館誘致に関しては、対照的な反応を見せた。

まず、バスク・ナショナリスト急進左派への共感を示すオテイサは、BG美術館をバスク文化に対する「文化帝国主義」の侵略だと糾弾し、PNVを「裏切り者」呼ばわりした。その背景には、前述したビルバオ市「バスク文化センター」案の廃止が挙げられる。というのも、「バスク文化センター」の基本構想案の作成は、オテイサに委託されていたからである。バスク美術界の大半は、オテイサの主張に同調した。しかし、PNVの熱心な支持者であるチリーダは、BG美術館の誘致は、バスク現代アートを世界中に知ってもらう良い機会になるとして、誘致に賛成した。

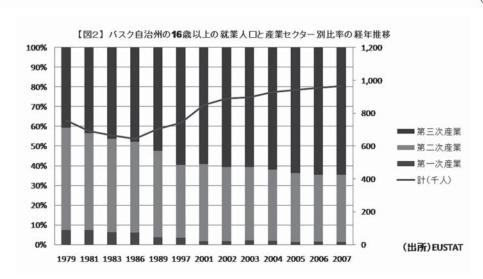
チリーダと PNV は、BG 美術館に現代バスク・アー ティストの作品が当然収められるだろうという、楽 観的な期待を抱いていた。ところが、クレンズ事務 局長が興味を示したバスク・アーティストは、皮肉 にもオテイサであった。PNV は、BG 美術館常設展 示用として、チリーダの作品を購入するようグッゲ ンハイム財団に対して要請したが、財団の回答は、 チリーダの作品1点購入につきチリーダのもう1点 を寄付せよ、という屈辱的なものであった。もっと も、グッゲンハイム側がオテイサに興味を示したの は、芸術的観点からという以上に、彼の作品の市場 的希少価値ゆえだと推察される。なぜなら、オテイ サは、美術市場に対する不信感から、自己の作品の 大半を自宅に封印していたのである。だが、BG 美術 館誘致に反対するオテイサは、グッゲンハイム財団 からの作品売却打診に対して、自らの高齢を考慮し つつ、自身の全作品をナファロア自治州政府に寄託 するのであった。

BG美術館は、チリーダが当初擁護したように、ローカル文化にとってグローバル社会への回路となりうる可能性を、たしかに有している。しかし他方で、ローカル文化をローカルなものとして固定する可能性をも持ち合わせていよう。すなわち、BG美術館に展示されなければ、そのアーティストはローカライズされてしまうのである。2009年現在、BG美術館の所蔵コレクションの4分の1—その中にはオテイサの小品5点とチリーダの小品4点を含む—が、バスク系アー

【表4】バスク自治州の主要な美術館における来館者数の経年推移(2003年~2007年)

美術館名称	所在地	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
BG美術館	ビルバオ	847,807	909,145	965,082	1,008,774	1,002,963
ビルバオ美術館	ビルバオ	135,027	155,643	142,067	144,085	164,903
アラバ美術館	ヒ'トリア=カ'ステイス	36,260	30,177	34,473	32,568	14,513
チリーダニレク美術館	エルナニ	89,669	91,567	83,603	83,718	78,532
サン・テルモ美術館	ドノスティア=サン・セバスティアン	47,549	56,439	49,413	49,179	12,717
パスク現代アート美術館	ヒ'トリア=カ'ステイス	75,800	89,791	92,267	97,106	99,500
計		1,232,112	1,332,762	1,366,905	1,415,430	1,373,128

(出所) EUSTAT



ティストの作品である。しかし、彼らのほとんどは、 生活と制作の拠点を北アメリカに置いている。

BG美術館誘致をめぐる論争の冷めやらぬ間に、オテイサとチリーダは、ともに自らの名前を冠した美術館を、それぞれ2003年と2000年に開館した。また、オテイサの「バスク文化センター」案は、弟子たちの手により、ドノスティア(サン・セバスティアン)市の多目的ホール「クルサール」(1999年開館)に具現された。このほか、1990年代末より、バスク自治州内に、現代アート美術館の新設や、既存の美術館の改築が進められた。もっとも、BG美術館に近接するビルバオ美術館を除けば、BG美術館を訪れた人びとが、バスク自治州内のその他の美術館をも訪問するという相乗効果は必ずしも確認されない(表4)。だが、BG美術館の誘致は、少なくともバスク自治州の行政府関係者やアーティストに対して、「文化」の持つ経済波及効果を認識させたにちがいない。

1980 年代の PNV は、バスク語文化の擁護という ことを除けば、バスクの「文化資源」に対してまっ たく無関心であった。今日でこそ世界が注目する、

象徴としての「ゲルニカ」4、飲食文化、音楽、舞踏、 伝統競技などのバスク「文化資源」を地域再生に活 用しようという発想は、微塵もなかった。「バスク文 化センター」の廃案にそのことは如実に表れている。 また、BG 美術館誘致を主導したのが、バスク自治州 政府の文化省というよりは財務省であった事実にも 明らかであろう。ところが、「グッゲンハイム効果」 を目の当たりにするや、PNV は 2004 年に「バスク 文化計画」を発表し、公的機関として初めて「バス ク文化」を定義づけ、BG 美術館に代表される都市部 のハイブリッドな文化をも「バスク文化」の定義に 包摂してしまう (萩尾:2009)。続く2006年の「美 術館・博物館法」による文化遺産のアーカイヴ化や、 ビルバオ市の世界最古の運搬橋「ビスカヤ橋」のユ ネスコ世界文化遺産登録など、政策として文化の価 値付けが実施されるようになった背景には、BG 美術 館の誘致があった。

^{4 2}つの「ゲルニカ」が含意される。1つは、バスクの政治的自治の象徴としてのゲルニカ市。もう1つは、戦争の悲惨に対する抗議と平和への意思を象徴するピカソ作の絵画『ゲルニカ』である。

【表5】グレーター・ビルバオにおける職種別雇用数

1995年データ

順位	業種	雇用数	割合(%)
1	卸売業・小売業	50,664	19.08
2	製造業	50,335	18.96
3	教育	27,615	10.4
4	不動産関係	27,546	10.37
5	建設関係	26,829	10.1
6	保健・ソーシャルワーク	15,998	6.02
7	運輸·通信	15,792	5.95
8	ホテル・飲食業	15,387	5.79
9	公務	12,960	4.88
10	その他サービス業	11,465	4.32
11	金融仲介	10,870	4.09
12	電気・ガス・水道	88	0.03
	計	265,549	100

2005年データ

順位	業種	雇用数	割合(%)
1	不動産関係	65,578	17.35
2	卸売業・小売業	62,477	16.53
3	製造業	54,589	14.44
4	建設関係	45,268	11.98
5	教育	34,802	9.21
6	運輸·通信	24,527	6.49
7	保健・ソーシャルワーク	21,308	5.64
8	その他サービス業	19,706	5.21
9	公務	19,446	5.14
10	ホテル・飲食業	19,191	5.08
11	金融仲介	11,016	2.91
12	電気・ガス・水道	108	0.03
	計	378,016	100

(出所) Plaza 2008: 510

こうしたことから、BG美術館誘致後、バスク社 会の産業構造がポスト工業社会へ変容したとの印象 が、一般に持たれている。しかし、バスク自治州に おいて、第2次産業人口の比率を第3次産業人口の 比率が上回るのは、1980年代のことである。その原 因は、旧来の重工業が廃れる中で、第2次産業従事 者の絶対数が減ったがために、第3次産業従事者の 比率が相対的に増えたことにある。BG 美術館が開館 した 1997 年以降に限れば、就業総人口の絶対数はた しかに2007年まで増加し続けたが、第2次産業と第 3次産業の就業人口比は、後者が微増しているものの、 劇的な変動はない(図2)。グレーター・ビルバオに おける職種別雇用数を見ても、ホテル・飲食業従事 者等サービス産業従事者の割合はむしろ低下してい る (表5)。ビルバオが、文化産業を核とするいわゆ る「創造都市」の範疇に含まれていない理由の1つは、 ここにある。BG 美術館の誘致によってバスク社会の 産業構造が変わったか否か、というのが第6の論点 だが、答えは否であろう。

とはいえ、バスク社会の産業構造が転換したとの印象が流布している事実は、BG美術館誘致後にバスク社会の対外イメージが大きく変容したことを示唆する。これが第7の論点である。対外イメージの変化に関する体系的な調査報告は少ないので、傍証に頼ると、例えば、『ザ・ニューヨーク・タイムズ』に掲載されたバスク関係記事の場合、1950年から1996年の間に確認された674の記事の9割以上が、武力独立闘争や労働争議など「紛争」に関係するものであった(del Cerro Santamaría 2007:105)。ところ

が、1997年以降は、BG美術館やバスク文化を紹介する記事の比重が増加の一途を辿っている(Plaza & Haarich 2009: 268-269)。また、本稿の冒頭で述べたとおり、1997年から2006年までに発表されたBG美術館関連記事・論文の6割がスペイン国外で発行されるなど、「バスク」に関する注目度は世界に広がっている。日本の場合も、例えば20年前にビルバオを掲載しているスペイン旅行ガイドブックはほぼ皆無だったのが、今日ビルバオを掲載していないガイドブックは皆無に近い。ビルバオの対外イメージは、BG美術館誘致とともに飛躍的に好転したと言える。

では、最後の論点だが、BG美術館の事例は、都市 /地域再生の新たなモデルとなりうるだろうか。一 国家の首都ではなく、人口30万人前後の地方都市 の美術館が、10年以上もの間、年間100万人の来館 者を維持し、都市のイメージ刷新に貢献していると いう事例は、世界においてきわめて稀である。たし かに、日本の金沢21世紀美術館(2004年開館)が、 地方都市ながら、現代アートを前面に出しつつ、年 間130万人もの来館者を維持している。けれども、 ビルバオの場合と違い、金沢は元来文化の香り漂う 都市であり、美術館の開館を機に都市のイメージを 刷新したわけではない。このように、他に類似例が ほとんどないことから、モデル化するには時期尚早 だと思われる。

類似例が輩出しにくい理由の1つは、美術館建造費と運営コストに初期投資だけでも1億6,600万ユーロもの公金を投入できるかという点にある。見方によっては安価な投資額かもしれないが、疲弊しきっ

【表6】拡大するグッゲンハイム美術館ネットワーク

美術館名称	所在国	所在都市	備考
ソロモン・R・グッゲンハイム美術館	米国	ニューヨーク	
ベギー・グッゲンハイム・コレクション	イタリア	ベネチア	
ビリニュス・グッゲンハイム・エルミタージュ美術館	リトアニア	ビリニュス	2011年竣工予定
ビルバオ・グッゲンハイム美術館	スペイン	ビルバオ	
ドイツ・グッゲンハイム・ベルリン	ドイツ	ベルリン	
グアダラハラ・グッゲンハイム美術館	メキシコ	グアダラハラ	2011年竣工予定
アブダビ・グッゲンハイム美術館	アラブ首長国連邦	アブダビ	2013年竣工予定
ブカレスト・グッゲンハイム美術館	ルーマニア	ブカレスト	2010年竣工予定

た地方自治体にそれだけの財政力があるとは限らない。そして、もう1つの理由は、美術館の管理・運営に対して、誘致元の決定権がほとんどない点である。じつは、BG 美術館の「成功」以降、第2の「グッゲンハイム効果」を求めて、分館誘致が海外の複数の都市から打診された5ものの、結局はこれらの2点がネックとなって、いずれも失敗に終わっているのである。また、2008年春には、ビスカヤ県政府が「第2ビルバオ・グッゲンハイム美術館」建設案を発表したが、同年秋のリーマン・ブラザーズ破綻に発する世界的不況の余波で、これまた計画案は中断している。

反対にグッゲンハイム財団は、自らの「世界分館構想」を実現すべく、表6のとおり独自に計画を進めている。が、候補地は、いずれも当該国の首都ないしそれに次ぐ人口規模の、アクセシビリティの高い文化都市であり、ビルバオとは性格を異にする。グッゲンハイム財団の「世界分館構想」自体が、BG美術館誘致の特殊性を浮き彫りにしている。

しかし、特殊性は、普遍性を前提としたうえで抽出されるものである。仮に都市/地域再生の普遍モデルがあるとすれば、BG美術館の事例はどこが特殊なのかを分析することが今後の課題となろう。また、特殊事例でありながら都市/地域再生に成功したとするならば、その要因は何かを探るのがその次の課題であろう。いずれの場合でも、BG美術館誘致と同時進行していたビルバオ都市再生計画との関連をどう捉えるかが、不可避の論点となりそうである。

5. バスク社会における言説の変化

以上、先行研究を参照して述べてきたとおり、「グッゲンハイム効果」の積極的な「効果」は、とりわけ都市/地域イメージの好転という点において、強く実感されている。とはいえ、この実感は、バスク社会の外からの分析によって導き出された、バスク社会の外からの反応である。では、バスク社会内部において、「グッゲンハイム効果」はいかに受容されてきたのだろうか。前節の第5の論点において、バスク社会のアーティストという一部の集団の反応に触れたが、もう少し視野を広げて、バスク社会の諸集団の反応はどうだったのだろうか。この問いかけに答えることが、地域研究の立場から「グッゲンハイム効果」を掘り下げていく1つの糸口になるかと思われる。以下、この点について、不十分ながら若干の私見を呈して、本稿の結びとしたい

イメージの刷新は、バスク社会内部においても、ある程度確認される。それは、BG美術館誘致計画が発表された1990年代前半から15年間の間に、誘致計画当事者や地域住民の言説が変容したことから裏付けられよう。

まず、誘致計画決定プロセスに対する初期の否定的な意見や、公金投入の効果に対する懐疑的な見解は、BG美術館を支持する意見や、許容する寛容な態度へと、徐々に変容していった。失業率の低下や雇用者数の増加などを「グッゲンハイム効果」と位置づける公的機関の数値データや、海外メディアの肯定的な反応、そして可視化された大量の観光客の到来は、言説の変容を後押しした。実際、BG美術館に

⁵ 例えば、中華民国の台中市やオーストラリアのジーロング 市など。

強硬に反対していた人びとでさえ、その物理的存在をバスク社会から駆逐することが困難だと認めざるを得なくなった。例えば、誘致に強硬に反対し、開館式直前に警備員1名を爆殺したETAは、その後、「標的として安易すぎる」からと、BG美術館を標的から外した。また、BG美術館に対して執拗なくらい敵愾心を燃やしてきたオテイサは、死の直前に、「敗北」感とともに、自作品がBG美術館に収められることを了承したのである。BG美術館に否定的な言説を公に表明することが困難になった、と換言してもよいだろう。BG美術館は、良かれ悪しかれ、バスク社会の一部として受容されていったと言える。

次に、当初「ビジネス」として語られることのあった BG 美術館誘致事業は、次第に「文化」事業として語られていく。フランチャイズ方式による運営形態は、「新たな美術館経営モデル」と称えられる。経済効率を追求するだけではない、環境に配慮して持続的発展を目指す文化都市再生モデル、ということが高らかに謳われる。こうして、「文化」の力を援用して、ビルバオの再生復興を実現した成功物語がメディアを通して創られ、かつまた共有される。1980年代まで、バスク語教育に関わる活動を除いてバスク文化の支援に必ずしも積極的でなかったバスク自治州政府が、都市部のハイブリッドな文化を「バスク文化」の一部として定義づけたように、BG美術館がバスク文化の産物であることが、当然のごとく語られるようになっていった。

さらに、「グッゲンハイム効果」は、1980年代から進められていたビルバオ都市再生計画の「効果」と同じ次元で語られ、時に「ビルバオ効果」という用語に置き換えられるようになる。しかも、BG美術館は新生ビルバオの象徴にとどまらず、新生バスク自治州の象徴、場合によっては、新生バスク・ホームランドの象徴としてさえ、引き合いに出されていく。ここには、バスク社会の外側からの視線が色濃く反映されている。なるほどBG美術館誘致は、バスク社会がグローバル社会へデビューする契機であった。そしてデビューは、グローバル社会からの賞賛をもって迎えられた。しかし、そうした他者の視線を内面化するや、バスク社会は元来外部世界に対して開かれていたのだという言説が、昨今のバスク社会においてしばし聞かれるのである。

BG 美術館誘致をめぐる言説は、必ずしも実態に即

したとは限らないイメージが先行する形で、ポジティヴな方向へと変容していった。なかでも、1990年代末から、バスク自治州の経済状況が回復し、雇用人口の増加と失業率の低下を見たことは、BG美術館誘致はその一因となったか否かはさておき、こうした言説の変容を促したと思われる。

しかし、このようなイメージ先行型の言説は、逆 の方向にも容易に変転しかねない。現に、2008年9 月のリーマン・ブラザーズ破綻に発する世界恐慌は、 バスク自治州の失業率を一気に8%台にまで上昇さ せた。これは、「グッゲンハイム効果」の効力に疑義 を呈するに十分な数値であろう。また、2009年春の バスク自治州議会選挙において、自治州誕生以来常 に政権を担当してきた PNV が、政権の座を、初めて 非バスク・ナショナリストの PSOE に譲ることとなっ た。前後して、BG美術館の不正経理問題が、BG美 術館誘致に懐疑的だった人びとや、誘致の意志決定 プロセスから外された人びとによって、糾弾され始 めている。このような状況下で、「新生バスク」の象 徴だった BG 美術館は、民意を無視した PNV の独断 による愚策として、スケープ・ゴートの矢面に立た されかねない危険性を孕みつつある。

「グッゲンハイム効果」の評価については、2008年以降のバスク経済・社会の変化を注視しつつ、20年間のフランチャイズ初期契約が完了する2017年をもって、ひとまず相応の判断がされるはずである。その頃までには、「世界分館構想」に基づく、アブダビ・グッゲンハイム美術館などの各分館の運営状況も明らかにされているであろう。「世界分館構想」の逆説は、分館の数が多くなればなるほど、ブランドとしての希少価値が相対的に低下するという点にある。ブランド力と「世界分館構想」は必ずしも相容れない。「グッゲンハイム効果」の評価とモデル化については、バスク側からの視点をも考慮しつつ、今後いっそう内外での議論が深まるものと予想される。それだけに、本現象を引き続き注視していく必要があると思われるのである。

参考文献

- 石井久生 (2005):「ビルバオにおける都市再生に 関する一考察」『共立 国際文化』第22号、 pp.43-65.
- 字沢弘文(2003):「ヨーロッパにおける新しい都市 づくり―ビルバオ、ストラスブールの事例から ―」、字沢弘文・薄井充裕・前田正尚編『都市 のルネッサンスを求めて―社会的共通資本としての都市1―』東京大学出版会、所収。
- 岡部明子 (2003): 『サステイナブルシティ―EU の地域・環境戦略』 学芸出版社。
- (財) 千里文化財団 (2008):『世界創造都市フォーラム 2007 in OSAKA』 報告書。
- ハビエル・マルティネス (2003):「ビルバオのグッ ゲンハイム美術館」京都外国語大学イスパニア 語学科(編)『スペイン語世界のことばと文化』 行路社、所収。
- 中牧弘允・佐々木雅幸・総合研究開発機構(編)(2008): 『価値を創る都市へ一文化戦略と創造都市』NTT 出版。
- 萩尾生(2007):「自治州国家スペインにおける『歴史的諸法』―地域自治に対する歴史的独自性の射程」、宮島喬・若松邦弘・小森宏美編『地域のヨーロッパ 多層化・再編・再生』人文書院、pp. 93-116.
- (2009):「『バスク文化』振興におけるナショナリティとテリトリアリティ」、小森宏美・原聖編『ヨーロッパのナショナリティとテリトリアリティ』 CIAS Discussion Paper No.7, Center for Integrated Area Studies, Kyoto University, pp.55-62.
- 山下晋司(編)(2007):『資源化する文化』弘文堂。
- 吉本光宏(2004):「ビルバオ市における都市再生の チャレンジーグッゲンハイム美術館の影に隠さ れた都市基盤整備事業―」国際交流基金(編) 調査報告書『文化による都市の再生―欧州の事 例から』所収。
- (2006):『アート戦略都市 EU・日本のクリエイティブシティ』 鹿島出版会。
- Bradley, Kim (1997): "The Deal of the Century", in *Art in America*, July 1997, pp.48-55.
- Del Cerro Santamaría, Gerardo (2007): *Bilbao: Basque Pathways to Globalization*, Elsevier.
- Departamento de Economía y Planif icación del Gobierno Vasco (1989): "Bases para la revitalización económica del Bilbao Metropolitano", in *Ekonomiaz* No.15, pp.54-73.
- Ellis, Adrian (2007): "A Franchise Model for the Few Very Few", in *The Art Newspaper*, No.184, October 2007, p.44
- Gómez, María V. (1998): "Reflective Images: The Case

- of Urban Regeneration in Glasgow and Bilbao", in *International Journal of Urban and Regional Research* Vol. 22, No.1, pp.106-121.
- Guasch, Anna Maria & Zulaika, Joseba (ed.) (2005): *Learning from the Bilbao Guggenheim*, Center for Basque Studies, Reno, University of Nevada.
- Hamnett, Chris and Shoval, Noam (2003): "Museums as Flagships of Urban Development", in Hoffman, Lily M. et al. (eds.), Cities and Visitors. Regulating People, Markets, and City Space, Blackwell Publishing.
- McNeill, Donald(2000): "McGuggenisation? National identity and globalisation in the Basque country", in *Political Geography*, 19, pp.473-494.
- Plaza, Beatriz (2000): "Evaluating the Influence of a Large Cultural Artifact in the Attraction of Tourism. The Guggenheim Museum Bilbao Case", in *Urban Affairs Review*, vol.36, No.2, November 2000, pp.264-274.
- (2006): "The Return on Investment of the Guggenheim Museum Bilbao" in *International Journal of Urban Regional Research*, Vol.30, No. 2, pp.452-467.
- (2007): "The Bilbao Effect", in *Museum News*, September/October 2007, pp.13-15 & p.68.
- (2008): "On Some Challenges and Conditions for the Guggenheim Museum Bilbao to be an Effective Economic Re-activator", in *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol.32, No.2, pp.506-517.
- Plaza, Beatriz & Haarich, Silke N. (2009): "Museums for Urban Regeneration? Exploring Conditions for Their Effectiveness", in *Journal of Urban Regeneration* and Renewal, Vol.2, No.3, pp.259-271.
- Ploger, Jorge (2007): *Bilbao City Report*, Suntory and Toyota International Centres for Economics and Related Disciplines.
- Rodríguez, Arantxa (1998): "Continuidad y cambios en la revitalización del Bilbao metropolitano", in *Ekonomiaz*, No.41, pp.148-167.
- Rodríguez, Arantxa, Martínez, Elena and Guenaga, Galder (2001): "Uneven Redevelopment. New Urban Policies and Socio-Spatial Fragmentation in Metropolitan Bilbao", in *European Urban and Regional Studies*, 8 (2), pp.161-178.
- Udalbiltza(2006): *Euskal Herria datuen talaiatik* 2006, Tafalla, Txalaparta.
- Zulaika, Joseba (1997): Crónica de una seducción. El Museo Guggenheim Bilbao, Madrid, Nerea.
- (1999): "Miracle in Bilbao": Basques in the Casino of Globalism", in William A. Douglass et al. (ed.), Basque Cultural Studies, Basque Studies Program, Reno, University of Nevada.
- (2001): "Tough Beauty", in Joan Ramon Resina (ed.)

Iberian Cities, New York and London, Routledge.

— (2003): Guggenheim Bilbao Museoa. Museums, Architecture and City Renewal, Center for Basque Studies, Reno, University of Nevada.

参考ウェブ・サイト

Art4pax Foundation(ビルバオ都市計画関連学術論文サイト) http://www.scholars-on-bilbao.info/

Bilbao Metropoli-30

http://www.bm30.es/

Bilbao Ría 2000

http://www.bilbaoria 2000.org/ria 2000/index.htm

Eusko Jaurlaritza (バスク自治州政府)

http://www.euskadi.net

EUSTAT (バスク統計院)

http://www.eustat.es/

グッゲンハイム財団

http://www.guggenheim.org/guggenheim-foundation

ビスカーヤ県政府

http://www.bizkaia.net/home2/ca_index.asp

ビルバオ市

http://www.bilbao.net/nuevobilbao/jsp/bilbao/prehome.jsp

Rethinking Regionalism: Europe and South East Asia in Historical Institutionalist Perspective

Limitations of Ethnic Classification Policies in a Socialist Country: The Case of Vietnam ITO, Masako (ASAFAS, Kyoto University)

Why was Law on National Cultural Autonomy Implemented in Estonia? KOMORI, Hiromi (CIAS, Kyoto University)

Between Two "Regions": The Concepts of "Region" and "Regional Languages and Cultures" in France

SANO, Naoko (School of Humanies and Social Sciences, Nagoya City University)

Speculative Ventures in the Name of Regional Revival by Inviting a Museum: New Basque Image Directed by Guggenheim Museum Bilbao

HAGIO, Sho (International Center, Nagoya Institute of Technology)

CIAS Discussion Paper No.17

小森宏美編

リージョナリズムの歴史制度論的比較

発 行 2010年9月

発行者 京都大学地域研究統合情報センター

京都市左京区吉田下阿達町 46 〒 606-8501

電話: 075-753-9603 FAX: 075-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp http://www.cias.kyoto-u.ac.jp

